

平成26年第1回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成26年 3月 5日 開会

平成26年 3月18日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成26年東吾妻町議会第1回定例会会議録目次

第 1 号 (3月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○表彰状の伝達	4
○町長挨拶	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	8
○議案第16号の上程、説明、議案調査	11
○議案第17号の上程、説明、議案調査	12
○議案第18号の上程、説明、議案調査	13
○議案第19号の上程、説明、議案調査	14
○議案第20号の上程、説明、議案調査	15
○議案第21号の上程、説明、議案調査	16
○議案第22号の上程、説明、議案調査	17
○議案第23号の上程、説明、議案調査	18
○議案第24号の上程、説明、議案調査	19
○議案第25号～議案第29号の一括上程、説明、議案調査	20
○議案第30号の上程、説明、議案調査	22
○議案第31号及び議案第32号の一括上程、説明、議案調査	23

○議案第 1 号の上程、説明、議案調査	25
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託	60
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託	65
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託	67
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託	72
○延会について	74
○延会の宣告	74

第 2 号 (3月6日)

○議事日程	75
○本日の会議に付した事件	75
○出席議員	75
○欠席議員	76
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	76
○職務のため出席した者	76
○開議の宣告	77
○議事日程の報告	77
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託	77
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託	80
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託	82
○議案第 9 号の上程、説明、議案調査	85
○議案第 1 0 号の上程、説明、議案調査	96
○議案第 1 1 号の上程、説明、議案調査	99
○議案第 1 2 号の上程、説明、議案調査	100
○議案第 1 3 号の上程、説明、議案調査	102
○議案第 1 4 号の上程、説明、議案調査	103
○議案第 1 5 号の上程、説明、議案調査	105
○議案第 3 3 号及び議案第 3 4 号の一括上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	106
○議案第 3 5 号の上程、説明、議案調査	108
○議案第 3 6 号及び議案第 3 7 号の一括上程、説明、議案調査	110

○議案第 3 8 号の上程、説明、議案調査	111
○陳情書の処理について	112
○散会の宣告	113

第 3 号 (3月17日)

○議事日程	115
○本日の会議に付した事件	116
○出席議員	116
○欠席議員	117
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	117
○職務のため出席した者	117
○開議の宣告	118
○議事日程の報告	118
○議案第 1 6 号の質疑、自由討議、討論、採決	118
○議案第 1 7 号の質疑、自由討議、討論、採決	119
○議案第 1 8 号の質疑、自由討議、討論、採決	120
○議案第 1 9 号の質疑、自由討議、討論、採決	120
○議案第 2 0 号の質疑、自由討議、討論、採決	121
○議案第 2 1 号の質疑、自由討議、討論、採決	122
○議案第 2 2 号の質疑、自由討議、討論、採決	122
○議案第 2 3 号の質疑、自由討議、討論、採決	125
○議案第 2 4 号の質疑、自由討議、討論、採決	125
○議案第 2 5 号、議案第 2 6 号、議案第 2 7 号、議案第 2 8 号、議案第 2 9 号の質 疑、自由討議、討論、採決	126
○議案第 3 0 号の質疑、自由討議、討論、採決	129
○議案第 3 1 号及び議案第 3 2 号の質疑、自由討議、討論、採決	138
○議案第 3 8 号の質疑、自由討議、討論、採決	139
○議案第 1 号の質疑、自由討議、討論、採決	140
○議案第 2 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	165
○議案第 3 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	167

○議案第４号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	168
○議案第５号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	170
○議案第６号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	171
○議案第７号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	172
○議案第８号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	174
○議案第９号の質疑、自由討議、討論、採決	175
○議案第１０号の質疑、自由討議、討論、採決	177
○議案第１１号の質疑、自由討議、討論、採決	178
○議案第１２号の質疑、自由討議、討論、採決	178
○議案第１３号の質疑、自由討議、討論、採決	179
○議案第１４号の質疑、自由討議、討論、採決	180
○議案第１５号の質疑、自由討議、討論、採決	180
○議案第３９号の上程、説明、議案調査	181
○延会について	183
○延会の宣告	183

第 ４ 号 （３月１８日）

○議事日程	185
○本日の会議に付した事件	185
○出席議員	185
○欠席議員	185
○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名	185
○職務のため出席した者	186
○開議の宣告	187
○議事日程の報告	187
○議案第３９号の質疑、自由討議、討論、採決	187
○議案第３５号の質疑、自由討議、討論、採決	188
○議案第３６号、議案第３７号の質疑、自由討議、討論、採決	189
○請願書・陳情書の委員会審査報告	190
○閉会中の継続審査（調査）事件について	193

○町政一般質問	195
根 津 光 儀 君	195
須 崎 幸 一 君	206
青 柳 はるみ 君	210
○町長挨拶	218
○議長挨拶	218
○閉会の宣告	219
○署名議員	221

平成26年 3 月 5 日（水曜日）

（第 1 号）

平成 2 6 年東吾妻町議会第 1 回定例会

議 事 日 程（第 1 号）

平成 2 6 年 3 月 5 日（水）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 1 号 専決処分の承認について（平成 2 5 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 6 号））
- 第 5 議案第 1 6 号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 1 7 号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 1 8 号 東吾妻町簡易郵便局郵便切手等購入基金条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 1 9 号 東吾妻町地域開発事業特別会計条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 2 0 号 東吾妻町老人ホーム入所判定委員会条例について
- 第 1 0 議案第 2 1 号 東吾妻町介護保険事業運営協議会条例について
- 第 1 1 議案第 2 2 号 東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計条例を廃止する条例について
- 第 1 2 議案第 2 3 号 東吾妻町保育所（園）条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 2 4 号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第 1 4 議案第 2 5 号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 1 5 議案第 2 6 号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 1 6 議案第 2 7 号 東吾妻町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 2 8 号 東吾妻町農業集落排水使用料条例の一部を改正する条例について
- 第 1 8 議案第 2 9 号 東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 9 議案第 3 0 号 東吾妻町立学校給食センター設置条例について

- 第20 議案第31号 東吾妻町社会教育委員条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第32号 東吾妻町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第 1号 平成26年度東吾妻町一般会計予算
- 第23 議案第 2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第24 議案第 3号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25 議案第 4号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第26 議案第 5号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第27 議案第 6号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計予算
- 第28 議案第 7号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計予算
- 第29 議案第 8号 平成26年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第30 議案第 9号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）
- 第31 議案第10号 平成25年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第32 議案第11号 平成25年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第33 議案第12号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第34 議案第13号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第35 議案第14号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第36 議案第15号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 第37 議案第33号 町道路線の廃止について
- 第38 議案第34号 町道路線の認定について
- 第39 議案第35号 「スポーツの町」宣言について
- 第40 議案第36号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について
- 第41 議案第37号 吾妻広域町村圏振興整備組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議
について
- 第42 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

日程第26まで

出席議員（13名）

1番 橋 爪 英 夫 君

2番 佐 藤 聡 一 君

3 番 根 津 光 儀 君
 5 番 山 田 信 行 君
 8 番 茂 木 恒 二 君
 1 0 番 青 柳 はるみ 君
 1 2 番 浦 野 政 衛 君
 1 4 番 菅 谷 光 重 君

4 番 樹 下 啓 示 君
 6 番 水 出 英 治 君
 9 番 金 澤 敏 君
 1 1 番 須 崎 幸 一 君
 1 3 番 一 場 明 夫 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	高 橋 啓 一 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	保健福祉課長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税務会計課長 兼会計管理者	松 井 秀 之 君
産 業 課 長	丸 山 和 政 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上下水道課長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	轟 馨 君
教 育 課 長	中 井 充 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	田 中 康 夫	議会事務局長 係	水 出 悟
--------	---------	-------------	-------

◎議長挨拶

○議長（橋爪英夫君） おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月に入りましたが、まだまだ寒い日が続いております。本日もまた雪の悪天候となりました。足元の悪い中、ご苦労さまです。

先月14日から15日にかけて、関東地方は歴史的な豪雪に見舞われました。町内各地でも大きな被害が確認されており、被害に遭われた方々に対し心からお見舞いを申し上げます。

また、東日本大震災から間もなく3年を迎えます。原発事故の処理問題を初め被災者の生活再建、被災地の復興の道筋はまだ途上であり、継続的な支援が求められております。

明るい話題では、ロシアのソチで冬季オリンピックが開催され、各競技に熱戦が繰り広げられました。あさってからはパラリンピックが開幕し、日本選手の活躍が期待されるところであります。

さて、本日ここに平成26年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には年度末の極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心からお礼を申し上げます。

本定例会には、平成26年度予算案を初め各種条例の制定・改正、平成25年度補正予算など多くの重要案件が提出されます。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもって審議に臨まれることをお願いしたいと思います。長い会期が予定されます。町長を初め執行部各位におかれましても、一層のご協力をお願いいたします。

◎表彰状の伝達

○議長（橋爪英夫君） なお、群馬県町村議会議長会より多年にわたり地方自治の発展に功労のあった方々へ表彰がありました。当議会においても、菅谷光重議員及び浦野政衛議員が表彰されました。表彰状をお預かりしてありますので、その伝達を行いたいと思います。

それでは、町村議会議長4年以上の表彰です。

菅谷光重議員前へお進みください。

（14番 菅谷光重君 登壇）

○議長（橋爪英夫君） 表彰状、東吾妻町議会、菅谷光重殿。

あなたは議会議長として、よくその職責を遂行され、地方自治の振興・発展に寄与された功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰いたします。

平成26年2月20日、群馬県町村議会議長会会長、高橋正。代読。

おめでとうございます。

（表彰状授与）（拍手）

○議長（橋爪英夫君） 次に、町村議会議員10年以上の表彰です。

浦野政衛議員前へお進みください。

（12番 浦野政衛君 登壇）

○議長（橋爪英夫君） 表彰状、東吾妻町議会、浦野政衛殿。

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体し、よく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よって、ここに表彰いたします。

平成26年2月20日、群馬県町村議会議長会会長、高橋正。代読。

おめでとうございます。

（表彰状授与）（拍手）

○議長（橋爪英夫君） 以上で表彰状の伝達を終わります。

◎町長挨拶

○議長（橋爪英夫君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成26年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

弥生3月を迎えましたが、先日の記録的な豪雪に続き、本日も降雪となりました。春の到来が待ち遠しく感じられるところでございます。議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

また、先ほどは、菅谷光重議員、浦野政衛議員が長年の議員活動の功績により、群馬県町

村議会議長会表彰の伝達が行われました。心から敬意をあらわすとともに、今後のご活躍をお祈り申し上げます。まことにめでとうございます。

さて、先月の記録的な大雪により、住宅や農業施設等に大きな被害が出ておりますので、町といたしましては、町民生活の早期回復を目指して、できる限りの支援をしていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご協力をお願いいたします。

本定例会では、専決処分の承認 1 件、条例関係といたしまして、東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例などについて17件、予算関係では平成25年度一般会計補正予算など15件、その他 5 件、合わせて38件を予定させていただきました。慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、全てを原案どおりご議決賜りますようお願いいたします。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） ただいまより平成26年第 1 回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 1 0 時 0 9 分）

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋爪英夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、6 番、水出英治議員、8 番、茂木恒二議員、9 番、金澤敏議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋爪英夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認め、会期は14日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は3月6日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、議員各位には従前より理論的、具体的な通告書作成にご協力をいただいております。今後もより一層皆さんにご協力をいただき、建設的な政策議論に臨んでいただきたいと存じます。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外の場合は、通告書が受理できないことがありますので、あらかじめ申し上げます。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（橋爪英夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長として報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんいただきまして、議会活動また議員活動に資していただければと思います。

なお、轟徳三氏より2月28日に辞職願が提出されました。同日付で許可をいたしましたので報告をいたします。

また、第1回臨時会で派遣決定いただいた2月18日開催予定だった吾妻県民局県政説明会につきましては、豪雪により中止となりました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。
提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、2月14日から15日にかけて降った大雪の影響で、特に緊急を要する執行経費について追加補正を行ったものでございます。

今回の大雪は観測史上最高となる積雪に見舞われ、集落が孤立する状況にまで陥ったため、当町では2月17日付で群馬県から災害救助法の適用を受けました。その後、孤立は解消されましたが、今なお多くの雪が残っている状態でございます。

このような状況により、除雪経費等について既設予算の不足が見込まれたため、2月17日付で専決処分し、同日付で告示いたしました。

今回は、この専決処分の承認をいただくものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 大変お世話になります。

今回承認をいただく専決処分は、先ほど町長が説明を申し上げたとおりでございます。補正の中身は、2月14日から15日にかけての豪雪に伴う除雪機及び農業施設等の被害に対する経費について、速やかに予算措置を講ずる必要があるため、2月17日付で専決処分を行ったものであります。

それでは、内容について説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ5,610万円追加して、総額を86億7,605万9,000円とするものでございます。

次に、4ページをお願いします。

歳入でございますが、10款1項1目地方交付税、普通地方交付税の4,943万4,000円の追加でございます。

次の12款分担金及び負担金の666万6,000円の追加でございます。

次に、5ページの歳出をお願いいたします。

2款1項1目一般管理費ですけれども、260万円の追加でございます。内訳につきましては、除雪に伴う時間外勤務手当等の追加でございます。

6款1項3目の農業振興費でございますが、農業施設等の被害に対する農業災害対策事業補助金の1,000万円の追加でございます。

8款1項2目道路維持費でございますが、3,100万円の追加でございます。除雪委託料、機械借上料、時間外勤務手当等の追加が主なものでございます。

10款2項小学校費から4項幼稚園費でございますけれども、合計で1,250万円の追加でございます。これは、小学校、中学校、幼稚園の駐車場及び駐車場進入路等の除雪の委託料でございます。

以上でございますが、ご審議をいただきまして、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 一点だけお聞きしたいんですが、専決されているということで、それについては議長のほうからも確認の連絡をいただいたので、承知はしているんですが、ここで専決で補正したものが、最終的に多分こちらで、補正でどのくらいかかるかという経費が最終的にまとまってくるのかなと思いますけれども、現実的には、ここでとったものが余るような形になりますか。まだ足らなくて、さらにここに追加になるようなふうに組んでありますか。私、ちょっとまだよく見ていないので申しわけないんですが、これから議案調査になるつもりでしたので、その辺のところをちょっと、見込みだけ話していただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） その関係につきましてなんですけれども、まだいろいろなものを調査、集計中でございます。それによって不足するものも出てくるのだろうというふうに思いますし、また余ってくる分もあろうかと思います。そういったものにつきましては、今

後、この後話があるかと思えますけれども、支援策とか、そういったものも考えておりますので、補正をまたお願いするということもありますので、そちらのほうで調整させていただく、そういったことになろうかと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

かつてない豪雪ということで、専決されたことについては、ある意味、大まかでとるしかないというような部分もあったんだと思えますけれども、問題はここの中で、これから出るまた補正予算と、処理できないものは来年度の予算の中で、さらに補正が出てくるというふうに理解しておけばよろしいんですか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） ただいまのご質問でございますけれども、いろいろ調整しなくてはならないものもございますので、25年度補正をして、多分繰り越しをして、26年度に実施していく、そういったものもある、そういったことで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

そうすると、ここに出ているもの以外にも、まだ出る可能性があるということになると、この会期中に出るのか、またそれが終わってから、年度内に出るのかというような話にもなってくるんだと思えますけれども、その辺の見込みはどんな予定になっていますか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 調整を行いながら、今議会の会期中にお世話になりたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎議案第16号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第5、議案第16号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第16号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

給料構造改革に伴う新給料表への切りかえによって切りかえ前の給料月額よりも減額する場合に、切りかえ前の給料月額と切りかえ後の給料月額との差額分を保障してきたものを終了するものです。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） お世話になります。

説明の前に、議案書でございますが、2行目のところに「東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」というふうに記載されておりますけれども、これを「一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。」というふうに訂正をお願いいたします。

それでは、ご説明をさせていただきますが、この条例の改正条例につきましては、先ほど

町長より説明がありましたとおり、平成18年より給料構造改革に伴いまして新給料表との差額分を支給してきました、いわゆる現給保障を、3月31日をもって終了するための改正でございます。

なお、この現給保障につきましては、東吾妻町職員の給与に関する条例の附則第7項第1号で既設されておりましたので、附則の改正となります。

新旧対照表をごらんください。

改正後の中ほどにあります「平成26年3月31日までの間」を加えまして、終了するというものでございます。

なお、ほかにつきましては、それに伴います条文整理を行うものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第17号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第6、議案第17号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第17号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、地域の振興、住民の生活の向上等に関する町の諸政策の推進を図り、より一層福祉の増進に資するための条例の整備を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、新旧対照表をごらんください。

先ほど町長より説明がありましたとおり、公益的法人等へ職員を派遣するための条例の改正でございます、第4条に通勤手当、管理職手当、勤勉手当を加え、条文整理をするものでございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第18号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第7、議案第18号 東吾妻町簡易郵便局郵便切手等購入基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第18号 東吾妻町簡易郵便局郵便切手等購入基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、町で運営している簡易郵便局が本宿、植栗、厚田の3カ所ございますが、郵便切手等の販売実績が多くなってきたため、基金額を各簡易郵便局20万円とし、合計60万円に改正し、円滑かつ効率的に運営を図るものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、新旧対照表をごらんください。

先ほど町長より説明のありましたとおり、改正前の23万円を改正後は60万円とするもの

でございます。これにつきましては、現状に即したものとすることとございまして、3簡易郵便局の郵便切手等の購入を円滑かつ効率的に行うための改正ということとでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第19号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第8、議案第19号 東吾妻町地域開発事業特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第19号 東吾妻町地域開発事業特別会計条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、東吾妻町地域開発事業特別会計に国・県補助金を歳入として受け入れるためのものとございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 新旧対照表をごらんください。

先ほど町長より説明のありましたとおり、第2条に国・県補助金を加え、条例整備を現状に合わせて行うものとございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第20号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第9、議案第20号 東吾妻町老人ホーム入所判定委員会条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第20号 東吾妻町老人ホーム入所判定委員会条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本委員会は、町の附属機関である審議会でございます。現在は要綱規定になっておりますので、これを条例化するとともに条文の整理を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 大変お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

本委員会は、地方自治法第138条の4第3項で定めた附属機関となります。

それでは、条文をごらんください。

第1条の目的ですが、本条例は老人福祉法第11条の規定による老人ホーム、特に養護老人ホームへの入所措置の適正な実施を図るために制定するものでございます。

第2条の所掌事務は、老人ホームへの措置入所の要否及び入所継続の要否判定を行います。

第3条の組織ですが、ごらんのように医師を含む8人の委員で組織します。

第4条では、委員の任期は2年とする。

第5条の役員では、委員の互選により委員長を選出。

第6条の会議は、委員長が招集し、その議長となります。ただし、緊急を要する場合には回議に付すことができるとし、高齢者虐待などによる緊急措置入所に対応するために設けるものでございます。

第7条では、関係者からも意見を聞くことができるとしております。

第8条は庶務で、事務局は保健福祉課となります。

第9条は秘密の保持、第10条は委任規定でございます。

最後の附則ですが、本条例の施行日は平成26年4月1日からとなります。また、招集の特例を設けましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第21号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第10、議案第21号 東吾妻町介護保険事業運営協議会条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第21号 東吾妻町介護保険事業運営協議会条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本協議会は、町の附属機関である審議会でございます。現在は要綱規定になっておりますので、これを条例化するとともに条文の整理を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、ご説明申し上げます。

本協議会は、地方自治法第138条の4第3項で定めた附属機関となります。

それでは、条文をごらんください。

第1条の目的ですが、本条例は介護保険事業を円滑に運営するために制定するものでございます。

第2条の所掌事務は、介護保険法第117条の規定による介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定に参画してもらうことが一番でございます。この介護保険事業計画は3年を1期としており、施設整備計画や介護保険料などの重要な事項を審議していただきます。

第3条の組織ですが、ごらんのように介護保険の被保険者など10人以内の委員で組織いたします。

第4条では、委員の任期は3年とする。

第5条の役員では、委員の互選により委員長を選出。

第6条の会議は、委員長が招集し、その議長となります。

第7条は庶務で、事務局は保健福祉課となります。

第8条は委任規定です。

最後の附則ですが、本条例の施行日は平成26年4月1日からとなります。また、招集の特例を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第22号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第11、議案第22号 東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第22号 東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、本年4月からのいわびつ荘指定管理に伴い不要となりますので、これを廃止するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください。

ますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、説明申し上げます。

本条例の廃止は、町長の提案理由のとおりでございます。新年度4月1日からの指定管理に伴いまして、特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計を廃止するものでございます。

条文の附則をごらんください。

施行日は平成26年4月1日からです。ただし、経過措置として平成25年度の歳入、歳出及び決算に関しては、なお従前の例によるということになりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、よろしくお願いいたします。

◎議案第23号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第12、議案第23号 東吾妻町保育所（園）条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第23号 東吾妻町保育所（園）条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、保育所（園）の設置や入所要件、保育料などを規定しております。今回の改正は、保育料徴収の法的根拠を明確にするためのものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、説明申し上げます。

今回の改正は、ただいま町長の提案理由にありましたように、保育料徴収の法的根拠を明確にするための改正でございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第4条第1項中に、根拠規定となる法第56条第3項を明記するものです。

なお、本条例中の法とは児童福祉法でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第24号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第13、議案第24号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第24号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県においては、小口資金に係る返済負担の軽減策として、平成23年度から実施している融資期間の延長の特例措置、平成15年度から実施している借りかえ制度及び平成21年12月24日から実施している借りかえ制度の緩和について、平成26年度も引き続き実施することとし、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部改正が行われました。

町でも、中小事業者等を取り巻く状況を踏まえて、群馬県小口資金融資促進制度要綱同様、平成26年度につきましても、借りかえ制度の延長及び25年度以前に融資した案件について、平成26年度までに融資期間の延長申請があった場合は、融資期間を3年を限度として融資期

間を延長できるものです。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

産業課長。

○産業課長（丸山和政君） お世話になります。

この改正につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、経済情勢が依然として厳しいことを勘案し、群馬県小口資金融資促進制度要綱に合わせまして、借りかえ制度の1年間の期間延長をする改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

第8条の2、既往債務の借りかえでございますが、借りかえの申請期限を平成27年3月31日までの1年間延長するものでございます。

続きまして、附則第3項、融資期間の延長でございますが、申請期間を平成26年度中として1年間延長して、取り扱い金融機関に融資期間延長の申請を行い、手続が可能な場合、融資期間を最大3年間延長できるようにするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第25号～議案第29号の一括上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第14、議案第25号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第26号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第16、議案第27号 東吾妻町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例について、日程第17、議案第28号 東吾妻町農業集落排水使用料条例の一部を改正する条例について及び日程第18、議案第29号 東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第25号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第26号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第27号 東吾妻町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例について、議案第28号 東吾妻町農業集落排水使用料条例の一部を改正する条例について、議案第29号 東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられるための改正と、公共下水、農業集落排水につきましては、不正な使用態様の変更を防止する観点から、使用の態様の変更が生じたときに届け出る旨を新たに規定する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） お世話になります。

東吾妻町水道事業給水条例外4本の一部改正の説明をさせていただきます。消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う条例の一部改正でございます。

水道事業給水条例の新旧対照表をごらんください。

第6条の2第2項中の「100分の105」を「100分の108」に改め、第26条中の「100分の105」を「100分の108」に改め、同条後段に「この場合において、1円未満の端数金額が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」を加えるものです。

附則で、施行は平成26年4月1日、2項として、この条例の施行の日前から継続して使用していて、平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、なお従前の例によると経過措置を設けてあります。

議案第26号の簡易水道事業給水条例につきましても、水道事業給水条例と条文、附則とも同じでございます。

議案第27号の公共下水道使用料条例でございますが、新旧対照表をごらんください。

改正前の別表は消費税を含んだ料金で表示しておりましたが、改正後の別表は税抜き金額

を表示しております。第3条で「100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。」を新たに規定しております。

第4条の2で、使用の態様の変更があったときは届け出る旨を新たに規定するものでございます。

附則につきましては、施行日、経過措置を設けてございます。

議案第28号 農業集落排水使用料条例につきましても、第3条で「100分の105」を「100分の108」に改め、使用の態様の変更の届け出を第4条の2に規定し、附則で経過措置を設けてあります。

議案第29号 浄化槽市町村整備推進事業に関する条例でございますが、新旧対照表をごらんください。

第7条第1項第3号で、改正前の別表は税込み金額で表示をしてありましたが、改正後は別表の月額使用料に100分の108を乗じ、月額使用料とするものです。

第7条5項では、事業所所有者の利用する浄化槽の汚泥引き抜き清掃料金を規定してあります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本5件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第30号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第19、議案第30号 東吾妻町立学校給食センター設置条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第30号 東吾妻町立学校給食センター設置条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例につきましては、新設の給食センター建設に伴い、設置条例を制定するもので

ございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

教育課長。

○教育課長（中井 充君） お世話になります。

それでは、説明を申し上げます。

この条例につきましては、現在建設されております学校給食センターの設置に関する条例の制定でございます。

第1条につきましては、趣旨でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、東吾妻町立学校給食センターの設置に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条につきましては、設置でございます。東吾妻町立幼稚園、小学校及び中学校の学校給食のため、その調理等の業務を一括して処理する施設として、東吾妻町立学校給食センターを設置するということでございます。

第3条につきましては、名称及び位置でございます。給食センターの名称と位置は次のとおりとする。名称につきましては東吾妻町立学校給食センター、位置につきましては東吾妻町大字矢倉575番地1でございます。

第4条につきましては委任です。この条例に定めるもののほか、給食センターの管理、運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるということでございます。

なお、この条例につきましては、平成26年8月1日から施行し、東吾妻町立学校給食共同調理場設置条例につきましては廃止するものといたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第31号及び議案第32号の一括上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第20、議案第31号 東吾妻町社会教育委員条例の一部を改正する条例について及び日程第21、議案第32号 東吾妻町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第31号 東吾妻町社会教育委員条例の一部を改正する条例及び議案第32号 東吾妻町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例につきましては、地方分権に伴う第3次一括法の改正による一部改正でございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、社会教育委員条例につきましては、社会教育法の一部改正により、社会教育委員の委嘱基準が削除されたことに伴い、委員の委嘱基準について直接条例で定めるものでございます。

次に、東吾妻町青少年問題協議会設置条例につきましては、青少年問題協議会法の一部改正により、青少年問題協議会委員の委嘱基準が削除されたことに伴い、委員の委嘱基準について直接条例で定めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（中井 充君） それでは、説明を申し上げます。

まず、東吾妻町社会教育委員条例の一部改正につきましては、社会教育法が一部改正されたことによる改正となります。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正前では、第2条に「法第15条第2項に規定する」とありますが、この部分が削除されましたので、改正後の2で「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある」の部分について、直接定めるものでございます。

次に、東吾妻町青少年問題協議会設置条例の一部改正につきましては、青少年問題協議会法が一部改正されたことによる改正となります。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正前では、第3条の3において「法第3条第3項の規定により、」とありますが、この部分が削除されましたので、改正後の3で「委員は、社会教育関係者、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、町長が任命し、」の部分について、直接定めるものでございます。

なお、この条例につきましては、平成26年4月1日から施行となります。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本2件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を11時10分からということにいたします。

（午前11時00分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第22、議案第1号 平成26年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成26年度東吾妻町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

国の平成26年度予算は、社会保障を初めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点的に予算を配分するとされております。

町におきましても、重点投資と財政規律のバランスを図りながら、町民と行政の協働により、新町建設計画の基本理念であります「人と自然の息吹が未来を奏でる笑顔あふれるまち」を着実に推進することを踏まえまして、予算を編成いたしました。

今回お願いする平成26年度東吾妻町一般会計予算につきましては、総額85億5,800万円を計上させていただきました。前年度比では2.7%、金額にいたしまして2億2,200万円の増となっております。

それでは、予算の主な内容について、歳入からご説明申し上げます。

地方消費税交付金につきましては、3,432万6,000円増の1億7,500万円を計上いたしました。平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることに伴う増税分といたしまして、2,238万4,000円を別段で表記しております。

地方交付税につきましては、普通地方交付税が28億42万5,000円、特別地方交付税が2億3,000万円となり、総額で724万1,000円の減額となっております。

県支出金は、街路事業用地買収業務委託金の皆減等によりまして、前年比30.5%、金額では約2億1,000万円の減額となっております。

繰入金につきましては、地域の元気臨時交付金基金からの繰入金が2億1,120万1,000円の皆増となっております。財政調整基金繰入金は、前年度から1億円の増で3億円を計上しております。

諸収入は、いわびつ荘が平成26年度から指定管理者施設となるため、指定管理者等雑入が約1,000万円ほど増額となっております。

また、ダム関連事業雑入は、あがつまふれあい公園事業が皆減となりましたが、吾妻渓谷自然公園整備事業が大幅に増加となったため、前年比46.6%、金額で7,764万1,000円の増となります。

最後に町債でございますが、街路事業債の皆減及び統合中学校建設事業債、臨時財政対策債の減額により、全体では6.1%、金額で5,850万円の減額となります。

続いて、歳出をご説明申し上げます。

総務費の一般管理費につきましては、いわびつ荘職員の人件費が特別会計から一般会計に移行されたため、約1億円の増となりました。また、ダム対策費では渓谷自然公園事業が約3億1,600万円の増となっております。

民生費につきましては、総額で17億1,972万4,000円となっております。減額の主な要因といたしましては、国民健康保険特別会計への繰出金が9,415万4,000円減額となったこと

によるものです。

衛生費は、霊園管理費の増により、総額が５億１,２５６万４,０００円となっております。

農林水産業費は、公団営畜産基地負担金事業が７,６３３万８,０００円の減額となったため、総額は前年比１１.６％減の５億７,５２６万５,０００円となりました。

商工費は、商工振興費及び観光費でそれぞれ増加となり、総額で１億６,５１７万４,０００円を計上いたしました。

土木費は、歳入でもご説明しましたとおり、街路事業整備費の皆減に伴い、総額で２２.５％減の６億４,３２６万６,０００円と大幅に減少しております。

消防費につきましては、２台分の消防自動車の購入と消防ポンプ操法大会の開催による増額及び地域防災計画の策定経費などにより、２,７１４万円の増額となっております。

教育費は平成２７年４月の中学校統合を見据え、統合準備経費及び施設改修等の事業費を計上いたしました。

最後に公債費ですが、平成２２年度に借り入れた臨時財政対策債等の元金償還が開始されることに伴い、総額で９億６,４７１万３,０００円と若干の増加となっております。

以上が主な内容でございますが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

詳細説明に入る前に、本日配付しました予算資料について説明申し上げます。

お手元に全部で９ページになる資料があるかと思いますけれども、最初にこちらから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料の下にページをつけさせておりますので、まず最初に１ページでございますが、一般会計当初予算の款別総括表でございまして、前年度との差し引き及び伸び率並びに構成比の一覧でございます。

２ページですが、全会計別予算額の一覧でございます。一番下に公営事業会計がございました。

次に、３ページ、４ページにつきましては、今回より添付させていただいておりますけれども、歳入、歳出における増減の分析ということでございます。主な増減理由が記載されておりますので、文字が若干小さ目ですけれども、今後の予算調査等の参考にさせていただけれ

ばというふうに思います。

5 ページでございますが、これも今回より添付させていただきましたけれども、新規及び目玉事業の一覧でございます。関係課より説明があるかと思いますが、重立った事業の一覧でございますので、こちらも参考にさせていただければと思っております。

6 ページが、一般会計における細節別の性質集計でございます。人件費、物件費、そういった集計をしております。表の見方につきましては、下に説明書きがありますので、お読みいただければと思います。

7 ページにつきましては、6 ページと同様でございますが、全会計の細節別性質集計になっております。

8 ページは、一般会計からの繰出金、補助金の一覧でございます。

最後が9 ページになりますけれども、地方債の全会計における残高の一覧でございます。

表中一番下の残高で比較をしていただければ、残高の推移がおわかりいただけるかと思えます。

以上、お配りした資料の概要説明でございます。

それでは、予算書の1 ページをお願いしたいと思います。

最初に第1 条でございますけれども、今回お願いする額は、歳入、歳出それぞれ85億5,800万円とするお願いでございます。これは前年度と比べて、率にして2.7%、額にして2億2,200万円の増額でございます。

第2 条は債務負担行為でございます。内容は第2 表のところで説明をさせていただきます。

第3 条は地方債ですが、こちらにつきましても第3 表のところで説明をさせていただきます。

第4 条は一時借入金ですが、前年同様、最高額を8 億円と定めるお願いでございます。

第5 条は歳出予算の流用についての説明でございます。

以上、第1 条から第5 条までが、今回議決をお願いする案件でございます。

2 ページからの第1 表ですが、4 ページまでが歳入の款項の集計でございます。

5 ページ、6 ページが歳出の款項の集計でございます。説明は後ほどさせていただきたいと思えます。

7 ページ、第2 表の債務負担行為ですが、あづま温泉桔梗館の指定管理料の限度額を42万4,000円とするお願いでございます。第3 表の地方債ですが、9 件で合計9 億円ございま

て、前年度に比べて5,850万円の減額でございます。詳細につきましては、26ページからの町債のところで説明をさせていただきたいと思います。

続きまして、8ページからが事項別明細になりますが、8ページ、9ページにつきましては款ごとの合計になっております。

10ページからが歳入、歳出の説明になりますので、これからは各課より説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（橋爪英夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

最初に8ページをごらんいただきたいんですが、自主財源の柱であります町税につきましては、直近の調定額をもとに、徴収率や経済動向を勘案して計上させていただきました。総額では前年度より2,513万6,000円増の18億3,699万8,000円となりました。構成比につきましては、予算規模の増加もありましたので、21.5%と、昨年度を0.2ポイント下回りました。次に、10ページをお願いいたします。

これからは税目ごとに説明をさせていただきます。

1款1項の町民税でございます。町民税は、税収全体のおよそ37%を占めております。

1目の個人の町民税でございますが、景気状況等を考慮して、個人所得は若干の上昇と予測し、現年度課税分につきましては5億6,125万4,000円、この金額には東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源、通称復興特別税と呼ばれているものですが、均等割で1人500円、7,400人分を見込んでおります。滞納繰越分につきましては522万5,000円、合計で3,297万1,000円増の5億6,647万9,000円となりました。

2目の町民法人税でございますが、これにつきましても景気状況等を考慮して、現年度課税分につきましては直近の収入状況等を勘案し、285法人を見込み、1億1,233万7,000円、滞納繰越分は26万8,000円を見込み、合計で1,680万5,000円増の1億1,260万5,000円となりました。

結果、1項町民税につきましては、前年度より4,977万6,000円増の6億7,908万4,000円となりました。

続きまして、2項固定資産税でございますが、固定資産税は税収全体のおよそ55%と、一番大きな財源でございます。

1目の固定資産税でございますが、土地及び家屋につきましては横ばい状態でございますが、償却資産の減価償却が大きいいため、現年課税分につきましては9億7,913万3,000円、

滞納繰越分につきましては672万2,000円、合計で1,860万2,000円減の9億8,585万5,000円となりました。

2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、交付団体は5団体で、いずれも法で定められた前年の11月30日までに通知された価格等に基づいて税額を算出し、2,618万2,000円を計上いたしました。

所在市町村交付金を含めた2項固定資産税は、前年度より1,697万4,000円減の10億1,203万7,000円となりました。

次に、3項の軽自動車税でございますが、現年度課税分につきましては、直近の登録台数をもとに4,539万6,000円、滞納繰越分につきましては40万8,000円、合計で前年度より142万7,000円増の4,580万4,000円となりました。

4項町たばこ税につきましては、直近の数字をもとに嫌煙志向なども加味し、前年度より849万3,000円減の9,437万3,000円となりました。

最後に、5項入湯税でございますが、3万8,000人を見込み、1人当たり150円で、570万円となりました。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、2款地方譲与税からですが、これから13ページの11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、昨年と同様、決算の見込み額、国からの地方財政計画の概要等を考慮して計上してあります。

最初に、2款の地方譲与税でございますが、これは国税として徴収をし、一定の基準により譲与されるものでございまして、1項の地方揮発油譲与税が4,450万円、2項の自動車重量譲与税は自動車重量税収入を道路に関する費用に充てるために譲与されるものですが、1億550万円を見込んでおります。

3款の利子割交付金ですが、ここからは交付金となります。利子割交付金は預金利子等の所得に対して分離課税される税を一定のルールによって交付されるものでございまして、428万円を見込んでおります。

4款の配当割交付金ですが、これも利子割交付金と同じように一定のルールによって交付されるもので、500万円を見込んでおります。

12ページの5款株式等譲渡所得割交付金ですが、株式等譲渡所得に対して課税される税をこれも一定のルールにより交付されるもので、168万円を見込んでおります。

6 款の地方消費税交付金ですが、県税である地方消費税の 2 分の 1 相当額を市町村に対し、人口及び従業員数で案分されて交付されるもので、対前年度3,432万6,000円増額の 1 億 7,500万円を見込みました。説明欄に別段で2,238万4,000円が表記をされておりますが、これは、引き上げ分の地方消費税交付金は社会保障施策に要する経費に充てるものとするものが地方税法で明記されていることを踏まえて、説明欄において明示をしたものでございます。

7 款のゴルフ場利用税交付金ですが、決算見込み額から対前年度14万3,000円減額の 2,200万円を見込んでおります。

8 款の自動車取得税交付金ですが、消費税 8 %の導入に伴い、税率の引き下げが予定されていることから、対前年度1,509万円減額の2,091万円を見込んでおります。

9 款地方特例交付金ですが、対前年度658万2,000円減額の400万円を見込んでおります。児童手当及び子ども手当特例交付金の廃止に伴い減額になっておりますが、個人住民税における住宅借入金特別税額控除の実施に伴い、自治体の減収を補填するものとして交付されるものでございます。

10 款の地方交付税ですが、国の地方財政計画を踏まえて、対前年度724万1,000円減額の 30億3,042万5,000円を見込みました。普通交付税と特別交付税の内訳につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

11 款の交通安全対策特別交付金でございますが、対前年度51万円減額の290万円の見込みでございます。

12 款の分担金及び負担金、1 項負担金ですが、1 目民生費負担金953万1,000円、2 目衛生費負担金 5 万円、3 目農林水産業費負担金 1 億2,156万円の計上でございます。負担金の内訳は説明欄をごらんいただきたいと思います。

2 項分担金ですが、存目として1,000円の計上でございます。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料ですが、決算見込み額により計上させていただいております。1 目の総務使用料から15ページの 9 目岩櫃ふれあいの郷使用料まで、合計 1 億 1,761万7,000円でございます。

2 項の手数料ですが、1 目総務手数料から 5 目の土木手数料まで、合計1,083万4,000円でございます。内容につきましては説明欄をごらんいただきたいと思います。

14 款の国庫支出金、1 項国庫負担金ですが、1 目民生費国庫負担金、2 目の衛生費国庫負担金となっております。合計で対前年度661万4,000円減額の 2 億8,308万2,000円でございます。国庫負担金につきましても、国が共同責任を持つ事業に対して一定割合を給付する

というものでございます。

2 項の国庫補助金ですが、1 目の総務費国庫補助金から17ページ、6 目教育費国庫補助金まで、合計で対前年度4,951万5,000円増額の1 億2,015万2,000円でございます。国庫補助金につきましては、地方の事業の奨励や財政援助のために給付されるものでございます。

3 項委託金ですが、1 目総務費委託金から3 目教育費委託金まで、合計で対前年度655万円減額の647万5,000円でございます。委託金は、本来国が行う事業を地方が行ったほうが効率的ということから、国から委託されて行う事業でございまして、一番下の土木費委託金は廃目整理でございます。国庫支出につきましても、内容は説明欄をごらんいただきたいと思いますと思います。

15款の県支出金、1 項県負担金ですが、1 目の民生費県負担金と2 目衛生費県負担金となっております、対前年度369万円増額の1 億8,651万8,000円でございます。内容につきましては、説明欄をごらんいただきたいと思いますと思います。

2 項の県補助金ですが、1 目の総務費県補助金から20ページの7 目農林水産業施設災害復旧費県補助金まで、多くの事業が記載されております。事業につきましては、歳出と関連がございますので、特徴的な事業につきましては各課から、歳出の際、説明があるかと思いますが、合計で対前年度9,003万9,000円減額の2 億4,162万7,000円でございます。

3 項の委託金ですが、1 目総務費委託金から2 目農林水産業費委託金まで、合計で対前年度1 億2,361万1,000円減額の5,004万7,000円でございます。減額の要因は、21ページ最上段の都市計画委託金の廃目整理で街路事業用地の買収業務委託の皆減によるところでございます。

16款財産収入、1 項財産運用収入、1 目の財産貸付収入でございますが、1,631万1,000円の計上でございます。これは土地建物に対する収入になります。2 目の利子及び配当金ですが、基金の利息ということでございますが、合計で267万8,000円の計上でございます。

22ページ、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入と2 目物品売払収入につきましては、合わせて5 万3,000円の計上でございます。

17款寄附金でございますが、1 目一般寄附金、2 目民生費寄附金につきましては、存目で1,000円の計上でございます。3 目のふるさと応援寄附金は前年同様30万円の計上でございます。

18款繰入金ですが、基金からの繰入金でございます。1 目が公共施設等整備基金繰入金で、対前年度1,230万8,000円増額の6,326万4,000円でございます。2 目の財政調整基金繰入金

は、対前年度 1 億円増額の 3 億円の計上でございます。3 目の地域の元気臨時交付金基金繰入金ですが、基金からの繰入金 2 億 1,120 万 1,000 円の皆増でございます。

23 ページ、2 項特別会計繰入金、1 目後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、廃目整理ということでございます。

19 款繰越金ですが、前年度繰越金で 2 億円、繰越明許費繰越金で 1,000 万円を見込んでの計上でございます。

20 款の諸収入ですが、1 項延滞金、加算金及び過料は前年度同額の 290 万円でございます。

2 項の町預金利子につきましては、存目的に 1,000 円の計上でございます。

3 項の受託事業収入ですが、前年度同額の 550 万 1,000 円の計上でございます。

4 項雑入ですが、1 目の衛生費徴収金から 26 ページの 9 目弁償金まで、合計で対前年度 9,581 万 2,000 円増額の 4 億 4,505 万 2,000 円でございます。7 目ダム関連事業雑入の吾妻渓谷自然公園整備事業 2 億 1,435 万 4,000 円が主な増額の要因となっております。

貸付金元利収入は廃項でございます。

27 ページまでの 21 款町債ですが、詳しくは歳出予算のほうであるかと思しますので、簡単に説明いたします。

1 目の総務債ですが、対前年度 1,740 万円増額の 2 億 4,010 万円でございます。内容につきましては説明欄記載のとおりでございます。

2 目の民生債につきましては、10 万円増額の 4,290 万円でございます。

3 目農林水産業債は 400 万円の皆増でございます。

4 目土木債ですが、返地債、過疎債合わせて、前年度 452 万円減額の 1 億 6,550 万円でございます。

5 目教育債は、統合中学校施設整備事業として、対前年度 1,120 万円減額の 1 億 170 万円でございます。

6 目の臨時財政対策債は、対前年度 2,360 万円減額の 3 億 4,580 万円でございます。歳入については、雑駁ですが以上でございます。

続きまして、歳出につきましては、各課より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、28 ページからの歳出について説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目議会費についてでございますが、9,571 万 2,000 円のお願いでございます。

これにつきましては、議員14名分の報酬及び事務局職員の人件費、議会運営に要する経常的な経費と会議録調製印刷製本委託料198万4,000円、会議録音反訳委託料254万7,000円が主なものでございます。

29ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費についてでございますが、6億876万1,000円をお願いでございます。

説明欄をごらんください。

職員人件費は特別職2名分及び総務課等の職員59名分の給料、その他、職員共済負担金、退職手当組合負担金、社会保険料が主なものでございます。

一般管理事務費は庁舎内の一般的な管理経費と特別職報酬等審議会委員24名分の報酬が主なものでございます。

31ページをお願いいたします。

2目の行政振興費につきましては、1,678万円をお願いでございます。この目では、区長会長、区長等の報酬、住民センター増改築事業補助金、集会所用地費補助金及び地域振興事業補助金が主なものでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、3目の財産管理費の291万2,000円でございますけれども、これにつきましては、支払いを行うシステムのレンタル料が主になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 4目の会計管理費でございますが、適正な会計事務を行うための経費でございます。財源内訳の特定財源のその他の20万円につきましては、収入印紙等購買基金の運用収益でございます。

4目では、11節の需用費及び12節の役務費が大きな役割を占めているため、消費税の税率改正が大きく影響したため、前年度より38万3,000円増の671万1,000円をお願いでございます。

説明欄の会計管理事業につきましては、会計係4名の時間外勤務手当及び会計管理の経常的な経費でございます。中ほどの口座振替手数料につきましては、口座振替手数料は1件10円、郵便局窓口取り扱い手数料は1件30円、コンビニ取り扱い手数料は1件60円プラス消費税で計上しております。事務用品の管理事業につきましては、役場全体の常用消耗品及び

各種封筒等の印刷代でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、5目財産管理費でございます。4,528万2,000円の
お願いでございます。

この目では、庁舎、庁用車、町有バス等の管理費でございまして、バス運転委託料、庁舎
用地及び駐車場借上料及び工事請負費につきましては、さくら遊園地の遊具撤去工事費等が
主なものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 34ページ、公平委員会費でございますが、委員3名分の報酬が
主でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 7目の固定資産評価審査委員会費ですが、12万9,000円のお願い
でございます。この目では、委員3名分の報酬が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、8目の財政調整基金費になりますが、140万円の
計上でございます。これは基金に対する利息分を計上してあります。

続きまして、9目の企画費でございますが、全体で対前年度999万1,000円増額の2億
4,302万9,000円でございます。説明欄の下から3分の1ぐらいのところに光ケーブル関係が
掲載されておりますけれども、この財源につきましては、NTTが町の光ケーブルを使用し
ておりますので、その使用料を財源として、この経費に充てるというものでございます。

35ページ、説明欄の上段に備品購入費として150万円の計上がございます。これは企画車
の車の買いかえとパソコン等の購入でございます。

中ほどになりますが、合併市町村振興基金積立金として2億40万円を計上させていただきました。
これは合併後の町の振興のための基金造成でございます。

続きまして、10目の運輸対策費でございますが、前年度とほぼ同額の3,971万円の計上で
ございます。路線バス、鉄道対策事業でございますが、乗合バス等事業運行補助金の3,835
万2,000円がほとんどを占めております。内容につきましては前年度と同じでございますの
で、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、11目支所費でございます。8,814万7,000円のお願いでございます。この目では、東支所管理事業、改善センター管理事業に伴う経費と地域開発事業特別会計への繰出金でございます。なお、工事請負費は、駐車場区画線設置工事及び旧老人憩いの家撤去工事費が主なものでございます。

続きまして、12目簡易郵便局費でございます。566万1,000円のお願いです。2名分の臨時職員の賃金及び植栗、厚田、本宿の3簡易局の経常経費でございます。

続きまして、13目の交通対策費でございます。1,439万8,000円のお願いでございます。この目では、交通指導員23名分の報酬と出張旅費及び工事請負費として、カーブミラーの設置、外側線の工事等が主なものでございます。よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、14目の電算業務費でございますけれども、前年度4,917万2,000円増額の9,072万円の計上でございます。説明欄下から3行目のクラウド環境構築委託料1,360万1,000円でございますが、これはコンピューターシステムが9月いっぱい更新になることに伴いまして、経費において安価なクラウド化の環境構築を図るというものでございます。

その下の、これはスカイシーと読みますけれども、構築委託料514万1,000円ですが、これにつきましては、さまざまなソフトウェアなどを一元管理することによって、より安全なセキュリティ対策や管理を行うものでございます。一番下のLGWANリプレース委託料の583万2,000円は、サーバの耐用年数切れに伴うものでございます。

39ページの説明欄中の備品購入費の1,984万円ですが、クラウド化に伴うパソコン、プリンター、OCR、読み取り機の購入費の一式でございます。その他につきましては委託料、機器の保守点検委託料、システム等リース料、回線使用料等が主になっております。

15目の開発費でございますが、対前年度149万5,000円減額の27万4,000円でございますが、企画課の公用車の経費が主でございます。

16目の広報広聴活動費でございますが、対前年度179万1,000円減額の544万1,000円でございます。広報お知らせカレンダーの発行等に関する経費が主でございます。

40ページ、17目の地域活性化対策費ですが、対前年度4,572万3,000円増額の4,601万3,000円でございます。説明欄一番上の地域活性化事業ですが、町のマスコット選定及び製作に係る経費及び東洋大学との連携に係る経費が主となっております。

次の地域おこし協力隊事業でございますが、現在派遣されている緑のふるさと協力隊を、平成26年度から総務省が支援する地域おこし協力隊として受け入れる計画ですので、これに係る経費として319万6,000円の計上でございます。

次の萩生地区活性化事業でございますが、ビジタートイレ新築工事と関連する水源さく井、給水施設整備工事一式等で3,953万円の計上でございます。

41ページ、18目の交流事業推進費ですが、杉並区との交流推進に係る経費でございます。

19目山村振興対策費ですが、これにつきましては上部団体への負担金等が主なもので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、20目諸費でございますが、1,056万1,000円のお願いでございます。この目では、弁護士報酬といたしまして30万円、法律顧問委託料として30万円を計上させていただきました。また、防犯事業では防犯灯のリース料及び電気料、自衛隊事業の経費が主なものでございます。

次にございます登記事務費につきましては廃目とさせていただきました。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 2款2項徴税费、1目税務総務費7,743万9,000円のお願いでございますが、これにつきましては、税務部門職員11名分の人件費でございます。

2目の賦課徴収費4,946万5,000円のお願いでございますが、これは税の賦課徴収のための経費でございます。説明欄の事業ごとに説明させていただきます。

賦課徴収費1,891万5,000円につきましては、賦課徴収に係る全般的な経費でございます。全て経常的な経費でございます。電算関係の経費や還付金、庶務的経費が主なものでございます。

一番下の還付金700万円につきましては、主に法人町民税の還付金でございます。法人町民税には中間申告の制度がありまして、確定申告で精算することになっており、年度をまたいで還付が発生する場合がありますので、そのための計上でございます。

次のページの住民税の455万4,000円につきましては、全て経常的な経費でございます。

資産税の2,291万9,000円につきましては、27年評価がえに向けた大きな調査は昨年度実施いたしましたので、26年度は経常的な経費でございます。

収税の307万7,000円につきましては、現在2名体制で滞納整理や滞納処分などを執行し、

徴収率の向上に努めておりますが、それらに要する経費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

同じく 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費5,960万3,000円のお願いでございます。

説明欄をごらんください。

職員人件費4,285万4,000円、職員 5 名分の給料、手当、職員共済組合負担金でございます。

戸籍関係506万2,000円、主なものは戸籍機器 3 台の保守及びリース料でございます。

住民基本台帳847万2,000円、平成29年運用開始と言われている番号制度の導入によりますシステム設計、改修業務費324万円です。

住基ネット・公的個人認証270万5,000円で、システム関係の保守及びリース料でございます。

人権擁護委員は43万7,000円。

46ページをお願いいたします。

本年度も教育課と共催で、人権啓発活動として、人権講座を開催いたします。

旅券発行事務事業 7 万3,000円、消耗品及び委託料です。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、4 項 1 目選挙管理委員会費でございます。170万6,000円のお願いでございます。主なものは、選挙管理委員及び補充員の報酬と選挙システムのリース料など経常的な運営費でございます。

2 目選挙啓発費でございますが、19万1,000円のお願いでございます。この目では、選挙啓発のための費用でございまして、啓発ポスターコンクール等の表彰、記念品等が主なものでございます。

3 目東吾妻町長選挙費でございますが、983万3,000円のお願いでございます。東吾妻町長選挙事務に係る経常経費でございます。なお、東吾妻町議会議員補欠選挙が行われることになりましたので、この選挙に係る経費につきましては、専決でお願いすることになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4 目群馬県議会議員選挙費でございますが、279万3,000円のお願いでございます。群馬県議会議員選挙経費の26年度分でございます。

次の参議院議員選挙費は廃目とさせていただきました。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、48ページをお願いします。

5項1目統計調査総務費でございますが、これにつきましては例年同様、経常経費ということでございます。

2目の統計調査費ですが、説明欄に記載された各調査に係る経費でございますが、大きな調査といたしまして、農林業センサスの本調査等がございますので、対前年度471万5,000円増額の604万7,000円の計上でございます。

6項1目の監査委員費ですが、監査委員2名の報酬と経常経費でございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） ここで、休憩をとります。

再開を午後1時とします。

（午前11時59分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（橋爪英夫君） 引き続き担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

50ページ、2款7項1目ダム対策総務費4億7,353万4,000円のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

ダム対策総務費5,406万7,000円は職員5名分の人件費及び経常経費で、天狗の湯職員につきましても、指定管理移行を考慮し、こちらに計上いたしました。

最下段になりますが、公共施設等整備基金積立金は、松谷・六合村線整備事業の下流都県

負担分と基金利息2,020万4,000円でございます。

次に、天狗の湯管理運営事業1,987万3,000円は、51ページになりますが、上半期分を計上しています。施設管理などに係る経費で、年間契約等をするものにつきましては、指定管理者納入金として約半額を歳入として見込んでいます。工事請負費は、浄化槽のポンプ交換、最下段の定期回数券精算負担金につきましては、指定管理者へ支払う販売済みの定期券と回数券の精算見込み308万4,000円でございます。

次に、ふれあい公園事業5,807万5,000円は、ふれあい公園全体の施設管理などに係る経費を上半期分計上しています。年間契約とするものは、天狗の湯同様、指定管理者の歳入を見込んでいます。

52ページになりますが、測量・設計・監理委託料は、大型車用に駐車場を拡張する設計費、指定管理料等委託料は下半期分として1,100万円、工事請負費は道の駅などの看板設置、駐車場の拡張、E V車の急速充電器設置など2,140万円、備品購入は運営に必要と見込まれる大型備品1,710万円でございます。

次に、溪谷自然公園事業3億4,151万9,000円は猿橋建設が主な事業で、溪谷・十二沢パーキングの管理費も計上しています。測量・設計・監理委託料は、猿橋建設工事を県ダム事務所へ委託する3億3,326万6,000円、工事請負費は町道4009号線の一部に歩道新設工事など649万円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 事業課長。

○事業課長（轟 馨君） よろしく申し上げます。

続きまして、2款8項事業費でございますけれども、1目岩櫃ふれあいの郷総務費7,467万9,000円のお願いでございます。一般職員5名、臨時職員5名分の人件費が計上してございます。

説明欄をごらんいただきたいと思いますけれども、15節の工事請負費につきましては、健康増進センター脱衣室エアコン設置工事とE V車の急速充電器設置工事でございます。

次に、54ページを見ていただきたいと思いますけれども、2目福祉センター管理費は10万円でございます。

3目のコンベンションホール管理費293万6,000円でございますけれども、ことしは自主事業を行っていきたいというふうに考えております。

次に、4目健康増進センター管理費でございますけれども、204万9,000円の通常経費を計上しております。

次に、55ページに移ります。

5目国民宿舎管理費648万4,000円でございます。内容としましては、説明欄を見ていただきたいんですけども、12節として火災保険料40万6,000円、14節として国有林野賃借料107万8,000円、それと、工事請負費として500万円のお願いでございます。なお、12節と14節は、町を経由して支払う費用でございますので、合計148万4,000円は雑入として指定管理者から納付される予定でございます。

続きまして、2款9項温泉事業費でございます。

1目桔梗館管理費1,091万9,000円でございます。12節の役務費5万1,000円と14節、土地建物等借上料は、先ほどと同じように町を経由して支払う費用でございますので、合計15万1,000円は雑入として指定管理者から納入される予定でございます。

次に、13節の委託料でございますけれども、指定管理料の761万2,000円と町の回数券入館者分精算金4万8,000円などでございます。

次に、15節の工事請負費につきましては、300万円を予定しております。

次に、2目温泉センター管理費8,782万1,000円のお願いでございます。人件費として一般職員2名、臨時職員4名の人件費が計上してございます。電気代を初め、光熱費などが主な支出でございます。

次に、56ページをごらんいただきたいと思います。

説明欄の15節の工事請負費につきましては、ろ過器のろ材交換工事や源泉揚湯ポンプの入れ替え工事等でございます。

続いて、56ページをごらんいただきたいと思います。

3目温泉センター食堂費3,775万8,000円のお願いでございます。人件費につきましては、臨時職員10名分の人件費が計上されております。備品購入費でございますけれども、食器洗浄機等の購入でございます。

以上ですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、3款の民生費でございます。

1項1目の社会福祉総務費1億5,180万7,000円のお願いですが、対前年度比34.8%増と大きく伸びました。これは新規事業が入ったためでございます。

それでは、説明欄をごらんください。

前年度との違いを中心に説明させていただきます。最初に、社会福祉事業として1億655

万1,000円でございます。最初の委員報酬6万2,000円は、民生委員推薦会委員の報酬です。欠員が生じたときの対応でございまして、1回分を計上してございます。一般職員8名の人件費から民生・児童委員52名、保護司10名の報酬費など経常的な経費でございます。

58ページをお願いします。

補助金ですが、社会福祉協議会補助金は、前年度とほぼ同額の3,804万9,000円を予定しております。

次の臨時福祉給付金事業4,525万6,000円ですが、これが新規事業でございます。4月からの消費税税率引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に配慮するため、国が給付金を支給するというもので、事務費を含め全額国庫補助となります。給付額は町民税非課税者1人につき1万円、老齢基礎年金等受給者は5,000円加算となります。受給者は3,000人、そのうちのおよそ77%は加算対象と見込み、臨時福祉給付金4,158万5,000円を計上してございます。本給付金の基準日は本年1月1日となります。支給時期は、町民税の確定が6月ですので、それ以降の8月からを予定しております。その他は事務的な経費でございます。

続きまして、2目の障害福祉費ですが、ここでは障害児者の自立を支援するための経費でございます。

最初に、障害児者総合支援事業ですが、前年度比3.5%増の3億3,915万5,000円のお願いです。本年度は障害福祉計画を策定しなければならず、その経費として、59ページ上段に障害福祉計画作成委託料216万円を計上させていただきました。

その2つ下の障害者自立相談支援事業費負担金492万2,000円は、広域で矢倉にありますあがつま相談支援センターに相談員を3名配置しており、その負担金でございます。

中ほどの障害福祉サービス給付費は、利用者の増などで2.2%増の2億9,744万円を見込んでおります。市町村は障害者総合支援法に基づき、障害の種別にかかわらず障害者が必要とするサービスを利用できるよう、一元的にサービスを提供しなければならず、そのための事業費でございます。

障害者が福祉サービスを利用した場合の利用者負担は、介護保険同様にサービス費用の1割が原則ですが、所得による月額負担上限額を設けて、低所得の方でも利用できるよう配慮しております。その他、金額の増減はありますが、例年どおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次は、障害福祉事業1,062万8,000円です。ここでは、先ほどの障害者総合支援法に基づかない町・県独自の事業であり、知的障害者地域ホーム事業等の委託料や、60ページになり

ますが、100名分の特定疾患等患者見舞金600万円などがございます。新規のものはありません。

なお、本事業は、本年度より1目の社会福祉総務費からこちらへ予算の組み替えを行いましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく3目国民年金費57万1,000円のお願いでございます。主なものは、年金生活支援者給付金システム改修委託料37万8,000円です。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 4目の老人福祉費2億7,807万円のお願いですが、前年度より15%ほど減少しました。この要因は、介護基盤緊急整備事業費補助金といわびつ荘特別会計への繰出金がなくなったことによるものです。

それでは、老人福祉事業2億5,273万3,000円をごらんください。ほぼ例年どおりでございます。敬老祝金対象者は543人、うち100歳到達者は5人です。養護老人ホームへの老人保護措置委託料は、2施設12人分を計上してございます。

61ページ、最後にございます介護保険特別会計への繰出金は2億319万8,000円となります。

次に、地域包括支援センター事業2,533万7,000円のお願いです。保健センター内にある地域包括支援センターは、前年度から3名の専任体制となりました。一般職員2名の人件費は、主任ケアマネと保健師です。社会福祉士につきましては、町の社会福祉協議会から派遣していただいておりますので、その人件費相当が最後にあります実務指導派遣受入負担金406万7,000円でございます。

続きまして、5目の福祉医療費1億4,672万5,000円のお願いでございます。福祉医療費は、受給資格者の減少により、前年度比10%減の1億4,400万円の見込みです。この福祉医療費の財源ですが、2分の1は県費補助、残りのうち4,290万円は過疎債を充当いたします。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく6目国民健康保険費1億1,479万7,000円のお願いでございます。国民健康保険費2,957万円、職員4名分の給料、手当、共済組合負担金です。

62ページをお願いいたします。

国保特別会計事業勘定繰出金8,522万7,000円、詳細につきましては国民健康保険特別会

計でご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 7目の社会福祉施設管理費114万8,000円のお願いでございます。修繕料70万円は、太田忠霊塔敷地内にある見晴らし台の修繕を予定しております。火災保険料24万4,000円は、いわびつ荘やデイサービスセンター福寿草などの保険料でございます。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 8目後期高齢者医療費2億6,915万9,000円のお願いでございます。広域連合から示されました療養給付費負担金2億257万6,000円と後期高齢者医療特別会計への繰出金6,658万3,000円、詳細につきましては後期高齢者医療特別会計でご説明いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、9目老人医療費12万2,000円のお願いでございます。老人保健法が平成20年3月で終了いたしました。過年度分の医療給付費の負担金が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 続きまして、63ページ、2項の児童福祉費です。

最初に、1目の児童措置費2億328万5,000円のお願いでございます。まず、子育て支援費1億8,853万2,000円ですが、児童手当関連経費と第3子以上の出産祝金に加え、本年度は子ども・子育て会議に関する経費をお願いしてございます。昨年12月26日に子ども・子育て会議を設置し、既に2回の会議を開催しました。本年度も引き続き審議を重ね、秋をめどに支援計画をまとめる予定ですので、そのための経費として、子ども・子育て支援事業計画策定委託料286万円を初め、5回分の委員報酬や、夜間の会議になりますので時間外手当などを計上させていただきました。児童手当は1億8,055万円で、その約85%は国・県負担金となります。

次の子育てひろば102万4,000円は、福祉センター内にあります子育てにここ広場の運営経費でございます。

次の子育て世帯臨時特例給付金事業1,372万9,000円は新規事業です。これは1項1目の社会福祉総務費で計上した臨時福祉給付金事業と同じで、支給対象者が児童手当受給者となります。ただし、臨時福祉給付金との重複受給はできません。また、公務員についても住所地の市町村からの支給となります。支給額は1児童1万円で、加算はありません。受給対象

児童を1,222人と見込み、関連経費を計上しましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2目の保育所費1億8,410万8,000円のお願いです。4月当初見込みの園児数は、原町95人、岩島24人、大戸7人、あづま27人の合計153人で、その後の途中入所も10人ぐらい予定しております。

64ページをお願いします。

新規のものは1つもなく、これら4つの保育所の経常的な運営経費でございますが、臨時職員31名の賃金を含む人件費の割合は83%余りとなります。

65ページ、工事請負費の40万円は、あづま保育園の砂場日陰棚を予定しております。

最後にあります第3子保育料無料化補助金36万円は、本年度から第3子の保育料の無料化に伴い、特別な理由により町内保育所の利用がかなわない場合には、町の基準による保育料を上限とした償還払いによる補助金交付とし、不公平感の解消に努めたいと思います。

なお、運営費の財源につきましては、本年度からの第3子保育料無料化により、保育料は2割相当、691万円の減収が見込まれますので、電源立地地域対策交付金2,240万円に加え、指定管理者によるいわびつ荘施設使用納付金500万円を新たに充当いたします。

次に、3目の学童保育費の学童保育事業2,010万2,000円ですが、町内3カ所の学童保育所の運営経費に加え、今年度は新規学童保育所の整備経費をお願いするものでございます。子育て支援につきましては、現在、子ども・子育て会議で審議を始めたところでございますが、その審議結果を待たず、先行して旧坂上診療所を改修し、学童保育を中心とした高齢者等と世代間交流ができる施設としていきたい。そのための経費として工事請負費514万8,000円です。内訳はエアコン取り付け工事や玄関及び上下水道工事です。備品購入20万円は机や椅子、合併浄化槽設置負担金30万円は10人槽の合併浄化槽設置負担金です。これらの財源にも、保育所費同様、指定管理者によるいわびつ荘施設使用納付金500万円を充当いたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 66ページをお願いいたします。

3項1目災害救助費でございます。4万7,000円のお願いでございます。災害弔慰金支給事務負担金及び罹災救助資金積立金が主なものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 続きまして、4款の衛生費でございます。1項1目の保健衛

生総務費 1 億3,408万2,000円のお願いでございます。

最初の保健総務費 1 億1,994万6,000円は、保健センター職員10名の人件費と経常的経費並びに負担金、補助金などでございます。中ほどに賃金187万8,000円がございますが、1名の保健師が育児休暇に入りましたので、臨時保健師の賃金となります。

原町日赤病院への補助金は、建設資金利子補給補助金74万円、運営費助成金2,805万8,000円、医療機器整備補助金1,000万円がございます。なお、運営費助成につきましては、特別交付税措置されますので、歳入に計上してございます。

国保特別会計施設勘定繰出金1,413万6,000円は、特別会計のほうで説明がございまして、よろしくお願いいたします。

続きまして、2目の予防費3,217万4,000円のお願いです。最初の定期予防接種事業2,027万円は、予防接種法に基づく定期一類の予防接種で前年度比39%減となりました。これは、前年度から定期接種になった子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチン接種について、2年目ということで対象児童が正確的に見込めるようになり、その結果、大幅な減額となりました。また、子宮頸がんにつきましては、ワクチン副作用が見受けられるということで、国の指導により接種の積極的勧奨を見合わせており、それも反映させた予算となっております。

次の定期外予防接種事業86万円ですが、これはごらんの3つの予防接種に対する補助金で、いずれも接種費用の2分の1相当の補助となります。

次のインフルエンザ予防事業1,031万5,000円ですが、65歳以上の7割に当たる3,630人分の高齢者インフルエンザ委託料と中学3年生及び高校3年生相当に対するインフルエンザ予防接種補助金で、いずれも1人当たり2,600円の助成となります。

最後に、狂犬病等予防事業の72万9,000円につきましては、狂犬病予防等に係る経費でございます。犬・猫避妊手術等補助金は1頭につき3,000円となります。

続きまして、68ページ、3目の母子保健費1,526万4,000円のお願いでございます。最初の次世代育成支援事業として21万5,000円ですが、乳幼児の毎戸訪問に係る経費でございます。

教育相談事業81万3,000円は、乳幼児を対象とした各種教室や講演会などの経費でございます。

次の妊婦支援事業848万4,000円は、妊産婦健診委託料745万8,000円が主で、80人の妊婦を見込んでおります。また、特定不妊治療費補助金は、5人分の50万円を計上してございま

すので、よろしくお願いいたします。

次の健康診査事業289万1,000円は、乳幼児の定期健康診査等に係る経費でございます。

歯科健康診査事業98万円は、乳幼児の定期歯科健診に係る経費でございます。

最後の母子医療給付事業188万1,000円は、前年度群馬県から事務移譲を受けたものです。2,000グラム以下の未熟児が生まれた場合には、母子保健法の規定により医療費を公費で負担するとともに、退院後の家庭訪問までの一切を市町村が行うことになりました。また、あわせて18歳未満の障害児に対する育成医療も事務移譲となりましたので、それらに見込まれる医療費等でございます。

続きまして、4目の健康増進事業費3,777万3,000円のお願いでございます。最初は健康診査事業1,254万2,000円でございます。ここでは、75歳以上の後期高齢者を対象とした健康診査や国保特定健診、腎機能や骨密度などの検査委託料が主なものです。

次は、がん検診事業2,346万6,000円でございますが、本年度は新たに肺がん検診を実施いたします。その肺がん検診に関する経費は、およそ384万円と見込んでおります。肺がん検診は、現行の結核レントゲン撮影を2人の医師が診断するとともに、レントゲンでわからない部分を補うために保健師が問診を行い、該当者には喀たん検査を実施する方法です。レントゲン撮影も、今までのフィルムからデジタル化により、鮮明に撮れるようになります。この結果、200人の喀たん検査を見込んでおります。その喀たん検査を行う方からは、検診費の一部500円をいただきます。

現行の胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がんを加えた検診委託料は2,038万円となります。

がん検診推進事業委託料80万8,000円は、大腸がんと子宮がん、乳がんの節目検診で、無料で実施する検診でございます。

最後の生活習慣病予防対策事業の176万5,000円は、糖尿病予防教室や特定保健指導などに係る経費に加え、本年度は地産地消料理コンテストを開催し、町の名物料理を開発していきたいと思います。これは、本年度からの第2次東吾妻町元気プランにも計画されていますが、地元でとれる野菜などを使って簡単にでき、しかもヘルシーな料理であることにこだわりたいと思います。そして、それをレシピ集にして広めるとともに、町内の各施設や道の駅などで取り扱い、町への誘客及び地産地消を推進していきたいと考えております。これらの関連経費として、印刷絵本費72万9,000円と、70ページ、レシピコンテスト講演会委託料8万円がでございます。印刷絵本費では、募集チラシとコンテスト入賞者レシピ集の作成を予定

しております。

続いて、5目の健康推進費88万9,000円でございますが、ここでも印刷製本費が64万8,000円と多くを占めております。これは、現在製本中の第2次東吾妻町元気プランの概要版を作成し、毎戸配付するための経費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 6目環境衛生費2,173万4,000円をお願いでございます。吾妻広域圏火葬場運営費負担金1,332万6,000円、太陽光発電システム設置費補助金780万円、60基分を予定しております。

続きまして、7目公害対策事業費162万8,000円をお願いでございます。説明欄をお願いいたします。

公害対策事業費59万7,000円、大気汚染測定局、光化学オキシダント及びPM2.5測定器の電気料24万円、泉沢地区産業廃棄物の不法投棄跡地の水質検査委託料等20万円でございます。

除染対策事業103万1,000円、放射性物質汚染対処特措法と町単独事業によるもので、昨年古谷地区で実施予定であった仮置き場所の設置でございますが、環境省の処理方法の調査研究により処理方法の変更が予想されたため、1年延期となったものでございます。工事請負費等が主なものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 続きまして、8目の保健センター管理費388万8,000円をお願いでございますが、保健センターを管理する上で必要な経費でございます。本年度は集団指導室のエアコン2台の更新工事を予定しております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 9目霊園管理費3,355万6,000円をお願いでございます。説明欄をお願いいたします。

霊園管理費3,336万1,000円、両霊園とも開園後三十有余年が経過し、立木も大きくなったため、伐採と清掃を含めての委託料243万4,000円、工事請負費3,045万円、両霊園の区画増設費が主なものでございます。

集会所管理費19万5,000円は経常的な経費でございます。

次に、72ページをお願いいたします。

2 項 1 目清掃総務費 2 億1,982万4,000円をお願いでございます。18節備品購入費120万円、車両購入費で不法投棄及び死亡動物回収用のものがございます。

19節、吾妻東部衛生施設組合運営費負担金 2 億1,718万6,000円。これは、し尿、可燃物、粗大ごみの処理費及び最終処分場施設建設等の負担金でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 続きまして、3 項 1 目の簡易水道費でございますが、総額で 1,175万2,000円をお願いでございます。整備事業補助金225万円ですが、これは町営以外の簡易水道等の施設改修費に対する補助金です。事業費の 2 分の 1、上限150万円までを補助する制度でございます。

次の水質検査補助金14万3,000円は、水道法に基づく全項目検査を実施した場合に、検査手数料の 3 分の 1 を補助するものです。簡易水道特別会計への繰出金935万9,000円につきましては、簡易水道特別会計のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） お世話になります。

5 款 1 項 1 目労働諸費153万8,000円をお願いでございます。内訳としまして吾妻職業安定協会負担金 3 万8,000円、勤労者住宅建設資金利子補給150万円でございます。

続きまして、6 款 1 項 1 目農業委員会費でございます。2,261万6,000円をお願いでございます。主なものは農業委員24名分の報酬と農家組合長班長報酬、それと職員 2 名分の人件費など、農業委員会運営に係る経常経費でございます。

続きまして、74ページ、2 目農業総務費8,469万9,000円をお願いでございます。2 節給料から 4 節共済費まで職員11名の人件費となります。そのほかに農業後継者褒賞事業では 5 万2,000円、農政対策事業では99万4,000円で、主なものは農業振興協議会への活動補助金でございます。

続きまして、75ページをお願いいたします。

3 目農業振興費4,049万2,000円をお願いでございます。説明欄をごらんください。

主なものは、経営所得安定対策事業では、地域農業再生協議会への農業者戸別所得補償推進事業費補助金でございます。

緑のふるさと協力隊事業では、今年度に続き、都会の若者を 1 年間、1 名を受け入れるた

めの経費でございます。

青年就農給付金事業では、青年就農支援2名分の補助金でございます。

農業近代化資金利子補給事業は、近代化資金、総合農政推進資金、スーパーL資金に対する利子助成でございます。

76ページをお願いいたします。

農業振興対策事業では、果樹振興対策、花卉振興対策及び営農施設等整備事業への建設事業補助金と農業研究会連絡協議会への事業運営費補助金でございます。

野生動物による農作物災害対策事業では、電気柵等の補助金でございます。補助率を2分の1に引き上げて実施するための経費でございます。世界で戦えるこんにゃく総合対策事業では、昨年まで群馬のこんにゃく国際競争力強化対策事業でしたが、補助金名が変わったものでございます。新技術導入の建設事業補助金でございます。

中山間地域等直接支払事業では、24集落協定への交付金でございます。

77ページの野菜王国・ぐんま総合対策事業は、パイプハウス建設等の補助金でございます。

続きまして、4目農業経営基盤強化対策事業費67万4,000円のお願いでございます。認定農業者への農用地利用集積促進奨励金が主なものでございます。

続きまして、5目畜産振興費1億6,846万1,000円のお願いでございます。主なものは、畜産振興費の事業費運営補助金としまして、畜産協議会の運営補助などでございます。

78ページの公団営畜産基地負担事業では、畜産基地建設に伴う5経営体と町の道路負担金分、合わせまして1億6,731万4,000円の建設事業負担金の償還金でございます。

続きまして、6目農地費1億5,409万2,000円のお願いでございます。主なものは説明欄をごらんください。

地域自主戦略交付金事業では、ハッ場ダム関連の松谷土地改良事業の補完工事及び換地業務となっております。

基盤整備事業（萩生川西地区）では、県営土地改良事業の一時利用指定業務委託、確定測量委託及び県営事業負担金となっております。

群馬県中山間地域農業農村整備事業では、本宿・上野原地区の県営土地改良事業への事業化に向けた調査や地元調整に要する費用でございます。

農業基盤整備促進事業では、三島四戸、箱島森堰、須賀尾用水の用水路改修工事を予定しております。

県単小規模土地改良事業では、工事請負費としまして、植栗・泉地区用排水路整備工事及

び三島西部地区土地改良事業実施箇所の舗装工事を計画しております。機械借上料及び工事材料費は、県民参加型事業の郷原・辻地区の農道整備及び大戸・上宿地区の水路整備でございます。県単小規模鳥獣被害対策防止事業としまして、電気柵の設置等を5地区予定しております。

町単小規模土地改良事業では、農道等の維持補修事業としまして、機械借上料及び工事材料費、大戸地区の用水路改修工事及び町単小規模土地改良のための建設事業補助金などがございます。

80ページの農地・水保全向上活動事業では、共同活動取り組み地区及び向上活動を取り組んでおります16組織への補助金などがございます。

続きまして、7目地籍調査費2,116万4,000円をお願いでございます。本年度実施しました郷原地区0.39平方キロメートルの地積測定及び地籍簿の作成と矢倉地区0.43平方キロメートルの一筆調査を実施いたします。

続きまして、6款2項1目林業振興費2,141万5,000円をお願いでございます。説明欄をごらんください。

主なものは、林業振興費では、森林整備支援交付金、美しい森林づくり交付金事業、森林整備担い手対策補助金などの補助金が主なものでございます。

82ページの群馬県植樹祭事業では、5月24日ふれあい公園で実施されます群馬県植樹祭開催に伴う経費でございます。

有害鳥獣捕獲事業でございますが、東吾妻町鳥獣被害対策実施隊に係ります報酬と活動に伴います、わな、轟音玉などの備品購入及び鳥類、イノシシ、鹿などの有害鳥獣捕獲事業の補助金でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、2目林業基盤整備費5,724万4,000円をお願いでございます。説明欄をお願いします。

広域林道開設事業2,234万3,000円は、吾嬬山線の用地対応で、用地測量、分筆登記業務2,050万円と土地購入費100万円、負担金につきましては、県単応急復旧工事に係る5割の町負担分77万5,000円でございます。

次に、治山事業1,004万円は県単治山事業関係で、工事請負費は県単事業対象外となる流末部の整備で100万円、82ページになりますが、負担金は県単事業費の1割となる町負担分900万円でございます。

次に、県単林道改良事業1,055万4,000円で、工事請負費は林道坂倉線の舗装工事1,050万円でございます。

次に、町単林道整備事業1,430万7,000円は林道の管理関係で、借り上げ、原材料支給など、工事請負費は林道高橋千沢線舗装ほか1路線800万円でございます。事業運営費補助金は林道・作業道総合整備事業で、5路線の作業道開設に伴う森林組合への補助金390万円でございます。よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 続きまして、3目町有林管理費425万6,000円のお願いでございます。主なものは町有森林国営保険料、町有林管理委託料といたしまして、萩生、岡崎の町有林の下刈りを予定しております。

84ページをお願いいたします。

3項1目水産振興費15万2,000円のお願いでございます。事業運営費補助金としまして、吾妻漁業協同組合及び吾妻漁協東吾妻支部への補助金でございます。

続きまして、7款1項1目商工総務費1,960万4,000円のお願いでございます。職員3名分の人件費等経常経費でございます。

2目商工振興費1億966万3,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。

主なものは町商工会補助金、買い物弱者対策補助金、町商工会街路灯電気料補助金、住宅新築改修等補助金では、補助金の交付5%以内20万円を、10%以内で30万円に拡充いたします。空き店舗対策事業補助金を新設いたしまして、空き店舗を利活用する新規出店者に家賃相当分を、月5万円を限度に3年間の支給の支援及び改装に要する経費20万円を限度に支援するための経費でございます。小口資金保証料補助金、経営振興資金利子補給金、企業誘致奨励金・補助金でございます。

次に、3目観光費でございます。3,517万9,000円のお願いでございます。主なものは、観光管理費では、古谷地区岩櫃山登山者用駐車場の拡充に伴います土地購入費及び工事請負費でございます。観光協会運営費補助金では、観光協会の事務局独立のための増額となっております。観光振興事業運営費補助金は、それぞれの実行委員会が開催します東吾妻ふるさと祭り、すいせん祭り、盆踊りなどの観光関連事業の補助金でございます。

観光宣伝事業では、各種観光宣伝のための費用でございます。

温川キャンプ場管理事業では、管理人の賃金など運営費のほかに、キャンプ場内の支障木伐採を計画しております。

森林公園管理事業では、管理人の賃金などの運営費でございます。

公共施設等管理事業としまして、昨年に引き続きまして天神山公園の支障木伐採を予定しております。

日本ロマンチック街道事業では、日本ロマンチック街道協会の計画するグルメラリーの負担金などとなっております。

4目消費者行政推進費72万8,000円のお願いでございます。消費者庁よりお借りしております放射能測定器の保守点検及び消費生活センター運営に係る一部事務組合の負担金が主なものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、8款土木費、1項1目道路橋りょう総務費9,561万1,000円のお願いでございます。職員12名分の人件費と、89ページになりますが、道路・橋梁台帳整備補正業務委託500万円でございます。

2目道路維持費1億657万9,000円のお願いでございます。直営作業班として非常勤職員1名の保険料、賃金、委託料につきましては、道路ストック総点検による舗装、構造物、標識点検など1,110万円、町道の除雪・凍結防止対策に500万円、各地区の原材料支給工事費として機械借上料460万円、工事材料費2,300万円、工事請負費につきましては、道路修繕工事及び町内一円維持工事など5,500万円でございます。

次に、90ページになりますが、3目道路改良費2億1,780万6,000円のお願いでございます。道路改良費1億4,679万1,000円で、測量・設計・監理委託料につきましては、矢倉・沢尻線岩島橋ほか2路線と、上信自動車道に関する路線の測量設計業務4,365万円、工事請負費につきましては、田谷・貫井線など3路線の県単小規模土地改良による舗装工事、給食センター進入路ほか3路線の改良工事6,300万円、土地購入費は昨年度調査業務等のおくれで対応できなかった鳩ノ湯線など5路線1,000万円と、補償金2,925万円でございます。

次に、ダム関連道路費7,101万5,000円は、松谷・六合村線で、県ダムへの工事委託料など4,600万円、土地購入費と補償金にそれぞれ1,200万円と1,300万円でございます。

次に、4目橋りょう維持費855万2,000円のお願いでございます。測量・設計・監理委託料として幹線町道、橋長15メートル未満の橋りょう点検850万円でございます。

次に、91ページになりますが、2項1目都市計画総務費988万円のお願いでございます。都市計画総務費907万3,000円は、委員報酬として上信自動車道の路線決定に伴う都市計画

道路の変更に係る審議会 2 回分15万4,000円、委託料は上信自動車道による都市計画道路の変更に伴い全路線の見直しを行うため497万9,000円、備品購入につきましては、庁用車の入れかえでライトバン購入170万円でございます。

次に、広場管理費80万7,000円は、ふれあいロード及びコミュニティ広場の管理経費で、工事材料費につきましては、ふれあいロード、駅北のコミュニティ広場、駅前ロータリーの花壇の花植えの材料でございます。

次に、2 目土地区画整理費434万円をお願いでございます。業務推進管理委託料につきましては、組合解散による精算業務で、土地区画整理士委託を 9 月まで431万円でございます。

次に、92ページになりますが、3 目都市公園費67万1,000円は、駅北地区の公園 3 カ所の管理費で、工事材料費は芝用目土及び砂利舗装部の補足材でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 4 目の下水道費でございますが、総額で 1 億8,006万3,000 円をお願いでございます。榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業負担金310万1,000円は、高崎市との協定に基づく負担金でございます。下水道事業特別会計への繰出金 1 億7,696万 2,000円につきましては、下水道事業特別会計のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、3 項 1 目公営住宅管理費1,910万4,000円をお願いでございます。管理経費が主なもので、測量・設計・監理委託料は町営住宅の耐震診断 8 棟分と長期修繕計画策定480万7,000円、弁護士委託料につきましては長期滞納者対策60万円でございます。

次に、2 目定住促進住宅管理費36万円をお願いでございます。箱島町営住宅の管理費が主なものでございます。

次に、3 目住宅管理費30万円をお願いでございます。委託料として一般住宅耐震診断者派遣事業10件でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、9 款 1 項 1 目消防費でございますが、3 億7,349万 3,000円をお願いでございます。この目では、消防団員320名分の報酬及び出動旅費並びに消防施設整備に伴う経費が主なものでございます。なお、備品購入費には、消防ポンプ車及

び小型ポンプ積載車の購入費、防火水槽3基の工事費等を計上させていただきました。

続きまして、2目水防費でございます。消耗品1万円を計上させていただきました。

次に、3目防災費でございますが、2,574万円のお願いでございます。この目では、防災会議委員10名分の報酬と防災行政無線の維持管理費及び地域防災計画改定業務委託料が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） ここで休憩をとります。2時10分まで。

（午後 1時59分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

○議長（橋爪英夫君） 引き続き担当課長の説明をお願いします。

教育課長。

○教育課長（中井 充君） 続きまして、96ページからお願いをしたいと思います。

10款1項1目教育委員会費でございますが、お願いいたします額は252万円でございます。教育委員さんの報酬、委員会の運営経費でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、2目事務局費でございますが、お願いいたします額は2億300万円でございます。主なものといたしましては、事務局費では教育長及び事務局職員の給与等経常経費で、そのほか小学生の入学祝金が336万円、育英貸与基金への繰出金が975万3,000円でございます。

99ページをお願いいたします。

中学校統合費では、統合準備に係る経費といたしまして1,871万2,000円でございます。主なものにつきましては、部活のユニフォーム代、校旗等校舎の管理備品でございます。

緊急スクールカウンセラー等派遣事業では211万3,000円で、原町小学校、原町中学校の被災児童、生徒の支援のため、国からのカウンセラーの派遣でございます。

次に、3目教育研究所費でございますが、お願いいたします額は72万9,000円でございます。主に幼稚園、小学校、中学校の先生方が教育に関する調査研究に要する経費でありまし

て、毎年３月に教育研究所の研究発表を開催しております。

次に、100ページをお願いいたします。

４目通学バス運営管理費でございますが、お願いいたします額は4,077万7,000円でございます。岩島地区２台、坂上地区２台、東地区１台のスクールバス運行に係る経費と、小学校陸上記録会、中体連出場や中学校統合による部活動の合同練習等の送迎等に係る借上げの料金でございます。

次に、５目給食調理場運営管理費でございますが、お願いいたします額は２億4,457万円でございます。４月から７月まで管内の４調理場の運営及び８月以降、新しい給食センター運営の施設運営や賄い材料に係る経費で、給食センターの厨房機器附属備品や洗浄機用の食器かご等備品がございます。

101ページから102ページにかけまして、４月から７月までの既設の４調理場ごとの経費を説明欄に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、102ページをお願いいたします。

６目外国青年招致事業費でございますが、お願いいたします額は902万9,000円でございます。外国語指導助手２名の報酬等経常経費でございます。26年度につきましては、現在配置されている２名が担当いたします。

続きまして、103ページをお願いいたします。

２項小学校費、１目学校管理費でございますが、お願いいたします額は8,638万8,000円でございます。町内５小学校の運営に必要な経費でございます。主なものにつきましては、７節賃金におきましては、公仕５人、マイタウンティーチャー、特別支援員、特別非常勤講師を計上いたしております。

15節工事請負費におきましては、東小学校の放送設備の改修、太田小学校のプールサイドの改修、網戸の設置、坂上小学校の消火ポンプ改修、管内のＦＦ暖房機の交換等を計上いたしました。

104ページから108ページにかけまして、各小学校ごとの経費を説明欄に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、109ページをお願いいたします。

２目教育振興費でございますが、お願いいたします額は1,547万2,000円でございます。教材・教具及び就学援助関係の経費でございます。その他の教育振興経費につきましても、説明欄に各小学校ごとに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、110ページをお願いいたします。

3 項中学校費、1 目学校管理費でございますが、お願いいたします額は8,723万7,000円でございます。町内5中学校の学校運営に必要な経費でございます。主なものといたしまして、職員の給与等経常経費と7節賃金におきましては、公仕2名、マイタウンティーチャー、特別支援員、特別非常勤講師等計上しております。

13節の委託料におきましては、坂上小学校の老朽化が激しいので、統合後に坂上中学校校舎を小学校として使用したいので、小学校対応への改修といたしまして、設計業務委託費を計上いたしました。

15節の工事請負費では、統合を控え、危険箇所部分のみの改修といたしました。坂上中学校の屋外トイレの改修を計上いたしております。

その他の学校管理費につきましても、111ページから116ページまで、各中学校ごとに記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、117ページをお願いいたします。

2 目教育振興費でございますが、お願いいたします額は1,222万9,000円でございます。教材・教具及び就学援助関係の経費でございます。教育振興費につきましても、説明欄に各中学校ごとの教材・教具、就学援助に要する経費を記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、3 目中学校施設整備費でございます。お願いいたします額は2億1,315万5,000円でございます。統合中学校施設整備事業で、現在までに2期にわたり工事を実施しておりますが、これら以外の工事といたしまして、校内の空調設備、体育館、武道館等の屋根、外壁等の改修、部室棟の新築、旧美術科棟、旧原町小学校体育館、原町共同調理場の取り壊し、スクールバス回転場の駐車場整備等を予定しております。

続きまして、118ページをお願いいたします。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費でございますが、お願いいたします額は1億5,755万2,000円でございます。5園の運営管理に伴います必要経費でありまして、主なものといたしまして、1節報酬312万円は非常勤職員、園長の2名の報酬でございます。7節賃金では教諭17名、支援員14名、預かり1名の臨時職員の賃金でございます。

幼稚園費につきましても、119ページから123ページにかけまして、説明欄に各幼稚園ごとに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、123ページをお願いいたします。

2 目教育振興費でございますが、お願いいたします額は172万3,000円でございます。5 園の教材・教具等の経費でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、124ページをお願いいたします。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費でございますが、お願いいたします額は762万8,000円でございます。主なものにつきましては、社会教育委員報酬を初め、社会教育を進めるための諸経費並びに広域町村圏等への各種負担金、文化協会等関係団体への補助金並びに成人式や放課後子ども教室推進事業に係る経費でございます。

次に、125ページをお願いいたします。

2 目公民館費でございますが、お願いいたします額は1,794万1,000円でございます。中央公民館運営費につきましては、公民館運営審議委員報酬及び中央公民館の運営費並びに施設の維持管理費と各種事業に係る経費となつてございます。

127ページから129ページにかけましては、各地区公民館の維持管理、運営並びに事業費が記載されてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、129ページをお願いいたします。

3 目文化財保護費でございますが、お願いいたします額は1,133万5,000円でございます。文化財保護、岩櫃城跡保存整備事業、指定文化財保護事業、吾妻峡保存管理事業、カモシカ保護事業等に係る経費でございます。主なものといたしまして、岩櫃城跡保存整備事業の作業員等の賃金、発掘調査に係る委託費や町指定文化財保存管理、伝統芸能団体保存に対する補助金等でございます。

次に、131ページをお願いいたします。

4 目青少年対策費でございますが、お願いいたします額は258万6,000円でございます。青少年対策費、杉並・東吾妻わんぱく交流と、新規事業といたしまして、杉並区と南相馬市等において中学校の野球交流が実施されており、ここに東吾妻町の中学生も県外学校の交流への参加として、中学校親善野球大会事業を計上いたしております。

次に、132ページをお願いいたします。

5 目発掘調査費でございますが、お願いいたします額は511万円でございます。発掘調査費、試掘調査費、町内遺跡分布調査事業で、主に試掘調査に係る作業員の賃金、測量作業委託費でございます。

続きまして、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費でございますが、お願いいたします額は1,742万2,000円でございます。主なものといたしまして、スポーツ振興審議会委員、ス

スポーツ推進委員報酬、スポーツフェスティバルなど体育事業に要する経費、体育協会への補助金、スケート場運営への補助金、各地区スポーツ事業への補助金、各学校健康診断に対する学校医への診療委託料等でございます。また、郡民祭事業につきましては、26年度につきましては、草津町が主会場で実施されますので、これに係る経費でございます。

次に、134ページをお願いいたします。

2目学校開放事業費でございますが、お願いいたします額は463万4,000円でございます。管内小中学校10校の体育館、校庭を一般町民に開放するための経費でございます。

次に、3目施設管理費でございますが、お願いいたします額は2,223万1,000円でございます。社会体育施設管理事業、公園等管理事業で、各スポーツ広場や運動場、町民体育館、あづま親水公園や岩井親水公園と、各種公園等の維持管理経費で、各施設に係る賃金と各施設の電気料、管理委託料、工事費等が主なものとなっております。工事費につきましては、東橋町スポーツ広場のダッグアウト、バックネットの整備や岩井親水公園の水路整備等がございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 続きまして、11款1項1目農業用施設災害復旧費16万円をお願いでございます。万が一災害が発生した場合、初期対応するため委託料を計上いたしました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、2項林道施設災害復旧費、136ページになりますが、2項1目河川復旧費及び3目の橋りょう復旧費につきましては、科目設定のため計上させていただきます。

2目道路復旧費につきましては、緊急の対応のため測量設計委託料、工事請負費、工事材料費等を計上させていただいております。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 12款公債費、1目の元金でございますけれども、対前年度4,744万2,000円増額の9億6,471万3,000円でございます。平成22年度に借り受けた臨時財政対策債の元金償還が開始されることに伴い増額になっております。

2目利子ですが、1億5,490万4,000円の償還利子でございます。

3目の公債諸費は例年どおりでございます。

13款諸支出金は、水道事業会計への補助金2,000万円でございます。

14款予備費ですが、昨年同様1,000万円の計上でございます。

続きまして、138ページから147ページまでが給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

148ページは地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。各区分ごとの現在高見込みが掲載されていますので、ごらんいただきたいと思います。

以上が平成26年度一般会計予算書の説明でございますけれども、よろしくお願いします。
ぜひ慎重審議の上、ご議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第23、議案第2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、事業勘定ですが、予算総額、歳入歳出それぞれ21億9,688万4,000円でございます。

歳入の内訳ですが、国民健康保険税4億3,670万9,000円、国庫支出金4億6,815万9,000円、県支出金1億1,956万8,000円、療養給付費交付金1億3,465万円、前期高齢者交付金5億3,646万5,000円、共同事業交付金2億4,840万9,000円、繰越金1億6,552万7,000円が主なものです。

次に歳出ですが、保険給付費14億7,516万1,000円、後期高齢者支援金等2億5,801万9,000円、介護納付金1億1,574万5,000円、共同事業拠出金2億4,841万2,000円が主なもの

です。

引き続き厳しい財政運営ですが、今年度は人間ドックの助成金の引き上げを行います。今後は国民健康保険事業運営安定化計画に基づき、事業の推進を図ります。

続きまして、施設勘定ですが、歳入歳出それぞれ9,260万1,000円です。

歳入は、診療収入7,693万4,000円、繰入金1,415万2,000円が主なものです。

歳出は、人件費等の総務費3,788万4,000円、薬品購入費等の医業費5,074万3,000円が主なものです。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、事業勘定から事項別明細書により説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

1 総括、歳入ですが、1 款国民健康保険税 4 億3,670万9,000円、歳入全体の19.9%で、前年に比べ6.8%、約2,800万円増額、昨年の税改正によるものでございます。3 款国庫支出金 4 億6,815万9,000円は全体の21.3%、6 款前期高齢者交付金 5 億3,646万5,000円は24.4%、8 款共同事業交付金 2 億4,840万9,000円は11.3%、これらが歳入の主なものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出ですが、2 款保険給付費14億7,516万1,000円は全体の67.2%、昨年に比べ3.8%、約5,300万円ほどの増加、7 款共同事業拠出金 2 億4,841万2,000円、昨年より1,500万円ほど増加をいたしました。そのほかは前年度並みでございます。

歳入歳出合計21億9,688万4,000円で、前年より3.7%、7,900万円ほど増加をしております。

10ページをお願いいたします。

歳入の内訳ですが、1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 3 億9,567万3,000円、2 目退職被保険者等国民健康保険税4,103万6,000円でございます。

説明欄をごらんください。医療給付、後期高齢者支援、介護納付金等、いずれも被保険者1人当たり、1世帯当たりの年税額を掲げてございます。合計で4億3,670万9,000円、前

年より2,799万2,000円の増加となります。なお、収納率は95%で見込んでおります。

次に、3款1項国庫負担金、12ページをお願いいたします。3億8,319万9,000円、2項国庫補助金8,496万円、ともに療養給付費、療養費に対する国の支出金関係でございます。

4款1項県負担金1,550万6,000円、2項県補助金、13ページをお願いいたします。1億406万2,000円、ともに医療費に対する県支出金で、昨年より増加をしております。

5款療養給付費交付金1億3,465万円、国保に加入する厚生年金受給者60歳から64歳までの医療費を被用者保険が負担する制度でございます。

6款前期高齢者交付金は5億3,646万5,000円で、国保、被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整するものでございます。

7款1項1目基金利息分2万5,000円でございます。

8款1項1目共同事業交付金5,036万1,000円は、医療費が月80万円を超える高額療養費に係る交付金であり、2目保険財政共同安定化事業交付金1億9,804万8,000円は、30万円を超え80万円未満の高額医療費に係る交付金であり、ともに各市町村国保からの拠出金を財源として県単位で調整するもので、連合会の試算値でございます。

9款1項1目一般会計繰入金8,522万7,000円、1節保険基盤安定繰入金5,561万円、保険税軽減分と保険者支援分で、ともに国・県の補助金を含んだ数値でございます。

14ページをお願いいたします。

2節出産育児一時金繰入金420万円、1件当たり42万円で15件分を見込みました。法定内限度分の数値でございます。3節財政安定支援事業繰入金706万7,000円、市町村に対する地方財政措置で、高齢者が多いことによる増嵩分でございます。4節その他一般会計繰入金830万3,000円、福祉医療波及分繰入金でございます。5節事務費繰入金1,004万7,000円、総務費相当分でございます。

10款1項1目前年度繰越金1億6,552万7,000円、町の安定化計画の数値を計上しております。

11款諸収入につきましては、見込み額及び存目措置等ですので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、16ページをお願いいたします。

3歳出でございます。1款1項総務管理費676万2,000円、1目一般管理費609万5,000円は事務費委託料等経常経費で、2目連合会の負担金66万7,000円です。

2 項徴税費464万5,000円、税徴収のための経常経費でございます。

17ページをお願いいたします。

3 項運営協議会費33万1,000円、国保運営協議会に係る経費でございます。

2 款 1 項療養諸費12億6,500万4,000円、昨年に比べ3.3%、額にして4,020万6,000円増加をしております。

18ページをお願いいたします。

2 項高額療養費 2 億165万3,000円、昨年より7.0%、額にして1,321万3,000円増加をいたしました。

3 項移送費から、19ページ、5 項葬祭費まで、25年度の数値をもとに算出をしております。

3 款後期高齢者支援金等 2 億5,801万9,000円、4 款前期高齢者納付金等、20ページをお願いいたします、39万1,000円、5 款老人保健拠出金 7 万円、これらは前年度数値を参考に算出しております。

6 款 1 項 1 目介護納付金 1 億1,574万5,000円、介護納付金見込み額の数値を参考に算出をしております。

7 款 1 項共同事業拠出金、21ページをお願いいたします。2 億4,841万2,000円につきましては、連合会から示されました数値により算出をしております。

8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費1,495万7,000円ですが、特定健康診査、保健指導等の経費でございます。

2 項保健事業費、22ページをお願いいたします。487万5,000円でございますが、1 目保健衛生普及費につきましては、パンフレットの作成等事務的な経費であり、2 目疾病予防費につきましては、人間ドックの委託料でございます。本年度人間ドック検診費の助成を検診年齢40歳以上75歳未満の160名とし、前年度より10名増加いたしました。助成額につきましては、後期高齢者医療広域連合の補助額と同額の 2 万円に増額をいたします。

10款 1 項償還金及び還付加算金2,310万円、保険税還付金及び国庫等返納金でございます。

23ページをお願いいたします。

2 項繰出金 1 万6,000円、施設勘定に繰り出すものでございます。

3 項指定公費負担医療費立替金12万円でございます。

11款予備費4,425万5,000円、保険給付費の 3 %相当額でございます。

以上、説明を省略させていただいたものにつきましては、継続の事業及び前年度の予算数

値に類推するものでございます。ご了解をお願いいたします。

次に、施設勘定につきまして、24ページをお願いいたします。

1 総括、歳入でございます。1 款診療収入7,693万4,000円、これは歳入全体の83.1%で、前年に比べ0.5%、37万8,000円の増額、4 款繰入金1,415万2,000円、同じく2.9%で、42万5,000円の減額となりました。これらが全体の98.4%を占めております。

歳出では、1 款総務費3,788万4,000円、これは歳出全体の40.9%、前年に比べ4.6%、182万9,000円減額、2 款医業費5,074万3,000円、同じく54.8%で、前年より4.2%、206万1,000円の追加となり、全体の95.7%となります。

歳入歳出合計額は9,260万1,000円、前年度に比べ0.3%、26万5,000円の減少となりました。

25ページをお願いいたします。

2 歳入ですが、1 款1 項外来収入7,566万6,000円、2 項その他診療収入126万8,000円、診療に係る収入でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項、2 項合計で33万6,000円、往診車、投薬瓶使用料、診断書等手数料でございます。

26ページをお願いいたします。

4 款1 項他会計繰入金1,413万6,000円は、一般会計からの繰り入れであり、2 項事業勘定からの繰入金1 万6,000円でございます。

5 款繰越金100万円、前年度繰越金でございます。

6 款1 項受託事業収入11万4,000円、特定健診及び保健指導等の収入です。

2 項雑入6 万4,000円、衛生材料費等でございます。

28ページをお願いいたします。

3 歳出でございます。1 款総務費3,788万4,000円、説明欄をお願いいたします。職員人件費3,388万5,000円、職員3 名と臨時職員1 名分の人件費等でございます。施設管理費375万9,000円、消耗品等経常経費でございます。研究研修費24万円、29ページをお願いいたします。医師の研修旅費及び参加負担金でございます。

2 款1 項1 目医業管理費108万円、代診医師の旅費並びに負担金等の経常経費と備品購入費17万3,000円は、スモーカーライザー、呼吸器中一酸化炭素測定器の購入費でございます。

2 目医療用機械器具費347万9,000円、酸素濃縮装置及び携帯用酸素ボンベのリース料でございます。

3 目及び 4 目医薬品衛生材料費 4,489 万 2,000 円につきましては、医療用消耗品、医薬品等でございます。

5 目検査費 129 万 2,000 円、血液検査等委託料でございます。

30 ページをお願いいたします。

3 款 1 項公債費 397 万 4,000 円、長期債 7 件分の元金、利子分でございます。

37 ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高見込みに関する調書でございます。

1 の診療棟分が 1 件と、3 の医療機械器具等では心電図、画像診断、エックス線装置、胃カメラの 4 件、合計で 5 件でございます。

なお、31 ページ以降、給与費明細書等が載っておりますので、後でござらんいただきたいと思ひます。

以上、概略を説明させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思ひますが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3 月 14 日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第 24、議案第 3 号 平成 26 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,403万5,000円でございます。

歳入ですが、後期高齢者医療保険料1億2,655万円、繰入金6,658万3,000円が主なものです。

歳出ですが、後期高齢者医療広域連合納付金1億9,049万5,000円が主なものでございます。

今年度は保険料の改定年度であり、前年に比べると0.7%の増加となりました。人間ドック助成費は、国保と同様に増額を図ります。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） 4ページをお願いいたします。

事項別明細書により説明させていただきます。

1 総括、歳入ですが、1 款後期高齢者医療保険料1億2,655万円、これが全体の65.2%、3 款繰入金6,658万3,000円、同じく34.3%が主なものでございます。

歳出は、2 款後期高齢者医療広域連合納付金1億9,049万5,000円が全体の98.2%を占め、歳入歳出合計1億9,403万5,000円で、前年度より1.1%、額にして201万2,000円の増加でございます。

このように、本特別会計は群馬県後期高齢者医療広域連合と連動し、事務を進めており、徴収費関連の総務費以外は広域連合から試算を受けた数値でございます。

では、5ページをお願いいたします。

2 歳入の内訳ですが、1 款1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収分、2 目普通徴収分を合わせて1億2,655万円、広域連合試算額により保険料を見込んでおります。

2 款1 項一般会計繰入金6,658万3,000円、1 目事務費繰入金、2 目保険基盤安定繰入金、県の負担金を含めたものでございます。

3 款 1 項 1 目雑入60万円、人間ドック助成費を国保と同様に 1 人当たり 2 万円に改正し、30人分で、これは広域連合より助成金となっております。

2 項 1 目保険料還付金30万円、過年度分の還付金でございます。

6 ページ以下は存目措置等でございます。

7 ページをお願いいたします。

3 歳出です。1 款 1 項 1 目一般管理費102万円、2 項 1 目徴収費161万9,000円、ともに經常経費及び還付金等でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 1 億9,049万5,000円は、広域連合への納付金でございます。

8 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目人間ドック助成事業費60万円、1 人 2 万円助成の30人分の委託料でございます。

5 款 1 項 1 目予備費30万円でございます。

以上が後期高齢者医療特別会計予算の説明でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3 月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第25、議案第 4 号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計予算

を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度歳入歳出予算は、地域密着型サービスの充実に伴う介護給付費の増加などが見込まれることから、前年度比2.0%増の14億7,903万9,000円となります。

歳入ですが、保険料につきましては、第1号被保険者の自然増で、2.8%増の4億1,945万7,000円を見込みました。

国庫支出金3億7,889万1,000円、支払基金交付金4億2,125万9,000円、県支出金2億1,171万5,000円は、保険給付費等に対する法定負担分でございます。繰入金2億4,719万8,000円は、町の法定負担分と介護給付費準備基金からの繰り入れでございます。

一方、歳出では、保険給付費が会計全体の98%を占めております。本年度の給付費は、自然増に加えて、小規模多機能型居宅介護施設の開所に伴う伸びを見込み、14億4,945万2,000円となりました。その他、一般事務費などの総務費2,081万7,000円、介護が必要とならないための地域支援事業費726万円などでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、説明させていただきます。

5ページの歳入をお願いいたします。

1款1項1目の第1号被保険者保険料2億1,945万7,000円ですが、これは65歳以上の方の保険料でございます。月平均、被保険者数は、年金天引きの特別徴収が4,799人で全体の94%、普通徴収は308人を見込んでおります。

続きまして、2款1項1目の負担金ですが、生活支援の短期宿泊利用者の負担金で、1日1,740円の30日分、5万2,000円の計上です。

3款1項1目の介護給付費国庫負担金ですが、歳出2款の保険給付費14億4,945万2,000円に対する法定負担分ございまして、在宅サービス分が20%、施設サービス分が15%で、

合わせて2億6,054万8,000円となります。

2項の国庫補助金でございますが、1目の調整交付金は先ほどの保険給付費の8%を見込みました。2目、3目の地域支援事業交付金は、歳出5款の地域支援事業費に対する法定負担分でありまして、介護予防事業が25%、包括的支援事業、任意事業は39.5%の計上となります。

6ページをお願いします。

4款1項の支払基金交付金ですが、1目の介護給付費交付金4億2,034万1,000円は、40から64歳までの第2号被保険者の保険料でございまして、保険給付費に対する法定負担分29%の計上となります。2目の地域支援事業交付金も1目同様、法定の29%分の計上でございます。

5款1項1目の介護給付費県負担金2億1,052万2,000円は、国庫負担金同様の法定負担分で、在宅12.5%、施設17.5%でございます。

2項の県補助金につきましても、国庫補助同様に法定負担分を計上してございます。

7ページをお願いします。

7款1項の一般会計繰入金ですが、1目の介護給付費繰入金1億8,118万1,000円は、保険給付費に対する町負担分の12.5%でございます。2目、3目の地域支援事業繰入金も、それぞれの事業に対する町の負担分です。4目の事務費繰入金2,081万7,000円は、保険給付費以外の事務費相当分でございます。

2項の基金繰入金、1目の介護給付費準備基金繰入金ですが、これは介護給付費に充当するもので4,400万円を予定しております。

続きまして、9ページの歳出をお願いします。

1款の総務費です。1項1目の一般管理費746万5,000円ですが、説明欄をごらんください。中ほどに介護保険事業計画策定委託料300万円がございまして、本年度は介護保険料の見直しを中心とした第6期介護保険事業計画の策定があり、その経費のお願いでございます。その他は経常的な経費でございます。

続きまして、2項の介護認定審査会費でございます。

1目の認定調査費928万2,000円は、1,500件分の主治医の意見書作成手数料と840件分の認定調査委託料です。2目の認定審査会委託負担金265万円は、広域の認定審査会への負担金です。

10ページ、3項1目の趣旨普及費25万1,000円は、窓口用の介護保険パンフレット等の作

成費用です。

4 項 1 目の賦課徴収費116万8,000円は、介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

続きまして、2 款の保険給付費ですが、本年度は、郡内では初となる小規模多機能型居宅介護施設がオープンしますので、若干の増加を見込んでおります。介護保険サービスを利用しますと、利用者が1割を負担し、残りの9割をこの保険給付費から支払います。この保険給付費の財源は、税金である公費と介護保険料の折半となります。

1 項の介護サービス等諸費ですが、これは要介護認定を受けた方が利用したサービスに対する給付費で、歳出のメインとなります。

以下、サービス区分ごとに目となっておりますが、いずれも前年度実績見込みに基づき、利用状況などを加味して見込んでございます。

1 目の居宅介護サービスは、在宅で受けるサービスで、ホームヘルプやデイサービス、ショートステイなどです。

2 目の地域密着型介護サービスは、前年開所した小規模特養や本年度開所する小規模多機能型居宅介護施設などで、利用者が町民に限定されるサービスです。

3 目の施設介護サービスは、特養87人、老健施設54人、介護療養型医療施設9人の合わせて150人を見込んでおりますが、特養利用者の減により給付費も減と見込んでおります。これは特養利用者が町内にできた小規模特養へ入所がえたことによるものです。

4 目の居宅介護福祉用具購入費は、腰かけ便座や入浴補助用具などの購入費で、年間上限額10万円です。

11ページ、5 目の住宅改修費は、段差解消や手すりの設置などで上限20万円です。

6 目の居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネによるケアプラン作成料で、月平均375件の見込みです。

2 項の介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の軽度の方が利用したサービスに対する給付費で、サービス内容等は先ほどの1項と全く同じであり、利用対象者が違うだけで、よろしくお願いいたします。

12ページ、3 項のその他諸費は、審査支払手数料136万5,000円です。介護報酬の点検審査料で、昨年に続き単価が引き下げられまして、64円となりました。

4 項の高額介護サービス等費は、1割の自己負担額が月単位で高額になったときの負担軽減です。

5 項の高額医療合算介護サービス等費は、年間の医療費と介護の自己負担額合算後が高額

となったときの負担軽減でございます。

13ページ、6項の特定入所者介護サービス費は、低所得者対策費です。低所得者につきましては、施設利用時の食費や居住費の自己負担分が低く設定されておりますので、その差額分を事業者へ給付するものです。

3款、4款はごらんのとおりです。

5款の地域支援事業費は、介護保険非該当の方を対象に、介護が必要とならないための介護予防事業費です。

1項1目の介護予防特定高齢者施策事業は、要介護状態になるおそれが高い特定高齢者を対象とした事業です。

14ページ、2目の介護予防一般高齢者施策事業は、介護や支援を必要としない元気な高齢者を対象としております。

2項の包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターが中心となり、健康的な生活を維持するための介護予防事業で、1から3目にありますような事業を予定しております。

3目の任意事業では、成年後見制度利用者支援や23人分の在宅介護慰労手当150万円を計上してございます。

6款の諸支出金、7款の予備費もごらんのとおりです。

以上、大変雑駁ではございますが、説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思いますが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

時間の都合で、いまして続けさせていただきます。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第26、議案第5号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,137万8,000円であります。

歳入につきましては、分担金及び負担金25万円、使用料及び手数料435万7,000円、財産収入494万2,000円、繰入金6,604万9,000円、繰越金20万円、諸収入558万円でございます。

歳出は、事業費2,628万4,000円、公債費5,509万4,000円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、事項別明細で説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目負担金ですが、情報通信事業施設加入負担金といたしまして5件分、25万円を見込ませていただきました。

次に、2款1項1目使用料でございますが、情報通信事業施設使用料として435万7,000円を見込んでおります。

次に、3款1項1目不動産売払収入でございますが、1区画の売り払い494万1,000円を見込んでおります。

次に、2項1目利子及び配当金ですが、地域開発基金利子として1,000円を計上させていただいております。

4款1項1目地域開発基金繰入金は、存目として1,000円を計上させていただきました。

次に、2項1目一般会計繰入金ですが6,604万8,000円でございます。内訳といたしまし

て、宅地造成事業として654万7,000円、情報通信事業といたしまして5,577万円、発電事業といたしまして373万1,000円を計上させていただきました。

次に、5款1項1目繰越金ですが、前年度繰越金として20万円を計上させていただきました。

次に、6款1項1目雑入でございますが、上信自動車道建設に伴う光ケーブル移転補償費として345万6,000円、光ファイバー芯線の貸し付け料212万4,000円を計上させていただきました。

続きまして、歳出でございますが6ページをお願いいたします。

1款1項1目宅地造成費ですが、不動産仲介手数料16万円、基金積立金として478万1,000円が主なものでございます。

次に、2項1目情報通信施設事業費ですが、保守点検委託料226万8,000円、電柱共架料201万8,000円、上信道建設工事に伴いますケーブル移設工事費等の工事請負費として1,215万円が主なものでございます。

7ページをお願いいたします。

3項1目発電事業費につきましては、小水力発電事業化支援委託料324万円が主なものでございます。

次に、2款1項公債費、1目元金ですが、情報通信施設事業として4,535万1,000円、宅地造成事業として634万7,000円、2目利子では、情報通信事業として320万1,000円、宅地造成事業として19万5,000円を計上させていただきました。

総計で歳入歳出それぞれ8,137万8,000円のお願いでございます。

なお、地方債現在高の見込みに関する調書についてはごらんいただきたいと思います。

以上ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（橋爪英夫君） なお、次の本会議は3月6日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 3時15分）

平成26年 3 月 6 日（木曜日）

（第 2 号）

平成26年東吾妻町議会第1回定例会

議 事 日 程（第2号）

平成26年3月6日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第 6 号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計予算
- 第 2 議案第 7 号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計予算
- 第 3 議案第 8 号 平成26年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第 4 議案第 9 号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）
- 第 5 議案第10号 平成25年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第11号 平成25年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第12号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第13号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第14号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第15号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第33号 町道路線の廃止について
- 第12 議案第34号 町道路線の認定について
- 第13 議案第35号 「スポーツの町」宣言について
- 第14 議案第36号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について
- 第15 議案第37号 吾妻広域町村圏振興整備組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議
について
- 第16 議案第38号 東吾妻町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 第17 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番 橋 爪 英 夫 君

2 番 佐 藤 聡 一 君

3 番 根 津 光 儀 君

4 番 樹 下 啓 示 君

5 番 山 田 信 行 君
 8 番 茂 木 恒 二 君
 1 0 番 青 柳 はるみ 君
 1 2 番 浦 野 政 衛 君
 1 4 番 菅 谷 光 重 君

6 番 水 出 英 治 君
 9 番 金 澤 敏 君
 1 1 番 須 崎 幸 一 君
 1 3 番 一 場 明 夫 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	高 橋 啓 一 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	保健福祉課長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税務会計課長 兼会計管理者	松 井 秀 之 君
産 業 課 長	丸 山 和 政 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上下水道課長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	轟 馨 君
教 育 課 長	中 井 充 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	田 中 康 夫	議 会 事 務 局 長 係	水 出 悟
--------	---------	------------------	-------

◎開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） おはようございます。昨日に引き続きお世話になります。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第 1、議案第 6 号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、議案第 6 号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度予算の総額は、歳入歳出とも 5 億2,891万6,000円で、前年度と比較いたしますと6,244万1,000円の減額となります。

歳入につきましては、分担金及び負担金1,451万2,000円、使用料及び手数料 1 億8,895万9,000円、国庫支出金3,517万2,000円、県支出金1,581万円、繰入金 1 億9,111万円、繰越金300万円、諸収入2,595万3,000円、町債5,440万円です。

歳出につきましては、総務費3,279万2,000円、建設費 1 億1,663万7,000円、施設費 1 億6,118万7,000円、公債費 2 億1,800万円、予備費30万円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） お世話になります。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますが、水道事業債、過疎対策債、資本費平準化債、合わせて5,440万円を予定させていただいております。

続きまして、事項別明細書の6ページをお願いいたします。

まず、歳入の1款分担金及び負担金でございます。

1項1目の農業集落排水分担金ですが、箱島岡崎地区で2件、岩下矢倉地区で3件、合わせて391万4,000円を見込んでおります。

2項1目の公共下水道負担金ですが、本年度分21件と滞納繰越分で1,059万8,000円を見込んでおります。

2款1項の使用料でございますが、1目1節の公共下水道月額使用料ですが、月平均950件で5,322万8,000円、滞納繰越分50万円を見込んでおります。

次に、2目の浄化槽使用料ですが、まず設置時使用料1,221万円につきましては、70基、人槽にして407人槽を見込んでおります。

次に、2節の月額使用料8,765万8,000円ですが、月平均1,575基ほどを見込んでおります。

4節の汚泥引き抜き清掃料は、事業所等の72基分でございます。

続きまして、3目の農業集落排水使用料でございますが、箱島岡崎地区が372件、岩下矢倉地区は325件ほどを見込んでおります。

7ページをお願いいたします。

続きまして、3款1項の国庫補助金でございますが、1目生活排水費国庫補助金3,517万2,000円は、循環型社会形成推進交付金の補助金でございます。

次に、4款1項の県補助金ですが、浄化槽市町村整備費補助金で1,581万円を見込んでおります。

5款1項の繰入金ですが、一般会計繰入金並びに基金繰入金、合わせまして1億9,111万円のお願いでございます。

6款1項の繰越金は、前年同様、300万円を見込んでおります。

7 款諸収入、1 項の預金利子ですが、基金積立金利子 3 万円です。

8 ページをお願いいたします。

2 項の雑入につきましてはごらんのとおりですが、2 目の駐車場等付帯工事費は、15 基分の駐車場仕様等の浄化槽付帯工事費 63 万円を見込んでおります。

続きまして、8 款 1 項の町債でございますが、下水道事業債、過疎債、資本費平準化債、合わせまして 5,440 万円を予定しております。

続きまして、9 ページの歳出をごらんください。

1 款 1 項の総務管理費ですが、一般管理費 3,279 万 2,000 円ということで、職員 4 名分の人件費と事務的経常経費ですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2 款 1 項の建設事業費 1 億 1,663 万 7,000 円のお願いでございます。

これ以降につきましては、各事業ごとに掲載をしてございますので、説明欄をごらんいただければと思います。

最初に、公共下水道事業費の 719 万 7,000 円ですが、基本的工事が終了していますので、本年度は舗装の本復旧、町単独事業の取り付け管及び公共ます設置工事などが中心となります。

次に、浄化槽整備事業費 8,488 万 1,000 円のお願いでございます。昨年度に引き続き省エネ浄化槽を推進するということで、70 基の設置を計画しており、この工事請負費 6,957 万 5,000 円、これに対する排水設備設置工事費補助金として 825 万円を計上させていただいております。排水設備設置工事費補助金ですが、単独浄化槽、またはくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合のみ県費補助率が 6 分の 1 から 4 分の 1 に上がりますので、交付対象はあくまで転換の場合に限ります。

次に、農業集落排水、箱島岡崎地区ですが、1,775 万 2,000 円のお願いでございます。岡崎地区の上信自動車道工事に伴う工事費が主なものでございます。続きまして、岩下矢倉地区で 680 万 7,000 円のお願いです。新規加入取り付け管工事とマンホールの高さ調整工事及び舗装本復旧工事が主なものでございます。

続きまして、11 ページ、3 款 1 項の施設管理費 1 億 6,118 万 7,000 円のお願いでございます。施設管理につきましては、公共下水の処理場は複数年の包括業務委託、農集排の処理場の両施設を、複数年の包括業務委託をしております。

農集排の管路維持につきましては、5 年サイクルで管路清掃とカメラ調査を実施し、悪い箇所は適宜修繕するなどして、計画的に進めております。また、ポンプ施設の維持管理につ

いては、公共、農集の3施設を複数年の一括単価契約とし、経費の節減に努めております。

浄化槽整備事業費は7,825万円ですが、ここでは浄化槽の定期保守点検委託料が主でございます。本年は1,575基の保守点検委託料として4,709万7,000円を計上させていただきました。

続きまして、13、14ページ、4款1項の公債費でございますが、元金、利子の合計で2億1,800万円となります。内訳はごらんのとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

最後に、5款1項の予備費ですが、前年同様、30万円計上させていただきました。

15ページからは給与費明細書、18ページが地方債の調書でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第2、議案第7号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計予算について、提

案理由の説明を申し上げます。

平成26年度予算の総額は、歳入歳出とも6,979万1,000円で、前年度と比較いたしますと850万8,000円の増額となります。

歳入につきましては、分担金及び負担金52万5,000円、使用料及び手数料3,570万7,000円、繰入金935万9,000円、繰越金100万円、諸収入1,920万円、町債400万円です。

歳出につきましては、簡易水道費5,528万円、公債費1,451万1,000円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、3ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますが、簡易水道事業と過疎対策事業合わせて400万円を予定させていただきます。

続きまして、事項別明細書の5ページ、歳入をお願いいたします。

1款1項の分担金でございますが、新設加入分担金5件で52万5,000円を見込んでおります。

2款1項の使用料でございますが、水道使用料として1,236戸分、3,308万6,000円、過年度分使用料100万円、合計3,408万6,000円と量水器使用料が1,236戸で160万1,000円、過年度分量水器使用料2万円、合計162万1,000円ほどを見込んでおります。

3款1項の繰入金でございますが、一般会計からの繰入金935万9,000円をお願いするのでございます。

4款1項の繰越金ですが、前年度からの繰越金100万円を予定しています。

5款1項の雑入ですが、水道布設がえ工事関連の補償金が1,920万円でございます。

6款1項町債ですが、簡易水道事業債、過疎債をそれぞれ200万円、計400万円を予定しております。

続きまして、7ページからの歳出をお願いいたします。

最初に、1款1項の維持管理費5,528万円のお願いでございます。簡易水道は現在17給水区であり、それら施設の維持管理費と職員1名分の人件費でございます。

11節の需用費といたしまして、主なものは施設の電気料が662万8,000円、配水管等修繕料が315万円で1,145万4,000円を予定しております。

12節の役務費でございますが、主に水質検査手数料309万6,000円と機械設備配管検針員の保険料68万4,000円で、396万9,000円を予定しております。

15節の工事請負費といたしましては、有効検定期間に近づいています検満量水器の交換が85万4,000円、大柏木給水区における老朽管布設がえ工事が400万円、ダム関連工事に伴う布設がえが800万円、上信道工事に伴う布設がえが500万円、道路改良工事に伴う布設がえが450万円、配水池フェンス等の改修工事が50万円、合わせて2,285万4,000円を予定しております。

次に、2款1項の公債費でございますが、元金、利子、合わせて1,451万1,000円を計上させていただきました。

9ページからは給与費明細書、11ページ最下段には起債内訳明細書が記載しておりますので、ごらんをいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第3、議案第8号 平成26年度東吾妻町水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 平成26年度東吾妻町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本年度は給水戸数4,495戸、年間総配水量149万7,000立方メートル、1日平均給水量3,398立方メートルを予定しております。

収益的収入及び支出につきましては、総額で2億2,070万円となり、前年度比2,081万2,000円の増額となりますが、これは消費税改正での給水収益増額と地方公営企業会計基準見直しにより、営業外収益に長期前受金戻入を計上したための増額でございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入660万円、資本的支出1億2,884万6,000円でございます。不足する額1億2,224万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額394万円、過年度分損益勘定留保資金441万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億419万9,000円、減債積立金969万4,000円で補填するものといたします。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、予算書の2ページ、3ページをごらんください。

1条から8条までありますが、本会計の基本的な部分でございます。第3条が収益的収入及び支出、第4条が資本的収入及び支出でございます。

3ページの第7条、他会計からの補助金ですが、一般会計から2,000万円をお願いするものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

実施計画書でございますが、後ほど見積基礎のところの説明をいたしますので、省略をさせていただきます。

6ページはキャッシュフロー計算書、7ページから9ページは給与費明細書ですので、よろしくお願いいたします。

10ページにつきましては、平成26年度予定貸借対照表でございます。

最下段の資産合計は、固定資産と流動資産を合わせて25億1,444万4,728円です。

11ページにつきましては、上の表、負債の部の下から5行目、負債合計が10億349万5,831円、上の表、一番下の行、繰延収益合計は5億5,959万8,215円となります。下の表、

資本の部、下から2行目、資本合計が9億5,135万682円となり、最下段、負債資本合計と10ページの最下段、資産合計は同額となります。

次に、12ページは平成25年度の予定貸借対照表となっております。最下段、資産合計といたしまして27億516万1,026円、13ページの最下段、負債資本合計も同額ですのでよろしくをお願いいたします。

続きまして、14ページをお願いいたします。

平成25年度の予定損益計算書でございます。最下段、当年度末処分利益剰余金が平成25年度末で911万8,552円出るのではないかとという予定でございます。

続きまして、15ページでございますが、当年度より改定後の地方公営企業会計基準を適用して財務諸表を作成しており、計上の方法等の記載をしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、16ページ、本年度の見積基礎でございます。

まず、収益的収入ですが、水道事業収益の営業収益では、給水収益は前年度より372万8,000円増の1億7,569万7,000円、分担金は259万2,000円、他会計負担金といたしまして449万3,000円、その他営業収益として161万1,000円を見込んでおります。

次の営業外収益では、受取利息及び配当金3万1,000円、他会計補助金として一般会計から2,000万円の補助金をお願いするものでございます。これは企業債償還金利息に充当したいと考えております。消費税還付金、賃借料がそれぞれ1,000円、長期前受金戻入が1,627万2,000円、雑収益が2,000円でございます。

続きまして、17ページの収益的支出をお願いいたします。

水道事業に係る費用でございます。

まずは、営業費用の原水及び浄水費といたしまして259万2,000円、配水及び給水費で2,069万2,000円、総係費で5,112万9,000円でございます。これらは水道事業に係ります維持管理費及び人件費等でございます。いずれも経費の節減には努めておりますが、ごらんとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次の19ページをお願いいたします。

減価償却費で1億309万9,000円、資産減耗費で110万円、その他営業費用で150万円の見込みでございます。

続きまして、営業外費用でございますが、消費税900万円、支払利息及び企業債取扱諸費で2,813万6,000円、雑支出として60万円でございます。

続きまして、20ページの資本的収入でございます。

最初の負担金ですが、一般会計負担金として消火栓設置負担金210万円、工事負担金としては、ダム関連工事等の負担金といたしまして450万円を見込んでおります。

続きまして、資本的支出でございます。

建設改良費の送配水設備工事費で5,591万円、工事請負費として5,280万円を計上し、ごらんの工事を予定しております。概要は、岩井地内など2カ所、延長530メートルの老朽管、石綿セメント管の布設がえと、県道の橋梁かけかえに伴う布設がえ、ダム関連工事に伴う布設がえ、消火栓設置工事、水源フェンス等の改修工事、配水支管新設工事などでございます。

次の機械及び装置につきましては、50個の量水器の購入費でございます。

次の固定資産購入費の373万6,000円でございますが、工事器具等の購入とリース資産購入費でございます。

最後に、企業債償還金といたしまして、6,905万8,000円のお願いでございます。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第4、議案第9号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1,898万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億9,504万4,000円とするものでございます。また、繰越明許費及び地方債補正につきましては、追加変更等のお願いでございます。

それでは、歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。

町税については、現在の調定額に対する収入見込み額を計上いたしました。普通地方交付税は、交付決定額に合わせるため、5,048万5,000円の追加となっております。以下、国庫支出金、県支出金から町債までの増減につきましては、事業費の確定に伴う補正額となっております。

一方、歳出でございますが、庁舎建設基金積立金として2億円を追加し、財政調整基金積立金として1億5,500万円を追加いたしました。衛生費では、申請の増加に伴い、太陽光発電システム設置費補助金を300万円追加しております。以下、歳出につきましても、事業費の確定に伴う減額が主なものでございます。

以上が一般会計補正予算の概要でございますが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、1ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第7号）でございます。

第1条ですが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1,898万5,000円を追加して、総額を歳入歳出それぞれ86億9,504万4,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正でございます。

第3条は、地方債の補正でございます。

次に、詳細について説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございます。

2款総務費、7項ダム対策費、天狗の湯源泉ポンプ交換事業から11款災害復旧費、2項土

木施設災害復旧費まで16事業の繰越明許費の追加でございます。

7 ページ、第3表は地方債補正でございます。

最初に、1の地方債の変更でございますが、補正前の限度額を補正後の限度額に変更するものでございますので、よろしくお願いいたします。

2の地方債の廃止でございますが、事業の補助率が当初より高くなったことにより起債申請を取り消すものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、事項別明細により歳入の説明をさせていただきます。

10ページをお開き願いたいと思います。

1 款町税、1 項町民税ですが、決算見込み額による9,654万2,000円の追加でございます。
2 項固定資産税につきましても、決算見込み額による1,604万3,000円の追加でございます。
3 項軽自動車税ですが、同じく決算見込み額による104万1,000円の追加でございます。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税でございますが、決算見込み額による107万3,000円の減額でございます。2 項自動車重量譲与税も決算見込み額による436万5,000円の減額でございます。

3 款利子割交付金ですが、同じく決算見込み額による24万3,000円の減額でございます。

10款地方交付税ですが、普通交付税の額確定に伴う5,213万1,000円の追加でございます。

11款交通安全対策特別交付金ですが、決算見込み額による16万6,000円の減額でございます。

12款分担金及び負担金ですが、基盤整備事業負担金55万円の減額でございます。

13款使用料及び手数料ですが、52万4,000円の減額でございます。内容につきましては、説明欄記載のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

12ページから13ページの14款国庫支出金及び15款県支出金ですが、事業の確定等に伴う補正でございますのでよろしくお願いいたします。

14ページ、16款財産収入ですが、公共施設等整備基金利子の8万5,000円の追加でございます。

17款の寄附金ですが、吾妻東部地区赤十字有功会から指定寄附5万円の追加でございます。

18款繰入金ですが、介護保険融資基金繰入金203万2,000円の追加でございます。

20款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料ですが、60万円の追加でございます。5 項雑入ですが、事業費の減額等に伴い、8 目ダム関連事業雑入、9 目雑入を合わせて1,704万8,000円の減額でございます。

21款町債、2目民生費ですが、福祉医療費の減額に伴う1,850万円の減額でございます。

3目の土木債ですが、事業費の減等に伴う4,220万円の減額でございます。

6目災害復旧費事業債ですが、起債申請取り消しに伴う170万円の減額でございます。

以上が歳入でございます。

歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、歳出について説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費156万円の減額でございます。これにつきましては、研修旅費、会議録調製印刷製本委託料、会議録音反訳委託料の減額が主なものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございますが、説明欄をごらんいただきたいと思います。

主なものは、職員共済組合負担金及び退職手当組合負担金の追加、また、庁舎積立基金2億円の追加のお願いでございます。

2目行政振興費ですが、住民センター増改築事業補助金10万円の追加でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 8目の財政調整基金費ですが、1億5,500万円の積立金の追加を行うものでございます。

10目の運輸対策費ですが、前年度の運行実績により補助金が決定されますので、実績に伴うところの160万円の減額でございます。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、11目諸費でございますが、電気料の追加65万円と地域開発事業特別会計繰出金715万3,000円の減額のお願いでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 次の16目開発費ですが、70万円の減額でございます。管内図の作製ですが、今年度は増す刷りに対応させていただくことによる減額でございます。

17目広報広聴活動費ですが、200万円の減額でございます。町勢要覧につきましては、当面増す刷り等で対応することによる減額でございますので、よろしくお願いします。

18目の地域活性化対策費ですが、町のマスコット製作購入に伴う経費196万円の減額でございます。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく3項1目戸籍住民基本台帳費129万8,000円減額のお願いです。

8節報償費10万円減額。3月16日に予定しております町の生涯学習大会に共催をお願いいたしました人権講座の講師謝金で、県の補助金の減額によるものです。

11節需用費7万8,000円減額、改ざん防止用紙印刷製本費の減少で、13節委託料60万円減額、戸籍副本及び駅北置換管理システムの事業確定によるものでございます。

14節使用料及び賃借料32万円減額、住基ネットワーク保守料及びリース料で、18節備品購入費20万円減額、戸籍副本管理システム事業の確定によるものです。よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

18ページになりますが、7項1目ダム対策総務費1,732万円の減額のお願いでございます。ダム対策総務費543万3,000円の減額は、職員の長期休暇に伴う給料、手当の減額と扶養者追加による扶養手当の追加、リース料、通信費、ダム団体補助金は、生活再建対策費の国との契約が打ち切れ、携帯電話、車リース、印刷機リースの解約と団体補助金が交付できなくなったための減額でございます。

次に、天狗の湯管理事業は、平成21年度に交換いたしました源泉ポンプの能力低下によりくみ上げ料が減少し続け、4月の連休前に対応するため、ポンプ交換工事費として420万円の追加のお願いをするものでございます。

次に、水源地域整備事業は、松谷・六合村線事業の繰り越しについて下流都県の負担が来年度歳入となるため、積立金の減額でございます。

次に、公園管理事業は、臨時職員賃金と猿橋設計業務委託の確定による減額でございます。よろしく願いします。

○議長（橋爪英夫君） 事業課長。

○事業課長（轟 馨君） お世話になります。

5目国民宿舎管理費でございます。説明欄をごらんください。

国有林野賃借料減額の60万円のお願いです。それと工事請負費の減額300万円のお願いで

ございます。

次のページ、温泉事業費、1 目桔梗館管理費、工事請負費の減額100万円をお願いでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 3 款の民生費でございます。

民生費は全て事業費の確定及び決算見込みによる減額でございます。説明欄をごらんください。

1 項 2 目障害児者自立支援費では、ごらんとおり障害福祉サービス給付費など2,200万円の減額でございます。

4 目の老人福祉事業費の老人福祉事業では、委託料や補助金等の確定により585万1,000円の減額となります。

次の地域包括支援センター事業では、予防給付ケアマネジメント業務委託料68万5,000円の追加のお願いでございます。

5 目の福祉医療費では、福祉医療費を中心に2,761万円の減額となります。財源内訳をごらんください。地方債欄にありますように、今回1,850万円を減額しますので、最終的に過疎債充当額は6,100万円となります。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 20ページをお願いいたします。

同じく 6 目国民健康保険費5,569万円減額のお願いです。3 節職員手当等 4 万5,000円、児童手当の追加によるもので、28節繰出金5,573万5,000円減額、詳細につきましては、国民健康保険特別会計で説明いたします。

同じく 8 目後期高齢者医療費398万9,000円減額のお願いです。28節繰出金、広域連合の事務費及び保険基盤安定繰出金の確定によるものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 続きまして、3 款 2 項の児童福祉費でございます。

1 目の児童措置費の子育て支援費では、児童手当等の確定に伴う1,651万7,000円の減額です。

次の児童虐待防止対策緊急強化事業は、事業の終了による備品購入費20万7,000円の減額

となります。

2目の保育所費では、臨時職員の人件費336万円の減額です。

次に、4款の衛生費でございます。1項1目の保健衛生総務費では、国民健康保険特別会計施設勘定への繰出金455万2,000円の減額となりますが、後ほど特別会計で説明がございしますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、21ページ、2目の予防費では、911万4,000円の減額となります。これは本年度から定期予防接種となりました子宮頸がんワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンの接種事業の確定見込みによる減額です。

3目の母子保健費も、妊婦支援事業の妊産婦健診委託の対象者が75人とほぼ確定しましたので、93万2,000円の減額となります。

4目の健康増進事業費も、がん検診が終了いたしましたので、その委託料179万8,000円を減額するとともに、前年度がん検診推進事業国庫補助金の精算に伴う返還金58万7,000円のお願いでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく6目環境衛生費371万5,000円追加のお願いでございます。

18節備品購入費4万4,000円減額、19節負担金、補助及び交付金375万9,000円追加、吾妻広域圏火葬場運営負担金と太陽光発電システム設置費補助金で、今年度既に61件の申し込みがあり、あと15件の申請が予定されているための追加でございます。

同じく7目公害対策事業費474万1,000円減額のお願いです。放射性物質汚染対処特措法によるもので、昨年度から国の補助を受けて実施しております古谷地区の除染事業ですが、本年度は仮置き場の設置事業を予定していましたが、環境省による保管方法の研究結果待ちとなり、1年延期となったためでございます。

22ページをお願いいたします。

同じく9目霊園管理費728万6,000円減額のお願いでございます。

13節委託料20万円減額、17節公有財産購入費238万6,000円減額、ともにあがつま共同霊園の事業の確定によるものでございます。

15節工事請負費470万円減額、あがつま共同霊園造成工事費で、本年度の利用状況が少ないため、費用対効果等を考え次年度へ延期するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 続きまして、3項1目の簡易水道費でございますが、町営水道以外の簡易水道等への建設事業補助金と水質検査補助金、合わせて145万5,000円の減額、簡易水道特別会計への繰出金241万8,000円の追加のお願いでございます。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） お世話になります。

続きまして、5款1項1目の労働諸費では、勤労者住宅建設資金利子補給金で利用者の増加に伴います5件分、50万円の追加のお願いでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費1,081万1,000円の減額のお願いでございます。

内容は説明欄をごらんください。緑のふるさと協力隊事業では、事業確定及び隊員の自動車の購入費で120万3,000円の追加のお願いでございます。青年就農給付金事業では該当者がございませんでしたので、300万円の減額、農業近代化資金等利子補給事業では、事業確定に伴います206万2,000円の減額。農業振興対策事業では花卉振興対策事業補助金及び営農施設等整備事業補助金で、事業確定に伴います380万円の減額。野生動物における農作物災害対策事業でも、事業確定に伴います20万円の減額。ぐんまのこんにやく国際競争力強化対策事業では、該当者がございませんでしたので338万円の減額。園芸用廃プラスチック処理事業では、事業確定に伴います16万7,000円の減額。中山間地域等直接支払事業では、事業確定に伴います108万円の減額。野菜王国・ぐんま総合対策事業では、新たに県の補助を受け、パイプハウス等建設事業補助金としまして200万5,000円の追加。環境保全型農業直接支払事業では、事業確定に伴います33万円の減額でございます。

続きまして、5目畜産振興費24万7,000円の減額でございますが、預託肉牛利子補給事業で事業確定に伴います減額でございます。

続きまして、6目農地費では925万3,000円の減額でございます。

説明欄をごらんください。基盤整備事業（萩生川西地区）40万円、群馬県中山間地域農業農村整備事業（上の原地区）337万5,000円、県単小規模土地改良事業521万円、農地・水保全管理支払交付金26万8,000円、いずれも事業確定に伴います減額でございます。

続きまして、6款2項1目林業振興費では、917万6,000円の減額のお願いでございます。

説明欄をごらんください。林業振興費では、事業確定に伴います備品購入費及び負担金、補助及び交付金の187万6,000円の減額と有害鳥獣捕獲事業では、あがしし君工房の休止に

伴います運営費の150万円の減額。また、平成24年度より捕獲数が減ったため、町の鳥獣対策協議会への国の補助金との割り振りもございまして、500万円の減額のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 25ページになりますが、2目林業基盤整備費486万円の減額のお願いでございます。広域林道開設は県営事業の吾嬬山線開設事業で、長期的見直しによる用地調査費の減額、治山、県単林道改良事業は、確定による減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 続きまして、3目町有林管理費でございます。事業確定に伴います40万円の減額でございます。

続きまして、7款1項2目商工振興費では、小口資金損失補償金94万9,000円の増額のお願いでございます。

同じく3目観光費では、事業確定に伴います35万円の減額のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、8款土木費です。

1項1目道路橋りょう総務費7万8,000円は、職員の扶養者追加に伴う手当の追加でございます。

次に、2目道路維持費560万円の減額は、臨時職員賃金確定と工事請負費の減額でございます。

次に、3目道路改良費4,999万円の減額は、事前調査、調査設計、用地調査などのおくれにより、委託料、工事請負費、26ページになりますが、土地購入費、補償金、それぞれの減額をお願いするものでございます。

次に、2項3目街路事業整備費296万4,000円の減額は、県受託事務費の対応で、給料につきましては、道路橋りょう総務費で歳出したことによる減額と消耗品費と印刷費の追加、土地購入費、負担金、補償金につきましては、事業確定による減額及び追加でございます。

今年度は、予定された用地買収は全て対応できました。街路事業につきましては、原町駅南口線、仮称吾妻大橋の下部工まで今年度発注される予定で、町の長年の念願であった県の道路事業となったことから、平成26年度以降は町負担金がなくなりました。よろしくお願いいたします。

します。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 続きまして、5目の下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出金1,370万8,000円の減額のお願いでございます。

これにつきましては、下水道事業特別会計補正予算のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、9款1項1目の消防費でございますが、主なものは、防火水槽建設工事の事業確定に伴います減額と、防火水槽用地借地補助金の追加30万円でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 続きまして、27ページをお願いをしたいと思います。

10款教育費、1項教育総務費、2目の事務局費につきましては、315万9,000円の減額のお願いでございます。

内訳といたしましては、事務局費におきましては、非常勤職員報酬の減額と住居、通勤手当の追加、中学校統合費におきましては、委員報酬と校歌・校章制作委託料の減額でございます。

次に、4目通学バス運営管理費につきましては、53万円の減額のお願いでございます。

内訳といたしましては、通学バス運営管理費のスクールバス運転業務委託料の減額となります。

次に、5目給食調理場運営管理費につきましては、42万5,000円の減額のお願いでございます。

内訳といたしましては、給食調理場運営管理費の施設管理委託料の減額となります。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費につきましては、1,144万6,000円の減額のお願いでございます。

内訳といたしましては、学校管理費（事務局）の工事請負費と土地購入費の減額でございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費につきましては、390万円の減額のお願いでございます。

内訳といたしましては、学校管理費（事務局）の修繕料と工事請負費の減額となります。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、57万円の減額のお願いでございます。

内訳といたしましては、幼稚園管理費（事務局）の工事請負費と備品購入費の減額となります。

続きまして、5項社会教育費、3目文化財保護費につきましては、47万2,000円の減額のお願いでございます。

内訳といたしましては、岩櫃城跡保存整備事業のプレハブ等リース料の減額となります。

次に、5目発掘調査費につきましては、69万3,000円の減額のお願いでございます。

内訳といたしましては、発掘調査費におきまして備品購入の減額、試掘調査費におきましては、重機等の借り上げの減額となります。

続きまして、29ページをお願いいたします。

6項保健体育費、3目施設管理費につきましては、91万3,000円の減額のお願いでございます。

内訳といたしましては、社会体育施設管理事業の修繕料の減額となります。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、11款2項2目道路復旧費501万円の減額のお願いでございます。小泉・広野地区町道で調査設計のおくれにより、工事につきましては次年度以降となるため減額のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 12款公債費でございますが、地方債償還利子の700万円の減額でございます。

以上で、一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

11時10分まで休憩します。

（午前10時59分）

○議長（橋爪英夫君） 再開をいたします。

（午前 11 時 10 分）

◎議案第 10 号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第 5、議案第 10 号 平成 25 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第 10 号 平成 25 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定、歳入歳出それぞれ 2,822 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 5,538 万 2,000 円とするものでございます。

歳入では、国民健康保険税 680 万 6,000 円減額、国庫支出金 7,348 万 9,000 円減額、療養給付費交付金 629 万 9,000 円減額、前期高齢者交付金 1 億 2,383 万 7,000 円追加、共同事業交付金 1,057 万 4,000 円減額、繰入金 5,573 万 5,000 円減額が主なものです。

歳出では、保険給付費 236 万 6,000 円減額、共同事業拠出金 1,118 万 7,000 円減額、基金積立金 2,000 万円減額、諸支出金 512 万 2,000 円追加が主なものです。

次に、施設勘定、歳入歳出それぞれ 262 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9,445 万 3,000 円とするものでございます。

歳入では、診療収入 352 万円減額、県支出金 50 万 7,000 円追加、繰入金 57 万円追加、諸収入 18 万 4,000 円の減額です。

歳出では、総務費 14 万 9,000 円減額、医業費 247 万 8,000 円の減額です。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、事業勘定から事項別明細書により説明させていただきます。

6 ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

1 款 1 項国民健康保険税680万6,000円減額をお願いでございます。

内訳は、1 目一般被保険者国民健康保険税1,120万4,000円減額、2 目退職被保険者等国民健康保険税439万8,000円追加で、減額の要因は被保険者数の減少並びに課税基準総所得金額の低下によるものでございます。

7 ページをお願いいたします。

3 款 1 項国庫負担金7,861万1,000円減額。それぞれ負担金の額の確定によるものでございます。

同じく 2 項国庫補助金512万2,000円追加ですが、国保診療所の特別財政調整交付金で、僻地医療運営補助金と電子カルテ導入費が全額補助となったためでございます。

4 款 1 項県負担金54万2,000円減額、1 目、2 目、それぞれの負担金の額の確定によるもので、同じく 2 項 1 目財政健全化補助金138万7,000円追加、福祉医療波及分の確定によるものでございます。

8 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目療養給付費交付金629万9,000円減額、退職者医療交付金の確定によるものでございます。

6 款 1 項 1 目前期高齢者交付金 1 億2,383万7,000円追加、国保非被用者保険の65歳から74歳までの前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整するもので、額の確定によるものでございます。

8 款 1 項 1 目共同事業交付金61万1,000円の追加、2 目保険財政共同安定化事業交付金1,185万5,000円減額、ともに額の確定によるものでございます。

9 款 1 項 1 目一般会計繰入金5,573万5,000円の減額ですが、3 節財政安定支援事業繰入金413万9,000円追加、病床数が多いための増嵩分でございます。

4 節その他一般会計繰入金5,987万4,000円減額、福祉医療波及分125万1,000円、法定外繰入金6,112万5,000円の減額によるものでございます。

続いて、9ページ以降、3、歳出をお願いいたします。

1款1目一般管理費21万円追加、4月から実施されます高齢者医療制度円滑運営事業システム改修委託料で、70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の見直しによるものでございます。

2款1項療養諸費236万6,000円減額、ともに負担金、補助及び交付金で、1目一般被保険者療養給付費につきましては317万5,000円減額、3目一般被保険者療養費75万5,000円と4目退職被保険者等療養費5万4,000円追加、実績増によるものでございます。

7款1項共同事業拠出金1,118万7,000円減額、ともに負担金、補助及び交付金で1目共同事業拠出金103万9,000円減額、3目保険財政共同安定化事業拠出金1,014万8,000円減額、連合会の確定値でございます。

10ページをお願いいたします。

9款1項1目基金積立金2,000万円の減額でございます。

11款2項1目直営施設勘定繰出金512万2,000円追加、国保診療所への繰出金の増額でございます。

続いて、施設勘定の説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書、12ページをお願いいたします。

2、歳入でございますが、1款1項外来収入352万円減額ですが、それぞれの診療報酬収入と一部負担金収入の減額によるものでございます。

3款1項1目国保施設費県補助金50万7,000円追加、僻地医療運営補助金の額の確定によるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金455万2,000円減額、同じく2項1目事業勘定繰入金512万1,000円追加、特別調整交付金の確定によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

6款2項1目雑入18万3,000円減額、衛生材料等の減額によるものです。

次に、14ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費14万9,000円減額。

説明欄をお願いいたします。職員人件費では7節賃金35万4,000円減額。施設管理費では11節需用費29万8,000円追加。光熱水費の減少と医師の交代によりますところの畳がえ等医師住宅の修繕費でございます。18節備品購入費4万4,000円は、電子カルテシステムの実績

によるものです。研究研修費 4 万9,000円減額、医師の旅費及び参加費負担金の実績でございます。

2 款 1 項 1 目医業管理費 1 万9,000円追加、代診医師の旅費及び負担金、庁用車の修繕及び手数料でございます。

2 目医療用機械器具費42万2,000円減額、酸素濃縮装置及び携帯用酸素ボンベの減少によるものとオージオメータ、聴力検査機器の購入費でございます。

3 目医療用消耗機材費25万9,000円減額、注射針等消耗品の実績によるものでございます。15ページをお願いいたします。

同じく 4 目医薬品衛生材料費181万6,000円減額、医薬材料費の実績でございます。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3 月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第 1 1 号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第 6、議案第11号 平成25年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 平成25年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ587万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億8,615万1,000円とするものでございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料561万2,000円の減額、繰入金398万9,000円減額、諸収入147万2,000円追加、繰越金225万7,000円の追加です。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金561万6,000円減額、保険給付事業費25万6,000円の減額です。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください
ますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、事項別明細書、4ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料300万7,000円減額、同じく2目後期高齢者
医療普通徴収保険料260万5,000円の減額。

内訳は、現年度分296万3,000円減額、滞納繰越分35万8,000円追加で、ともに確定見込み
によるものでございます。

3款1項1目事務費繰入金182万7,000円減額、2目保険基盤安定繰入金216万2,000円減
額、同じく額の確定によるものでございます。

4款1項1目雑入147万2,000円追加、人間ドック助成費25万6,000円減額、広域連合の前
年度負担金、返還金172万8,000円追加によるものでございます。

5款1項1目繰越金225万7,000円追加、前年度繰越金でございます。

続いて、5ページ、3、歳出をお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金561万6,000円減額、広域連合納付金の確定
によるものでございます。

3款1項1目人間ドック助成事業費25万6,000円減額、受診者の減少によるものでござい
ます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第7、議案第12号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計補正
予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、保険給付費の減額が中心でありまして、2,947万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ14億2,501万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、事項別明細書の4ページの歳入をお願いします。

介護保険の財源は法定負担となっておりまして、それぞれの負担割合が明確になっておりますので、それに基づき歳入を見込んでおります。

まず、4款1項の国庫負担金は介護給付費負担金でございまして、歳出、2款の保険給付費3,000万円の減額に対する法定負担20%で、600万円の減額です。

2項の国庫補助金、1目の調整交付金も、先ほどの保険給付費の8%、240万円の減額を見込んでおります。

4目の介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修費に対する半額補助で26万2,000円です。

5款の支払基金交付金及び6款の県支出金も法定負担分でありまして、支払基金交付金が保険給付費の29%、870万円、県負担金は12.5%で375万円それぞれ減額となります。

次は、8款1項の一般会計繰入金ですが、これも法定負担金分の繰り入れとなります。

1目介護給付費繰入金375万円の減額は、保険給付費の12.5%です。

4目の事務費繰入金26万3,000円は、介護保険システム改修費の2分の1です。

5ページをお願いいたします。

8款2項の基金繰入金は、保険給付費の減額に伴いまして、介護給付費準備基金繰入金を540万円減額するものでございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費では、システム改修委託料52万5,000円をお願いするものでござ

ざいます。これは4月からの消費税増税に伴い報酬改定がありますので、これに対応するための改修費で、2分の1は国庫補助となります。

2款の保険給付費では、1項1目の地域密着型介護サービス給付費が3,000万円の減額となります。これは本年度オープンした小規模特別養護老人ホーム給付費と、本年度予定していた小規模多機能型居宅介護施設のオープンが来月4月へずれ込んだことによる減額です。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第8、議案第13号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ500万円を減額して、総額をそれぞれ1億2,419万7,000円とするものでございます。

内容は、情報通信施設事業費として、ケーブルテレビ事業の移設工事費等の確定による工事請負費の減額が主なものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、事項別明細により説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、2款1項1目使用料でございますが、インターネットサービス使用料が35万円の減額でございます。

次の、3款1項1目発電事業費補助金につきましては、小水力発電事業調査支援事業補助金の減額でございます。

次の、5款1項1目地域開発基金繰入金ですが、302万8,000円の追加でございます。

次の、2項1目一般会計繰入金は、通信事業といたしまして、815万3,000円の減額、発電事業といたしまして、100万円の追加でございます。

6款1項1目繰越金は、前年度繰越金12万4,000円の追加でございます。

次の、7款1項1目雑入は、県道拡幅に伴います移転補償費52万5,000円の減額と、光ファイバー芯線貸付料87万6,000円の追加でございます。

次に、歳出でございますが、1款2項1目情報通信施設事業費で500万円の減額をお願いするものでございます。これは、光ケーブル移設工事費等が確定したものによるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第9、議案第14号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,052万9,000円を減額して、総額をそれぞれ5億25万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、負担金の222万円、使用料の852万5,000円、県補助金の463万8,000円、

繰入金の1,370万8,000円、町債の1,090万円の減額でございます。

歳出の主なものは、建設事業費の2,178万7,000円、施設管理費2,089万8,000円の減額と、公債費225万円の追加でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、3ページをお願いいたします。

第2表でございますが、地方債の補正でございます。

1の地方債の追加で過疎対策事業1,430万円の追加と、2の地方債の変更で、下水道事業2,520万円を減額して限度額を1,430万円とするものです。

続きまして、5ページの歳入をごらんください。

事項別明細書でございます。

1款2項1目の公共下水道負担金222万円の減額、2款1項の使用料ですが、1目の公共下水道使用料228万4,000円、2目浄化槽使用料は設置時使用料、月額使用料を合わせて396万4,000円、3目農業集落排水使用料167万7,000円の減額のお願いでございます。

続きまして、4款1項1目の県補助金463万8,000円の減額でございます。これは、浄化槽市町村整備費県費補助金の補助対象額の確定によるものでございます。

次に、5款1項1目の一般会計繰入金1,370万8,000円の減額ですが、事業費の確定に伴うものでございます。

7款2項1目の雑入ですが、東京電力賠償金及び管渠等管理システム保守管理業務委託料、合わせて32万8,000円の減額。

6ページに行きまして、2目駐車場等付帯工事費21万円の減額でございます。

8款1項の町債ですが、1目の下水道事業債で2,520万円の減額、2目の過疎債で1,430万円の追加、合計で1,090万円の減額でございます。

続きまして、7ページの歳出をごらんください。

1款1項1目の一般管理費9万4,000円の減額ですが、説明欄のとおりでございます。

2款1項1目の建設事業費2,178万7,000円の減額でございますが、浄化槽整備事業費で事業の確定による委託料、工事請負費の減額が主なものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目の施設管理費2,089万8,000円の減額でございますが、浄化槽整備事業費の修繕料と浄化槽保守点検委託料の減額が主なものでございます。

9 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目の償還金は、説明欄にございます公共下水、農業集落排水 2 地区の平準化償還金の合計225万円の追加のお願いでございます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3 月14日までに調査を終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第 15 号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第10、議案第15号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ87万6,000円を減額して、総額をそれぞれ7,322万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、使用料の309万4,000円の減額、繰入金の241万8,000円の追加、町債の20万円の減額でございます。

歳出の主なものは、維持管理費の87万6,000円の減額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、3 ページの中ほどの第2表、地方債の補正でござ

いますが、簡易水道事業と過疎対策事業を事業費の確定に伴いまして、それぞれ10万円を減額して、限度額を190万円と変更するものです。

続きまして、4ページの事項別明細書をごらんください。

2の歳入でございますが、2款1項1目の簡易水道使用料309万4,000円の減額、3款1項1目繰入金の241万8,000円の追加、6款1項の町債でございますが、1目簡易水道事業債、2目過疎債を、それぞれ10万円を減額のお願いでございます。

3の歳出ですが、1款1項1目の維持管理費ですが、職員手当等12万4,000円の追加、事業費の確定によります工事請負費100万円の減額のお願いでございます。

以上でございますが、説明とさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月14日までに調査を終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第33号及び議案第34号の一括上程、説明、質疑、自由討議、
討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第11、議案第33号 町道路線の廃止について及び日程第12、議案第34号 町道路線の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第33号 町道路線の廃止について並びに議案第34号 町道路線の認定について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

廃止及び認定の議決をお願いする路線は、主にダム関連の土地改良と国・県事業に伴う変更及び新規路線であります。

土地改良では、一部旧道を一旦廃止をお願いし、新たな路線とするもの及び国・県事業完了により移管を受け、新たに認定をお願いするものでございます。

今後、町道として維持管理し、町民生活の安定と向上に役立てたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださ

いますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

今回の町道路線の廃止及び認定につきましては、先ほど町長の説明にもありましたとおり、主に、ダム関連の土地改良事業と県・国事業の新規路線によるつけかえと新設に伴い廃止、認定するものであります。

初めに、議案第33号、廃止路線について説明させていただきます。

議案書裏面、調書記載の4路線であります。

整理番号1、4010号線から整理番号3、4016号線までは、細谷地区土地改良によるつけかえで、次の位置図、裏面に赤書きで示してあります。

調書に戻りますが、整理番号4、4009号線は、国事業完了に伴う起点の変更ですが一旦廃止させていただきます。次の位置図に赤書きで示してあります。

起終点の位置及び道路の延長につきましては、調書に記載のとおりであります。

次に、議案第34号、認定路線の説明をさせていただきます。

2枚目、調書記載の18路線で、整理番号1、4281号線から整理番号11、4291号線までは、細谷地区土地改良によるつけかえと新規路線となります。裏面の位置図に赤書きで示してありますので、ごらんいただきたいと思います。

調書に戻りまして、整理番号12、5330号線から整理番号15、5333線までは、県事業、松谷盛り土地区の移管を受けた新規路線で、3枚目の位置図に赤書きで示してありますので、ごらんいただきたいと思います。

調書に戻りまして、整理番号16、4009号線につきましては、国事業完了により移管を受け、一旦廃止をさせていただき、起点位置を変更して再度認定をしていただく路線で、3枚目、裏の位置図に赤書きで示してありますので、ごらんいただきたいと思います。

調書に戻りまして、整理番号17、4292号線につきましては、根古屋地区土地改良による追加路線で、4枚目の位置図に赤書きで示してありますので、ごらんいただきたいと思います。

調書に戻りまして、18、1431号線につきましては、地元の原材料支給で整備し、町道と町道を接続する路線として、4枚目、裏面の位置図に赤書きで示してありますので、ごらんいただきたいと思います。

起終点の位置及び道路の延長につきましては、調書に記載のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。最初に、議案第33号 町道路線の廃止についての採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第34号 町道路線の認定についての採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第13、議案第35号 スポーツの町宣言についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第35号 スポーツの町宣言について、提案理由の説明を申し上げます。

現代社会におけるスポーツは、暮らしの中の楽しみとして、青少年の教育として人々の交流を促し、健康を維持増進するものとして、さらには生きがいとして多くの人々に親しまれております。

昨今では、人口の減少、少子高齢化が伝えられますが、東吾妻町においては、スポーツを通じて健康な心と体をつくり、活気ある町づくり実現に向けて努力することを決意し、スポーツの町宣言をするものです。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

教育課長。

(教育課長 中井 充君 登壇)

○教育課長（中井 充君） それでは、説明を申し上げます。

現在におきましては、人口減少とあわせ、高齢化によりスポーツを通じた交流等が少なくなってきました。スポーツ振興審議会等におきましても、どのような方法でスポーツの振興を広げていくか等課題となり、協議、検討を進めてまいりました。

スポーツ振興につきましては、町体育協会を中心に各種大会やイベントを開催し、多くの町民に参加を呼びかけ、推進をしてきました。今回提案をするスポーツの町宣言をすることにより、多くの町民にスポーツを宣伝し、参加人口の拡大や競技スポーツの振興を通じて、健康な心と体づくりを進め、活気ある町づくりの一端を担えることと思います。

また、東吾妻町健康増進計画におきましても、教育機関の取り組みとして運動活動の活性化に努めるということもございますので、今後、この宣言を契機に、また、町と体育協会においても、より一層、さまざまな講習会並びに教室等の開催をしていきたいと思っております。指導者の育成にも努めてまいりたいということに思っておりますので、承認いただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査いたします。

3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第36号及び議案第37号の一括上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第14、議案第36号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について及び日程第15、議案第37号 吾妻広域町村圏振興整備組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第36号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について並びに議案第37号 吾妻広域町村圏振興整備組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の組合規約の一部変更は、次のとおりです。

当組合設置の海の家について、利用者の減少及び施設修繕費の増加等の理由により、平成24年度で運営を廃止し、平成25年度に施設の今後のあり方を調査研究した結果、海の家は長岡市寺泊地区の避難場所に指定されていること、三十数年にわたり寺泊地区住民のご協力をいただいたこと、また、施設の解体費及び備品等の処分費と土地の売買価格がほぼ同額であること等を考慮し、土地建物及び備品一式を平成26年4月1日より、長岡市へ無償譲渡することを決定いたしました。これに伴い、組合規約第3条第2号、海の家の設置及び管理に関する事務の規定を削除するものであります。

また、海の家廃止に伴い、その施設については、平成25年3月25日の理事会において長岡市に無償譲渡する方針を決定し、長岡市に有効活用していただくことが治安等の問題からも最善であると判断し、無償譲渡するものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

議案第36号の吾妻広域町村圏振興整備組合の規約に関する協議並びに議案第37号の吾妻広域町村圏振興整備組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議につきましては、先ほど町長が説明をしたとおりでございます。

議案第36号、組合規約の変更に関する協議についてですが、新旧対照表をごらんください。

第3条中第2号の海の家を設置及び管理に関する事務の規定を削除するものでございます。

次に、議案第37号、組合規約変更に伴う財産処分に関する協議についてですが、規約の変更に伴う財産処分をすることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

先ほど、町長の提案理由説明の中にありましたが、海の家の廃止に伴い、その施設について、長岡市に無償譲渡することが決定されているものでございます。

なお、別表1に土地の明細がございます。地目が鉄道用地になっておりますが、これはもともとその場所が鉄道用地であって勾配がきつく、スイッチバックをしていた場所であったということをお伺いしております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

なお、吾妻広域町村圏振興整備組合海の家は、教育施設となっておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、議会は議案第36号及び議案第37号の議決をする前に、教育委員会の意見を聞かなければなりません。この提案を受けて、議長は所定の手続を行いますので、御承知おきください。また、議員各位におかれましては、3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第38号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第16、議案第38号 東吾妻町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第38号 東吾妻町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、東吾妻町国民健康保険診療所の使用料及び手数料の消費税率を改正するものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

おくれたの提出ということで、まことに申しわけございません。

今回お願い申し上げますのは、東吾妻町国民健康保険診療所の条例の一部改正のお願いでございます。

先ほど、町長の提案理由にもありましたように、消費税法の一部改正によるものでございまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第4条、第3項中、消費税率100分の105を100分の108に改正するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎陳情書の処理について

○議長（橋爪英夫君） 日程第17、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、総務建設常任委員会に付託しますので、その審査を3月14日までに終了するようお願いいたします。

以上で、陳情書の処理について終わります。

◎散会の宣告

○議長（橋爪英夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで議員各位にお願い申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効的に活用し、十分審査くださるよう申し上げます。

以上です。

なお、次の本会議は３月１７日午前１０時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 零時００分）

平成26年 3 月 17 日（月 曜 日）

（第 3 号）

平成26年東吾妻町議会第1回定例会

議 事 日 程（第3号）

平成26年3月17日（月）午前10時開議

- 第 1 議案第16号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第17号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第18号 東吾妻町簡易郵便局郵便切手等購入基金条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第19号 東吾妻町地域開発事業特別会計条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第20号 東吾妻町老人ホーム入所判定委員会条例について
- 第 6 議案第21号 東吾妻町介護保険事業運営協議会条例について
- 第 7 議案第22号 東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計条例を廃止する条例について
- 第 8 議案第23号 東吾妻町保育所（園）条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第24号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第25号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第26号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第27号 東吾妻町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第28号 東吾妻町農業集落排水使用料条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第29号 東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第30号 東吾妻町立学校給食センター設置条例について
- 第16 議案第31号 東吾妻町社会教育委員条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第32号 東吾妻町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第38号 東吾妻町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第 1号 平成26年度東吾妻町一般会計予算
- 第20 議案第 2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算

- 第 2 1 議案第 3 号 平成 2 6 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 2 議案第 4 号 平成 2 6 年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第 2 3 議案第 5 号 平成 2 6 年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第 2 4 議案第 6 号 平成 2 6 年度東吾妻町下水道事業特別会計予算
- 第 2 5 議案第 7 号 平成 2 6 年度東吾妻町簡易水道特別会計予算
- 第 2 6 議案第 8 号 平成 2 6 年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第 2 7 議案第 9 号 平成 2 5 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 2 8 議案第 1 0 号 平成 2 5 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 9 議案第 1 1 号 平成 2 5 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 0 議案第 1 2 号 平成 2 5 年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 1 議案第 1 3 号 平成 2 5 年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 2 議案第 1 4 号 平成 2 5 年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 3 議案第 1 5 号 平成 2 5 年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 4 議案第 3 9 号 平成 2 5 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 3 5 議案第 3 5 号 「スポーツの町」宣言について
- 第 3 6 議案第 3 6 号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について
- 第 3 7 議案第 3 7 号 吾妻広域町村圏振興整備組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議
について
- 第 3 8 請願書・陳情書の委員会審査報告
- 第 3 9 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第 4 0 町政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 3 4 まで

出席議員（13名）

1 番	橋 爪 英 夫 君	2 番	佐 藤 聡 一 君
3 番	根 津 光 儀 君	4 番	樹 下 啓 示 君
5 番	山 田 信 行 君	6 番	水 出 英 治 君
8 番	茂 木 恒 二 君	9 番	金 澤 敏 君

10番 青柳 はるみ 君

12番 浦野 政 衛 君

14番 菅 谷 光 重 君

11番 須 崎 幸 一 君

13番 一 場 明 夫 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	高 橋 啓 一 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	保健福祉課長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税務会計課長 兼会計管理者	松 井 秀 之 君
産 業 課 長	丸 山 和 政 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上下水道課長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	轟 馨 君
教 育 課 長	中 井 充 君		

職務のため出席した者

議会事務局長 田 中 康 夫

議 会 事 務 局 長
議 係 水 出 悟

◎開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） おはようございます。

連日、大変ご苦労さまです。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願いを申し上げます。

◎議案第 16 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第 1、議案第 16 号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る 3 月 5 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第17号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第2、議案第17号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１８号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第３、議案第18号 東吾妻町簡易郵便局郵便切手等購入基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１９号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第４、議案第19号 東吾妻町地域開発事業特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第5、議案第20号 東吾妻町老人ホーム入所判定委員会条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第6、議案第21号 東吾妻町介護保険事業運営協議会条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第22号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第7、議案第22号 東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

13番、一場明夫君。

○13番（一場明夫君） この条例を廃止することについて特に異議があるわけではないんですが、条例の体裁上の問題をちょっと確認しておきたいんですが、特会が廃止になるということで、課長のところにちょっと確認に行きましたけれども、その収入支出については25年度分は従前の例によるということであるのでその処理はわかるんですけども、特会が仮に25年度で打ち切ったときに、持っている債権債務とか余剰金みたいなもの、また収入未済額みたいなものが全くないわけではないような話をしたんですけども、そうなるこのそういったものを一般会計に引き継ぐというような規定が附則で必要のような気がするんですが、この辺は全くなくても問題ないのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） お世話になります。

債権債務の関係でございますが、出納閉鎖を５月末日までに全て処理をするという予定であります。３月分の介護報酬が入るのが２カ月後の５月ということでありますので、その辺につきまして５月末日までには全てきれいにしたいという考えであります。

それから今ご指摘のありました収入未済額でございますが、確かに24年度の決算書、収入未済額は５万8,000円余り計上されております。この金額につきましては詳しく調べましたところ、平成16年旧吾妻町のときに発生した利用者の一部負担金が納められていなかったというそういった状況でございます。そしてこの３年間、先方債務者とは一切接触を持っておられない現状でございますので、今月末をもって不納欠損という形で処理させていただきたい、そういうふうを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

ですから、もう既に25年度すっきり切りがつくのでその条項は要らないという説明でよろしいんですか。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） そのとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

そうすると、あとはもう一つ確認しておきたいのは、もし仮にそれが生じた場合はどうい

うふうに処理することになりますか。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 歳入につきましては雑入のその他雑入というのがありますので、そちらのほうに入れなければならないかと思います。歳出につきましては、そういったことを想定しておりませんでしたので、そのとき、もし万が一発生した場合には、そのときの対応という形にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

ですから、附則でその1項が入っていれば、もし仮にそれが生じたときにも整理ができるという意味であえて申し上げたので、これからそういうものになった場合には少し検討していただくのがいいかなと思いますけれども、いずれにしても町のほうとして、それが無いという前提で、説明でこれを判断しますので、答弁は今のままで結構です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２３号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第８、議案第23号 東吾妻町保育所（園）条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２４号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第９、議案第24号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第

29号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第10、議案第25号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第11、議案第26号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第27号 東吾妻町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第28号 東吾妻町農業集落排水使用料条例の一部を改正する条例について及び日程第14、議案第29号 東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

本5件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） では、ちょっとお聞きしたいんですけれども、これは3%の値上げということになるわけなんですけれども、町民の方々にはどのような周知徹底をなさっておるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 消費税の3%の値上げになるんですが、実際に3%に上がったものをいただくのは5月以降になるんです。経過措置で4月30日までに料金の確定したものが従前の例によるということで、前の料金でいたしますので、議決をいただきましたら広報等、チラシで周知をするようにいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 4月になってから周知するんだということでもありますけれども、今ここに出てきた25号から29号までも含めても、あとほかにもありますよね、3%値上げ、そういう町民に負担を強いる、国の政策とはいえ、この厳しい状況下の中で3%の値上げをお願いするというのは4月いっぱいですり足りるのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 国の方針に基づきまして行うわけですが、やはり議会の議決が優先だと思いますので、それを受けてから各町民のほうには周知徹底を図りたいと思っています。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第25号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例の採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、5番、6番、8番、10番、11番、12番、13番、14番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第26号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、8 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第27号 東吾妻町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例の採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、8 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第28号 東吾妻町農業集落排水使用料条例の一部を改正する条例の採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、8 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第29号 東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、8 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第30号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第15、議案第30号 東吾妻町立学校給食センター設置条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 何点か確認をしたいんですけども、給食センターの設計費だとか工事に関する支出等が法令に違反しているというようなことで訴訟が提起されているというふうに聞いていますけれども、過日の特別委員会で何が争点なのかというのを伺いましたら、教育長は町のことなので答えられないというような話で、副町長は単に答えられないというような趣旨の答弁をされました。

これは条例議決で今提案されていますので、その前提で考えると、その判断に影響があるということを考えると、議会に対してどんなものが争点になって訴訟が起きているのかというのは、やはり説明していただく必要があるんだと思いますけれども、まして議会に対して説明できない内容では全くないと思いますので、まず最初にこれをちょっと説明していただけますか。多分、所管は総務課になるとおっしゃったような気がするので、総務課長に聞けばよろしいんですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 訴状が届いていまして、今係争中でございます。しかも共同提訴ということで2件一緒に裁判をしているということでございますので、内容等については係争中でございますので控えさせていただきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 議会は補正だったですか予算措置をして、応訴する費用というのを当然認めましたから、応訴することについては承知はしているんですけども、そのときにその内容の説明は特にいただかなかったんだと思うんですね。

基本的には裁判で係争されているものの判断がまだ出ない状況だということに多分なるんだと思いますけれども、そうすると非常に微妙な部分があるので、少なくともこんなことが問われているんだよというぐらいの簡単なコメントでいいんですけども、答えていただく必要はあるような気がするんですが、いかがでしょうか。どうしても答えられないということでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 裁判中のことでございますので、今申し上げられるのは、訴状の中に書いてあります請求の趣旨というのがございますので、そこを読み上げたいと思います。請求の趣旨。

1、被告は中澤恒喜に対し、金2億1,159万円及び内金500万円については平成24年8月24日から支払い済みまで、内金1,180万円については平成24年12月25日から支払い済みまで、内金1億9,479万円については平成25年7月19日から支払済みまで、年5分の割合による金員を請求せよ。

2、被告は東吾妻町立給食センター建築工事に関して公金を支出し、契約を締結もしくは履行し、債務その他義務を負担し、または地方起債手続をとってはならない。

3、被告は東吾妻町立給食センター厨房機械売買契約に関して金員を支出し、契約を締結もしくは履行し、債務その他義務を負担し、または地方起債手続をとってはならない。

4、訴訟費用は被告の負担とする。

という内容で、訴状が届いております。これの係争中ということでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

詳しく内容については申し上げられないということについては、そちらの都合もあるんだと思いますけれども、少なくとも多分そうすると執行したものが適当でないから、それに関する経費の支出とかそういうものを一切やってはいけないというような内容のように聞こえましたから、そうすると、この条例が可決されるかどうかというのは大きな影響があるような気がしますのでその前提でお聞きしますけれども、今の話を聞いていますと、当然町の行政執行の違法性が問われているんだと思いますけれども、それだから訴訟になったということなんだと思いますが、自治法の中に法に抵触した行政執行が確定した場合には、その行為そのものが無効になるという規定がたしか条文としてあるような気がしますけれども、総務課長、それで間違いないでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） そのように理解しております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 多分そうですね。私も条文は見ました。

すなわち、先ほどの訴訟の内容とその条文からいくと、最終的にどういう判断が出るかは別ですよ。それは司法の判断ですから私たちが決めることではありませんが、その結果によっては、やった行為が無効になるというようなことが条文としてある以上、それを前提に判断しなくてはいけないんで聞きますけれども、次に、そもそもこの町の学校給食ですね、これについては4施設で実施する条例が現在あるわけですから、給食センターの設計だとか建設をする前にそれを改正しておけば、その条例を改正して、今、町が求めているような1つの給食センターにしていくんですよということをしておけば、もう全然問題なく今まで多分推移してきたんだと思います。それがなされない状況の中でいろいろ予算の措置も含めて、いろいろ違法性が問われているのではないかなという気がしますけれども、そうすると先ほども言いましたように、現時点で裁判の結果次第ではこの給食センターそのものが無効になる可能性ということが否定できないというふうにもとれますので、それが確定しないタイミングでこの条例を提案するのはちょっと無理がないでしょうか。

これは教育委員会ですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） それにつきましては、基本的には今の段階で提出するという部分につきましては、8月1日から施行するという段階でございますので、この時期でよろしいのかなと。判決の内容の部分につきましては、いずれにしましても判断は司法でする部分でございますので、それに関する内容については、私のほうでは特にございませんので、よろしくをお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） この件に関しましては、東吾妻町職員措置請求ということで、住民監査請求が出ております。これに基づいて、町で監査を行ったところ、監査委員の判断とすれば本件請求には事由がないものと判断し、25年8月22日に棄却したという監査委員の判断も出ておりますので、それに基づいて町のほうは事業を進めているということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

たしか住民監査請求は2回出されて、1回目はそういう棄却という話でしたけれども、2回目は回答しなかったように記憶していますけれども、そうすると今の副町長の回答はちょっと違いませんか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） これにつきましては、10月15日付でもう1件出されてきておりますが、これにつきましては、監査委員の結果につきましては出ておりません。

それは何かといいますと、この10月に出された措置請求が25年の6月26日付の請求内容等、請求人は同じですけれども、同じ請求ではないか、そういったことが監査委員の中で議論になりまして日数がかかった、そういった経過もございます。その間60日を超えて結果が出ない場合につきましては訴訟を起こしてもいい、そういった規定がありますので、それに基づいて起こされたんだというふうに理解しております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうしますと私が言ったとおり、2回目のものについては監査委員の判断は出ていないんですよ。

わからないですけれども、住民監査請求はしたことがないのでよくわかりませんが、監査委員の意見が出なくても、60日を過ぎる前にその手続をしないと訴訟が多分提起できないという規定があるんだと思いますよね。ですから訴訟になった可能性もあるんだと思いますから、その辺のところ考えると、先ほど副町長の言った答弁とはちょっと回答が違うような気がしますけれども。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） これにつきましては、先ほどの説明の中で、請求人は異なるがというところを請求人は同一という話をさせてもらいました。これは訂正させていただきます。請求人は異なっておるんですけれども、中身につきましては同一ではないか、そういった話し合いが監査委員の中で行われてきたわけでございます。

それともう一点は、前に起こされた請求がそのときは住民訴訟が起こされている、そういった状況がありました。そういったこともありまして、そちらの司法判断にある程度任せてもいいんじゃないか、そういった判断もありましたので、結論は出ていない、そういった状況もありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 監査委員の事務局の言うことなんでそれが監査委員の意見かどうかよくわかりませんが、そこで訴訟が起きているからもう一つ起きたものに対して判断を出さないでそちらに任せるとのことだと、要するに住民監査請求の役割が果たせないことになってしまいますよ。多分そういうことはあり得ないと思いますので、これはいいです。私が

どうのこうのという話じゃないので。

ただ、判断が出ないという状況の中でのいることは間違いないんで、そうすると前から町が言っているように運用開始までにすればいいんだという考え方をすればいつ判断が出るかわかりませんよ。まだもう1回定例会がありますよね、6月に。その時点である程度方向が出るかもしれませんので、それからでもよかったという考え方はないんですか。

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 今まで一貫して言ってきたように、建設のめどが立ちましたので、ここで設置条例を提出したということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

ではその前提で聞きますけれども、この条例がここで可決されたとしてですよね、町が提案したものを。その後裁判で違法性が確定したと仮になったときに、仮になった場合ですよ、なるかどうかわかりません。そうするとその条例そのものがどんな扱いになるのか、総務課長わかりますか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） わかりません。現在は裁判を行っていますので、勝訴する方向で考えていきたいというふうに考えています。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 訴訟が起きているので、当然ある程度そういうものは把握して、弁護士と相談して答えていただけるかなと思って期待していたんですけども、わからないということなんですね。私もわからないんですよ、実は。そうすると、この判断をするのに非常に悩ましいというか、難しいということを今総務課長もあえてそういう答弁をしているから、その答弁からはそういうふうに受け取るんですよ。

もう一つ聞きますけれども、違法性を問われた場合、その行政執行が無効になるという条文があるというふうに先ほどおっしゃいましたね。給食センターそのものはどうなりますか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほど副町長が答えましたが、監査委員の中では棄却ということになっておりますので、その方向になるんだろうというふうに考えられます。ですから、その後のことについては検討しておりません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

次に、もう1点お伺いしたいんですが、中学校等対策特別委員会ですか、半年前くらいになると思いますけれども、私、何度その資料を要求というか請求しているんですね。その内容というのは確実に給食法の規定内で学校に配送できるその確信が持てる配送計画を出してくださいよと、いろいろ指摘した中で出してくださいよということを求めているんですがいまだに示されていません。

特にここで運用開始するという8月1日の条例の施行以降、中学校統合はまだなされていませんので、5中学校が残るんですけれども、それを含めた配送計画というのはいまだに全く示されていないんですよ。

この基本的なことが施設が完成すると言っているこの段階でクリアにされていない、この現実が実はあるんですね。これは私から見ると余りにもいいかげん過ぎると思います。

簡単に言うと、これが適正に本当にできないのであれば条例制定する私は絶対的な前提条件が適正かどうかの確認ができない、こういう状況にあるような気がしますので、可決された後でやっぱり配送がうまくできないやという話では済みませんので、前から求めているので多分つくってあると思うんですが、ここで示していただけませんか、教育課長。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 特別委員会のときもお話しましたとおり、最初に提出をさせてもらっています配送計画で実施するということで、現在のところ検討していますので、よろしくをお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうしますと、中学校にはどういうふうに配るかというのは全く示されていないことになりますよ。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 特別委員会でも申し上げたとおり、8月1日までには計画のものはまた練り直したものについては、あれば出すということでお願いしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） いいですか、条例を決めろと言っているんですよ。そちらで提案して。それなのに、こんな基本的な条件が示せないなんていうことはないと思いますけれども。これ以上課長を責めても仕方ないと思います。町の方針がそういうことで、提示をしないということなんだと思いますけれども、私は先ほど言ったものも含めてこういったものって議

決の大前提の条件だと思いますので、そういう資料が示されないでいるということに対しては非常に無責任と言わざるを得ないというものを私としては感じるころなんですけれども、何度も言うようなんですけれども、さっきから言っていますけれども、議決の前提となる質問に対して、また資料を提示、そういったものがきちんとできないんですよ。

これはきょう突然言ったわけじゃないんですよ。特別委員会でずっと何カ月も言ってきたこともあります。そこで判断を求められているのにそれが出していただけないというのは、やはりとりあえず可決しておいてという話にはなりませんので、普通考えれば否決せざるを得ないということになってしまいますけれども、全くその辺のところの資料とか先ほど言った答弁についてもそのままで判断をしろということで考えるしかないんでしょうか。これは誰に聞けばいいんでしょうか、町長に聞けばいいんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見でございますけれども、先ほど教育委員会のほうから説明申し上げましたように、この件につきましては8月までにはその計画等はしっかりしたものができるとことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） いいですか。それって回答になっていないですよ。8月までにはできるという話ではおかしいですよ。もう矢倉に給食センターをそこに設置する条例を決めてくれと出しているんですよ、町長は。そのちゃんと配送できるかという計画、これがその時点でまだ示せないで、8月までにつくるからご了解くださいと言っているんですよ、町長、おかしくないですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、給食センターにつきましては町の幼稚園、小学校、中学校の給食を賄う条件に合致をしていることで条例を今ご提示を申し上げたところでございます。細部の配送計画等につきましても当然大まかな部分はでき上がっているでございますので、その点は十分に今後対応できるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

町長の認識はそういう内容で、そういう判断の中で提案しているということで理解しよう。

仮にでき上がりました、8月の運用開始になりました、そのときになって、やはり時間に合わないや、だから配送車をもう一、二台ふやさなきゃだめだよということになる可能性があるのかもそれはよくわかりませんが、全くなってちゃんと適正に配送できるのであれば、いいですか、もう既に配送計画は出してくれてあるんですよ。ですよね。だから、そういう不安を払拭するためにきちんと説明をし、きちんと資料を出してほしいと言っているんですけども、町長の認識はそういうことで、できてから考えるよと、ちゃんとしたものを考えたいのでそれでよろしくと言っているということで理解するしかないということで、そういう答弁だということで解釈すればよろしいですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私の説明に対して一場議員がそう解釈されたということでございますので、それはそういう解釈であったということで仕方ないと思っております。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 自由討議をさせていただきます。

町の給食センター計画、これは条例改正をして正式決定をする前に適正な予算措置と実施要項に反して面積の基本仕様を示さずにプロポーザルを実施して設計を委託した。これによって私は必要以上に過大な面積で多額な建設費を伴う施設を現在建設する状況だと思っております。

さらに、最も基本となる子供たちに安全でおいしい給食を提供するための確実な配送計画を特別委員会で求めても、今求めても、いまだに示されないままになっています。これでは少子化が進んで財政が厳しいこの町の将来を見据えたときに、運営費も多額になることは明らかだと思いますし、提案された設置場所もベストの場所を選択したとは思われません。

当町は広大な面積を有していますので、一番遠い東小学校まで17キロ近くもあることを考えると、規模の大きい学校が集中する地区から7キロ近くも離れた場所に給食センターを設置して、1カ所の調理場で全ての学校に対応するのにはそもそも無理があるんだと思っています。

先月の歴史的な豪雪でさらにその意識が私は強いものになりました。私自身は今でも単独校方式のほうが多くのメリットが期待できることは明らかですから、この町の現状に合っているものと思っています。

今後いや応なしに小学校や幼稚園の統合も進められることは必至だと思いますので、現在の4つの調理場をもう少し活用して、統合にあわせて不要になったものから廃止することで無駄もなくなるように思います。これから先、子供たちが減っていくことがわかっているのに何であんな場所に財政が厳しい中、必要以上に大きい給食センターを6億円近いお金をかけてつくるのかと今でも多くの町民の皆さんから問いかけられます。

臨時交付金等で町が金を出さなくてもいいんだからという考え方もあるようですが、当初指摘されたときに町が行動を起こしていれば、ほかの方法で調理場を建設してもそれらの優遇措置が受けられたものと私は思いますので、この考え方が適当だとは思わない。

さらに今回は給食センターの設計や建設に関して法に抵触していたとして住民訴訟になっている、そういった現実があります。その上その結果が出ていない。

そういった状況のもとでこの条例案を議会に提出したことについては到底理解できませんし、この時点で議員として判断することに大きな困惑を感じています。

以上を述べたことを総合すると、現時点でこの条例案を可決することは私としては適当ではないというふうに考えています。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、6番、10番、11番、14番。

起立多数。

よって可決されました。

◎議案第31号及び議案第32号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第16、議案第31号 東吾妻町社会教育委員条例の一部を改正する条例について及び日程第17、議案第32号 東吾妻町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

最初に議案第31号 東吾妻町社会教育委員条例の一部を改正する条例の採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第32号 東吾妻町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第３８号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第18、議案第38号 東吾妻町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） ２番、３番、４番、５番、６番、８番、10番、11番、12番、13番、14番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩をとります。

11時10分まで休憩をします。

（午前１１時００分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午前１１時１０分）

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第19、議案第1号 平成26年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） 町の今年度の予算編成について、この一端を初めに申し上げます。

予算編成の基本的な考え、そして基本方針については第1次総合計画の後期基本計画の2年目となっております。重点投資と財政規律のバランスを図りながら町民と行政の協働により新町建設計画、この基本理念であります「人と自然の息吹が未来を奏でる笑顔あふれるまち」、このことを着実に推進するために編成されたというふうなことであります。

しかも、既存事業、新規事業を問わず目的の達成をするために最小の経費投入をもって最大の効果を生む、そういう編成であったというふうに言われました。予算編成の方法については記載どおりヒアリング兼算定方式として事業の根底に立ち、その必要性、財源負担のあり方、事業の効果などについて厳正に審査されたもとの一般会計予算案であるということです。

こうした予算編成方針については、私なりには文章、言葉では十分に理解するもの、しかし、本予算案を全体で見るに、前年度に類似、似ているかのように私には思われるのであります。

なお、今年度の新規事業や目玉事業についてはナンバー1からナンバー29の各事業が明記、提示をされましたが、これについてもなぜか首をかしげているところであります。

そこで、これらに関して具体的数字をもって、伺いたいのであります。

しかも、町長、執行部皆さんは町民目線での質疑のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 14番、菅谷光重君。

○14番（菅谷光重君） 私の申し上げたことについて、執行部皆さんは十分理解していないというふうに今思われます。執行部の自主的な答弁をまずお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 26年度当初予算編成をいたしました。前年、あるいはその以前から重点項目として引き続き行っている事業も多々あるわけございまして、そういう点におきま

しては十分その事業目的が達せられない場合は引き続き行っておるところでございます、目新しいとかそういうことで言われましてもそこら辺は町民の皆様の生活のために引き続き事業を推進しているものもございます。

特に子育て支援につきましては、今回は第3子以降の幼稚園、保育園の保育料の無料化ということを出しまして、東吾妻町で若いご夫婦が子供たちを多く産んでそして育てていただく、そういう状況をつくって東吾妻町のまさに全体的な活性化を図ってまいりたいということで子育て支援につきましても今後も進めてまいりたいと考えておるところでございます。

ほかにも地域おこし協力隊事業が新たに加わりまして、去年の緑のふるさと協力隊に続きまして東吾妻町の地域で若い力が都会で育った若い青年が町の活性化のために働いてくれるということでございますので、引き続きこの事業を行うことになったのでございます。

ほかにも東吾妻町のマスコット選定ということで予算も継続してつけておりまして、特に東洋大学につきましては、20年余り前から東吾妻町で合宿、トレーニングをしております。こういう縁をさらに展開をして東吾妻町の町づくりに東洋大学のお力をかりるような連携を結んでまいりたいと考えておるところでございます。

お年寄りの福祉につきましても今後も継続して予算をつけて、柱の事業でございますので推進をしてまいりたいと考えております。八ッ場ダムの直下地域の活性化につきましても引き続き予算を計上し、ダム完成までの間に下流地域の活性化に向けた体制をつくってまいりたいと思っております。

中学校統合につきましても、27年4月に向けて諸整備を、環境の整備を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

そのように前年度から続きます重点事項を推進し、その目的達成のためにしっかりと取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 14番、菅谷光重君。

○14番（菅谷光重君） 先ほどの説明、町長のお話であります、特に子育て支援に関しましては、私は町長のカラーだというふうに受けとめておるところでございますが、どうももう少し具体的な数字をもって説明がほしいのであります。

そこで、今説明後、答えた後、こうした具体的なことがある、あった、こうしたこともあり得るというふうに私は思われますので、再度もう少し具体的な説明について伺いたい、そう思っております。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） ただいまのご質問でございますが、具体的には第3子以降の保育料の無料化について、数字を挙げて説明せよということでしょうかね。

○議長（橋爪英夫君） 14番、菅谷光重君。

○14番（菅谷光重君） その辺は常任委員会で私は理解をしておるところでございますので、子育て支援にかかわらず、今年度この予算について問うているところであります。

執行部と私は意思が疎通しているというふうに信じておるところでございますが、なぜか答えが返ってこない。

そこで申し上げます。この予算編成に当たっての基本的な考えの中で、(3)に方法といたしましてヒアリング兼算定方式をとったというふうなこと、これは大変必要なことだと思っておりますので、このヒアリングの様子等について、そうすれば何う、どうぞその辺も合わせてというか、そのことについて、まず伺います。

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 大変失礼しました。質問の内容をちょっと理解できなかったものですから、申しわけございません。

ヒアリング等につきましては、各課でそれぞれ予算を計上いたしまして、関係各課長がそれぞれ課ごとにヒアリングを行って、それをもとに副町長を中心に財政当局とヒアリングを行ってきました。その中で今までの先ほど町長が申されたようにまだ成果が出ていない部分については継続というような事業になったり、新たに先ほど出ました第3子以降の保育料無料化というものも新規事業で取り入れていきたいというようなことで、それぞれ各課のほうでも継続または新規というようなことで、練り上げてきましたものをヒアリングいたしまして、最終的に町長の査定をいただいて決定してきたというのが主な経過でございます。

○議長（橋爪英夫君） 14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） ただいまの説明、一例ですが、財政当局と協議したということ、これは財政の規律ということで最も必要だと思っておりますので、この辺の具体的なやりとり等について、当局のほうからの説明というか、話を聞きたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 財政当局ということですから、財政担当は当然ヒアリングの中に入っております。その中で26年度の国の状況、または県の状況、また交付税の算入状況等々、また税収の状況等も踏まえながら、あとは補助金がどこにどういうふうに充てられる

か、起債がどのように充てられるかというようなことを財政の中で一緒に協議しながら予算編成を行ったということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

ヒアリング等査定を行う際には経過につきましては、先ほど報告されたとおりで、各課からそれぞれ課ごとのヒアリング査定をしたものについて副町長を初めとした財政と協議をして、予算の骨子をつくっていく、そういった作業でございまして、やる段階におきまして要求額と実際歳入歳出でかなり開きがあるというのが毎年の現実でございます。

それにつきまして、歳入も限られている、そういった部分もあつたりしますから、いかに歳入を削って、歳入歳出をそれぞれを追っつけていくか、そういった具体的な作業というのが当然必要になってくるわけでございます。

その中におきましても、こういった財政の健全化、そういった趣旨もあつたりしますので、なるべく有利な補助金がつくものにつきましてはそちらをなるべく充てていただくよう、そういった協議も重ねてきているところでございます。

個々にこういった事業というのはなかなかはっきり申し上げることはできないんですけれども、予算全体の中にはそういったなるべく補助金がつくものについてはそちらを活用していく、次にはよく言われる有利な起債についてそれを充当していく、そういったことが基本としてあるわけでございます。

そういった中で、一つ一つの事業につきまして、町独自として、ある程度目玉として生かしていけるような事業、そういったものもできるだけ多く各課から2つ、3つ出していただくような努力は今回させてきていただいております。それらをまとめたのが一覧表として1から29までの新規、あるいは目玉事業、そういったことでございまして、一概にこれは本当に変ったんだなという、そういった変わりばえのすることになっているかどうかというのは、あれなんですけれども、努めて目玉というものを取り入れるような努力をしてくているところでございます。

そのようなことでございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） 今申したようなそういう中での重点投資であつたというふうに私は思っております。それで、この重点投資について特に本日お伺いをいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 重点投資とかそういったことでございます。

端的に言うてしまうとお示しをした一覧のとおりであるということになってしまうんですけれども、それだとあれなものですから、具体的に何点か説明させていただきます。

1つ目には、額の多いほうからということになってしまうんですけれども、合併市町村の振興基金積立事業、これにつきましては5年間で1年間2億円ずつで10億円を積み立てるんですよ、そういった計画のもとで今進んできているところでございます。これにつきましては、合併後の町の振興施策、これに充当するんですよ、そういったことで今のところ具体的なこの年度についてはこれを充てていく、基金を活用していく、そういったものはないわけなんですけれども、5年間で10億円を積み立てていく、26年度につきましても2億円を計上させていただいてきている、そういったところでございます。

それから、先ほど話に出ましたけれども、地域活性化事業につきましても、一連の中で約4,500万円ほど計上してあります。これにつきましては、町のマスコットの選定ですとか、東洋大学との連携の関係、そういったものについて、より具体的に踏み込んだ予算ということで計上させていただいております。

それから、町長が申しましたけれども地域おこし協力隊1名、これに対する経費、活動費、それを見込んでおります。

それから、萩生地区の活性化拠点ということで、トイレ等の新設、あるいはトイレにかかる経費、そういったものについてもこの中で計上させていただいております。

今まではそういった具体的な地域活性化の予算立てというのはなかなかなかったんですけれども、今回につきましてはそうやって具体的な予算取りをしてきているところでございます。

それから、あがつまふれあい公園の事業でございます。これにつきましては、珍しい橋の工法、片はね式の橋ということで、これについてある程度の金額を抑えて計上させてきている、そういったところでございます。

それから、統合中学校につきましては、やはりいろいろな環境整備を図っていかなくてはならないというようなことがあったりしますので、こちらについても地域の元気臨時交付金、そういった基金での積み立てであった部分がありますので、そういった部分を充当しながら整備をしていく計画、そういったことでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

雑駁ですけれども、こんなところで説明とさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） 先ほど来、私なりに受けとめました。

これをもって終わります。ありがとうございました。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 説明書の中の148ページですか、地方債の件について質問をさせていただきます。

当町は一般の町民の皆さんも大きな地方債を抱えている、借金を抱えていると。大ざっぱに言うと一般会計が約100億円、特別会計が50億円、両方合わせて150億円の借金があるという中で、大きな重荷を荷物をしょっております。これは当然、借りたものは返す、利息をつけて返すということなのですが、一般会計の148ページでいきますと、地方債残高が24年度末が100億5,000万円、25年度末が約5億円ふえて105億円、26年度の予算を見ますと26年度起債見込みが9億円、借りたものを返していく中で9億6,000万円が償還金額、この流れの中でいくと、26年度末現在高見込額が105億円ということで、24年度100億円台だったのが25年、26年、同じ105億円ということになります。

町の基本計画の中では、借金体質の改善というのが大きくうたわれております。財政規律という話も先ほど出ましたけれども、これは過去の行政の中でいろいろな理由があって起債したものがたまりたまって現在に至った。

全国の自治体の中には、借金がゼロがあるかどうかわかりませんが、一般会計予算が85億円という中で償還が9億6,000万円と、1割以上借金返し。たしか教育費と同額ぐらいになっておると思います。

これは目玉施策等いろいろあったと思いますけれども、では、この借金を9億6,000万円も返すのはどこに影響が出ているんだということになると、どうしても必要なものから順に払っていくんでしょうけれども、どう考えても福利厚生というところにしわ寄せが出てくるのではないかというのが私の認識なんですけれども、ということは、借金がある町と借金のない町では、住民福祉の向上というのが行政の最終目的であるというように言われますけれども、当町はこれだけの大きなものを抱えているので、町民の皆さんに我慢をお願いしている、借金返しがあるんですということになると思うんです。

ですから、これは町村合併等がなければ、地方自治体は一般企業は倒産とかいろいろありますけれども永遠に行政は続く。そうすると、この借金を返さないと次の世代、孫の世代にもツケを残すことになるわけなんです。我々はあと20年も30年も生きませんから、我々が

ここにいる全員がいなくなった後に子供、孫たちの世代がこの町民である限りはこの借金の重荷を背負っていくわけなんです。

ですから、今この場で100億円全部、来年返しますという話はできません。ただ、どこかで我慢するところを我慢して、町債残高を減らす道筋をつけないと大変なことになる。ただ、その大変なことは我々がいない後なんですよ。今も我々も苦労しているということになるんでしょうけれども、そこでお伺いしたいのは26年度起債見込みが約9億円あります。町債残高を減らすには、償還、返すものを返して借りるものを借りないと、そうしない限りは減っていかないんですよ。

ですから、今年度の予算を見ると返すのは返すんですけども、それは借りたものは返すんですから、有無を言わずですから、返すそばから借りている。返す金額と同じ金額を借りている、起債をしているということになるんです。ですから、これが借金体質と町は計画で言ったわけでしょう。

今年度予算を見る限りは、借金体質が改善してないんですよ、一般会計が百億幾らでずっと推移している。返す、借りる、返す、借りるをやっていけば、永遠に100億円なんですよ。

これを見ると辺地債、過疎債、財政対策、合併特例債、いわゆる有利な起債ということで、非常に措置がされるものが多い。だから有利だから借りなくてはいけないという話はないと思うんですけども、それからこれから将来をにらむと、合併特例債で新庁舎建設、当初は10年だったのが15年になって、28年まで何とか合併特例債で庁舎建設と言っていたんですけども、5年延びたために33年になった。とにかくこれは単なる先延ばしなんですよ。

それからあとは、特に保育園の施設の老朽化、それから中央公民館しかり、保健センターしかり、社会的インフラがすごいおくられているんですよ。おくられているにもかかわらずこれだけでっかい借金をしょっている。

一体何なんですかと町民の皆さんから聞かれると答えづらい。何か優先順位を間違ったんじゃないですかと言われると、そうかもしれないねと、その辺の分析は恐らくされているんでしょうけれども、そのところで返すものは返す、借りるものを抑えない限りは減っていかないんです。今回は減りません。全く同じです。恐らくこれだと、今言ったように目の前にいろいろ金がかかる、起債しなくてはいけないことがあるので、もしかしたらもっとふえる可能性がある。

この辺について基本的な財政の健全化という面から町長にお答えをいただければと思いま

す。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 茂木議員のご意見でございますけれども、財政の健全化に向けていつも日々執行部は取り組んでいるところでございます。

町民の皆さんの福祉ニーズにお応えをしなければならないのでございます。それには予算が必要でございます。お金が必要でございます。そのようなことから、起債は有利なものからお借りをし、また償還も積極的に行うようにしていかなければならないと思います。そこから辺の町民の皆様の福祉と予算、償還等のバランスでございます。そのバランスをとりながら町行政は常に行ってまいるわけでございます。

町民の皆様のニーズに応えず、そしてまた福祉事業も投げ出して償還してしまうということで、果たしてこの町が将来的に発展できるでしょうか。そのようなことを考えながら、バランスをとりながらこの町を常に発展のために取り組んでいるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 町長のおっしゃることは一理あるというかあると思います。ただ、今の考えの延長線上でいくと絶対財政は改善しない。ニーズがあるんですから、町民の皆さんのニーズは多様化していますから、全部のニーズに応えられないわけです。優先順位をつけてやっているわけです。ですから、ニーズがあるということになれば、いろいろ応えれば、今の構造的なものだっただけでこのままいくしかないんです。ですから、そのこのところをどこで変えるんですか。

例えば100億円を繰上償還できるものは全部しましたと聞いています。国はある面で言うと高利貸しみたいなのところがあって、いろいろ縛って余り返せないようにいろいろしているみたいなんです。そうすると、借りるのを抑えなくてはいけない。だから、例えば5年後にはこういう姿になりますよと。80億円にしたいんですよ。10年後には50億円にしたいんですよ、そういう強い信念がないと、はっきり毎年毎年流されているだけで、今のお考えは一理ありますけれども、今の考えの延長線上が現在になったんでしょう、要するに。

ですから、考え方をどこかに抜本的に変えない限りは財政は改善しないと思います。だってニーズが多いんですから。これはさっき言ったように、新庁舎建設、保育園の老朽化、ほかの社会的インフラも随分古くなってきた、もう目の前にいっぱいあるんです。そうするとやはり有利な起債でなくてはいけない。そうすると町債残高はふえる。それを返していく

のは、10年、20年、30年と返していくわけですね、我々がいなくなった後の世代が。だからこれは絶対やってはいけないことなんです。

だから今、我慢してくださいねというのが私は必要だと思います。だから、その辺の考え方を抜本的に変えない限りは、借金体質は絶対改善できません。もう一度お願いします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町民の皆様のニーズ、福祉につきましても、町といたしましては重要なものから優先順位をつけながら執行して、先ほど申し上げましたバランスをとりながら、改善をするようなバランスをとりながら執行していくということが基本でございますので、常にそのようなものを頭に置いて今後も行っていきたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 今回の9億円の起債を見ますと、有利な起債というところでなっているんですがそれは当然のことかもしれません。

前も言いましたけれども、有利な起債は麻薬ですという地方財政の専門家が言うわけですよ、例えば10億円の建物がありますと、これを有利な起債なので2割の2億円でできましたと。安くできたんだと。よかったよかった。そうすると、ただ交付税措置されると思うのでそうなるんでしょうけれども、でも借金は10億円で残っているわけですね、それは利息も払う元本も払う。建物をつくれれば管理運営費がかかる。これが積み積み重ねて夕張市は財政破綻したわけですよ。だから、安くできるというのは落とし穴なんですある面で言うと。だから安いから余分な物までつくったとは言いませんけれども、一時代前は箱物をつくるのが行政の手柄であると、首長の手柄であるという時代があったようですけれども、今はもうそんな時代じゃないと私は思うんです。

ですから、有利な起債だから今使わないと損なんだという発想を変えない限りは、財政の再建は無理だと思います。もう1度お願いします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今のご意見のように、当局といたしましても町民の皆様のニーズ、それから福祉等重要なものから執行するようによく順位をつけながら行っております。

しかし、全てをやめにするわけにいくものではございませんので、その点は努力を行いながらよきバランスで、よき改善方向に向かうようなバランスで今後していかなければ行政としての役割が果たせないというふうに考えております。そのように考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 起債は抑えるというのも1つと、もっと大きなところは無駄な歳出を削減するということだと私は思います。

そうすると、町民の皆さんにはいろいろなところで考えがあると思いますが、例えばふれあいの郷温泉センター、全部の建物で年間1億円の赤字が出るというふうに言われております。それから温泉部門だけで約5,000万円といわれている。ただ、年間の入館者数が8万人ぐらいですか。そうすると町民の皆さんに問えば、8万人の方が延べですからあれですけれども、あったほうがいいか、ないほうがいいかと言えばあったほうがいいと言うのは決まっているんですね。

ただ、当町は温泉施設が3つある。そうすると、これのところに全部の赤字を解消しろなんて言いませんけれども、要するに無駄と思われるところはお願ひしてでも減らさなくてはいけないと思うんです。それはいろいろな抵抗があると思います。

行革本部というのは革新という言葉を使っていますけれども、革新というのは全員が賛成だったら絶対革新ではないわけですよ、場合によっては過半数が反対してでも町の将来のためにやるんだというのが私は革新だと思うんです。ですから、無駄と思われるものは腹を決めて削減する、どんなに住民の皆さんに言われても、これだけの覚悟がないと、恐らく105億円の借金はこれからふえていくだけだと私は思います。その辺についてどうでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては庁内に行革に関する委員会も設けまして、各課長間で討議をしながら方向を決めておるところでございます。常に行革は日々の課題でございますので、その点はしっかりと取り組んで、また町内の各施設の見直し等も行うことを検討しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 行革という言葉をやや安易に使い過ぎていると思います。抵抗を振り切っても町の将来のためにやるんだという姿勢がない限りはできない。

ですから、私は行革という言葉、町民の皆さんが行革をやっているんだなというふうに見えるともまずいとは言いませんけれども問いかけてほしいぐらいなんです。行革という本来の意味からいうと、行革という言葉を使ってほしくないんです。苦しいところに切り込んでいけないんですから。

いろいろ言いたいことを言って申しわけないんですけれども、ぜひ財政再建というのは、将来の世代にツケを残してはいけないんですよ、我々が。だけれども、税金というのは人の金なんでという部分があるかもしれない。行政の判断が失敗したって何十年後にわかる話だねと、どうしても言い方が難しいんですけれども無責任になりがちなんです。ある面で言うと真の責任を問われませんか、失敗しても。

ぜひそういう面からはいろいろ余分なことも申しましたけれども、ぜひ腹を据えて行革に取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 執行部は無責任に日々業務に当たっているわけではございませんので、その点はよろしくご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

2番、佐藤聡一議員。

○2番（佐藤聡一君） 予算書の29ページ、それから43ページの関係になるんですが、先日全員協議会の中で組織の改編のお話がありました。これはこれからの話になるんだと思いますが、議案調査の中で総務費の中の人件費が7,100万円今年度ふえた、これは基本的に確認した段階ではいわびつ荘からの職員が戻ってくる関係で、ここへ総務費の中へ人件費を入れたという中で税務のほうもふえています。

この辺の人件費は当然今の話の機構改革の関係での予算は今の中へはまだ入っていないということでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 機構改革の部分についてはまだ入っておりません。

○議長（橋爪英夫君） 2番、佐藤聡一議員。

○2番（佐藤聡一君） 当然これから条例改正をしたりする話だから入っていないということをまず確認させてもらって、本題のほうはこの機構改革の中で会計管理者の下に会計課という、ここに税務会計課という中での兼任を課長がされておりますが、ある意味で会計管理者と会計課長を別に置く考えがあるんですか。その辺だけ確認したいんです。基本的には、行革を進めている意味からするとこういう人事だけをふやしていくというのはいかがなものかと思ったものですから。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 現段階では会計管理者及び会計課長は兼務という形で考えております。

○議長（橋爪英夫君） 2番、佐藤聡一議員。

○2番（佐藤聡一君） 今でも税務課長、会計課長、会計管理者が一応兼任されて、業務的には私が見る限りにおいては回っているのかなという部分も感じるんですが、これを分ける意味合いがいまいちはっきりわからない部分と、できればなるべくこの辺の業務がもし回るなら兼任でもいかなものかという部分が感じられるので、今後の機構改革の関係でその辺のお考えを聞かせてもらいたいんですが。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） その機構改革につきましては、行政改革本部の中で組織の改編ということで検討されてきました。

この中で地方自治法上で言いますと、町長の権限に属する組織、それから会計管理者に属する組織ということであつております。町長の権限に関する組織については、地方自治法158条第1項の規定でございます。会計管理者に属する組織ということになりますと、自治法上171条第5項でございます。

これを考え合わせていきますと、支出命令を行う立場である一般部局の管理職が会計管理者、会計課長でございますが、それを兼務は避けたほうがいいという見解が出ております。

そのほかにも長の権限と会計管理者の権限の明確化を図るという意味で行っていききたいということで、会計課を新設すると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 2番、佐藤聡一議員。

○2番（佐藤聡一君） そうすると今まではどうやっていたんですか。今兼務はもう事例として動いているわけですね。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほども申し上げましたが、明確に兼務がいけないということでございます。その中で、行政改革本部の中の組織部会の中で協議を重ねた中では、法律的には想定をしていないこともあるということでございますので、今度分けたいということでございます。だから兼務が違反ということではないという解釈でございます。

○議長（橋爪英夫君） 2番、佐藤聡一議員。

○2番（佐藤聡一君） これからこの機構改革は6月議会に出てくるようなんですけれども、その辺も今までのご意見もありましょうが、ぜひよく協議していただいて提案をお願いいた

したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） よろしいですか。

ほかに。

3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） 目玉事業の3番目、またページで言いますと96ページに地域防災計画改定業務委託料ということで950万円が計上してございまして、目玉事業のほうでは土砂災害警戒区域が指定されたことに伴って現行計画を見直すというふうに書いてありますけれども、業務委託料ということで業者にみんな委託してしまうのではこれはちょっと困るのではないのというような気持ちから総務課のほうへ議案調査に伺いまして、話を聞かせていただきましたけれども、どうも私が心配したようなこととは違うように考えているということですけれども、その辺の説明を課長にもう一度わかりやすい形でいただければと思います。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 地域防災計画につきましては、現在の防災計画があるわけですが、この3月に先ほど話がありました土砂災害危険地域の指定が行われました。それを含めまして改定していきたいというのが当初、考えたところでございますけれども、今回の大雪等も計画の中には半ページぐらいしかのっていないということもございます。今度の大雪等も経験をしながら、そういう災害について全てを網羅しながら計画をつくっていききたいというふうに考えています。

また、この計画につきましては県等を含め関係機関がいっぱいあるわけですが、これらと協議をしながら計画をつくっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） 実は同じことをテーマに一般質問でも通告をしておるわけですが、先立ってちょっと町長に伺いたいんですけれども、この地域防災計画を計画を立てること、それから実際の防災の場所、あるいは災害が起きたときの局面においても、私はリーダーシップを発揮して物事に当たる立場にあるのが町長だというふうに思いますので、この改定業務、それからそれを受けてどういうふうに私はリーダーシップを発揮しますよというような考えがとおりでしょうか、ぜひ短くても結構ですからお話いただければと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 予想だにしないような災害発生ということは大変我々にとって心配な

ことでございます。そのためにも防災計画をきめ細かに立てていくことが必要だというふうに思っております。

そしてまた町民の皆様の生命と財産を守るためには、しっかりとした行動をとっていかねばなりません。立ち上がりの初動から、そして収束、再建まで一貫した努力、取り組みが必要かと思っております。そのようなことに町として、町長としてはしっかりと指導しながら、それが本当に町のために、町民の命を守るために、財産を守るためにしっかりとした行動となるように心がけていきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪英夫君） ここで休憩をとります。

午後 1 時まで休憩します。

（午後 零時 03 分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

○議長（橋爪英夫君） 質疑を行います。

3 番、根津光儀議員。

○3 番（根津光儀君） 先ほど町長には初動以降リーダーシップをもって臨むというお話を伺いましたけれども、この防災計画の改定の作業に当たりまして、私がここで町長に望みたいのは、業者に丸投げすることなく、ぜひ庁内で十分な検討をしてつくり上げてほしいということです。それはなぜかと言えば、町長が本部長として、トップとして指揮をとり、そして動員について、現在の計画でいえば全員が 3 号動員の中では招集されるということですから、職員一人一人がこの防災、あるいは災害の当事者、そして町民に対してそれを実行していく責任者そのものになるわけですから、ぜひその辺を町長の指揮のもとで、もう計画段階からしっかりとやっていただきたい、そのことを確約願えればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり東吾妻町の隅々まで状況を把握しているのは職員であり我々でございまして、やはり作業段階で業者さん等に委ねることは当然でございますけれども、よく我々の中で吟味して、そしてこの防災計画をつくり上げてまいりたいと思っております。町民の命と財産を守るための大変重要なベースでございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） ちょっと議案調査をしていた中で、わからないなということがありましたのでちょっとお聞きしたいことがありますので、よろしくお願いいたします。

予算書の103ページの10款2項1目小学校の学校管理費なんですけれども、ここで賃金が1,952万4,000円という数字が出ておりますけれども、この賃金とマイタウンティーチャーや特別支援員、あと公仕さんの賃金になると思うんですけれども、ちょっと確認として人数を知らせてほしいんですけれども。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） マイタウンですとか特別支援の賃金ということになってはいますが、人数につきましては、ちょっとマイタウンが何人ということではなく時間数で入れておりますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） では、その時間数を教えていただきたいんですけれども。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） マイタウンティーチャーにつきましては100時間、特別支援につきましては4,900時間ということで計上はしております。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 公仕さんもきっと5校いるんでしょうから、その方の時間なんていうのもわかりますか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 公仕につきましては、5人の方ということでお願いをしています。年間で244日ということで計算をしております。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 今定例会中の文教の常任委員会の中でいろいろ質問すればよかったん

ですけれども、その後にいろいろ情報が入ったものですから、きょういろいろ教えていただきたいなと思っているわけなんですけれども、今マイタウンティーチャーが100時間、特別支援員が4,900時間ということでありましたけれども、この数字は各学校ごとには今、数字は出せますか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 先ほどは済みません、マイタウンティーチャーが100時間と言ったそうですけれども、すみません。4,100の誤りです。申しわけありません。

それと、各学校ごとにつきましては、今手持ちがないので何時間ということとはわかりません。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） では、ちょっとお聞きしますけれども、今、1,952万4,000円という賃金の金額なんですけれども、25年度予算で見ますと、これが1,957万3,000円、24年度決算では1,856万6,952円という数字が出ているんですけれども、25年度予算と26年度予算はほとんど差がないですよ。差がないんですけれども、いろいろ議案調査をしてみますと各小学校とも1校を除いてなんですけれども、大体半分からあと4割くらいカットされているということがわかってきたんですけれども、それでいて賃金の金額が昨年と25年度と同じような金額というのはどういうことなのかちょっとお知らせください。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 半分から4割くらいのカットということでの数字を言われておりますけれども、予算的には前年度と同じような形で予算要求しておりますけれども、その後各学校にヒアリング等をしながら必要な部分ということで、また教育委員会のほうも各学校ごとの実態等を見きわめながら、当初の数字につきましては、こういった割合でお願いをしたいということでの時間割合をしております。やっている中においては、また時間等も変わってきたりとか、どうしてもというようなことも変更が出てくる場合もありますので、その辺につきましては、また各学校と協議しながらやっていくということでもありますので、最初から全部が全部予算の範囲内での張りつけという時間にはなっておりません。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） でも、この予算書をつくったときは例年並みということでこの数字をきっと積み上げて出してきたんだと思うんですけれども、それがその後ヒアリングして半分にカットされる、4割カットされるということはどういうことなんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 教育委員会のほうといたしましても、各学校ごとの調査をしながらやっている数字でございますので、必ずしも先生のほうから出してきたものをそのまま出すということではありません。よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） ちょっと言っていることが何だかよくわからないんですけども、予算書を組み立ててこうやって一般会計の中に出してくるということは、それなりにちゃんと積算根拠があって出しているわけでしょうけれども、その後になってヒアリングをして半分ぐらいに切っていくと、では残った金額はどうするんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 予算の部分につきましては、例年並みに要求という形で計上させていただいておりますが、特別支援員、またマイタウンティーチャーの部分につきましては、それぞれ各学校の実態、また少人数の学校が当町は多いわけございまして、定数の部分も群馬県の場合については、30、35、40ということですが、実際には20人前後という部分がございまして。定員等でいっぱいの場合につきましては、基本的には支援員等も非常に必要な部分も出てくるかと思いますが、それぞれのクラスの人員等も少ない部分でございまして、また、特別の教育相談員と指導員等もおりますので、その方々の意見等を聞きながら基本的には必要な部分については、これはつけるという基本方針でございまして、ずっとついていると基本的にはそれが当たり前というような考え方になってきておりますので、その辺はもう一度、やはり原点に返って見直しをした段階で、状況に応じてそれぞれの学校ごとに配置をするという考え方で行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） では、予算請求としては1,900万円の上出してあるけれども、そういう感じでカットした分はどこかに流用するとかそういうことはないんでしょうね。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） そのような考えはございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 実態をいろいろ調べてみましたらば、昨年大体960時間くらいお世話になっていたマイタウンティーチャーさんについて500時間、半分近くに提示されたということで500時間、時給1,000円として年間50万円、この方を50万円で1年間拘束するという

考えについてはいかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 50万円で1年拘束という考えはございません。基本的に出勤していただいた時間数でしていますので、50万円ということで時給1,000円ですので500時間という拘束は当然受けるわけですが、残りの時間については特に拘束等はしておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 残りの時間は拘束していないと言っても、学校に行って授業を見るといことになりますと、その日はほかのバイト等はできないということになりますよね。基本的にいろいろ調べてみますと、給食時間等は勤務に含まないとかいろいろあって、なかなかちょっと大変だ、ただ、子供たちはもう先生先生という感じでその先生を給食時間にしろ放課後にしろ、拘束してしまう。でもそれがその先生としては、善意で捉えれば生きがいとしてやってくれているということなんですけれども、それにしても余りにも本当に子供たちのことを考えて配置しているというような感覚に捉えられないんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 先ほども申しましたように、基本的には担任の先生がいるわけですが、支援員という部分につきましては、その先生にお手伝いをさせていただくということで、支援をさせていただくということでお願いをしているわけですが。

そういう部分につきましては、くどいようですが実際に必要な場合については、支援が必要なお子さんがいたりというようなことについては、基本的にはつけるという考え方でいますが、毎年毎年ついていますと支援員がつくのが当たり前になってしまうのではないかとという危惧もございます。やはり担任としての自分の責任というものを自覚をしていただくということも必要でございますので、原点に返ってある程度はやはり減額をして状況に合わせた形でこれから実態に合わせた形で張りつけていくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 私がいろいろ実態を調べてみますと、本当にこの支援員やらマイタウンティーチャーをお願いしているクラスには、やはり学力的におくれている子や多少問題行動がある子、そういうクラスにお世話になっているんだということで、今の教育長の言い方

でありますと、成績が悪い子や問題がある子は自己責任でこれから生きていってくださいね
と言っているように感じるんですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） そういう考えはございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） では、もう少し見方をちょっと変えまして、フルタイムで雇うという
ような考えはありませんか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 支援員でございますので、基本的には今の段階ではフルタイムが必要
な状況等がございますれば、それはフルタイムでというような考え方でおりますので、よ
ろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） やはり調べてみますと、他町村はフルタイムでお世話になっていると
いう方が半分、半分以上を時間で割り振ってやってもらっているというような形が見えてきます。
特に高山などはもう2人お世話になっているんですけれども、年間雇用で月給制でやってい
る。それは他町村だからという一言で済まされるかもしれませんが、ほかの町村を調
べても、みんな教育労働者としてしっかりと安定してその学校を見てもらう、そういう姿勢
が見受けられるんですけれども、うちの町はこのままでいくとマイタウンティーチャーやら
支援員が本当に残るんですかねと言いたくなるんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） その点につきましては、必要な部分については手当てをしてそうい
う人材を見つけていくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 私は、もう少しこの町は子供たちにしっかりと学力を伸ばしてやるん
だと、そういう姿勢で臨んでいたのかなと思っていました。二、三年前の校長先生との話し
合いの中では、その先生が2,400時間要求したらある程度認めてもらった。でも、ことしに
なるとそれが1,000時間となってしまった。どんどん後退しているようだということ
を聞かされたんですけれども、その現場の声は甘えという一言で切って捨ててよろしいん
でしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君）　くどいようでございますが、基本的に実態等を把握しながら、必要な場合には時間数等をふやすということで対応していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君）　9番、金澤敏議員。

○9番（金澤　敏君）　この間、でもヒアリングを行ったんでしょう。ヒアリングの結果、現状がわかったんでしょう。その現状はどうだったんですか。

○議長（橋爪英夫君）　教育課長。

○教育課長（中井　充君）　その現状に基づき、我々のほうも調査しながら配置しているということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君）　9番、金澤敏議員。

○9番（金澤　敏君）　ぜひ子供たちがどんどん、財政的に厳しいからと言って、この支援員やマイタウンティーチャーが切られていくことによって学力が落ちていく。あと学校生活が大変になっていく、そういうことがないように、何せこの町は子育てをして住みやすい町にしたいんだと。若い人たちが長く住んでいける町にしたいんだというのが町長の考えでしょうから、そういうことを考えれば一番この町の教育というのを充実させて、郡内の他町村に先駆けてもっとすばらしい環境をつくってあげる、それが一番重要なんじゃないかと思いますので、ぜひ今のこの調べた結果を見ますと後退しているんじゃないかというような実態が見えてきますので、充実させていってもらいたいと思います。

　　以上です。

○議長（橋爪英夫君）　教育長。

○教育長（高橋啓一君）　我が町につきましては、学校数が他の町村より若干多いわけございまして、金額的にもやはり他町村よりは多くなっているということで認識はしています。ただ、1村1校ですとか1村5校という部分になりますと、では5倍配置しなくてはならないということでもありますけれども、実際には5倍というような部分は要りません。実態として支援員を配置すれば学力が上がるかというようなことでありますが、基本的にそういう考えばかりとも言い切れないのかなと。そうすればでは40人学級より20人学級のほうが成績がいい子がいるのかということになりますけれども、そういうことではなくて、やはり教職員の資質を上げながら教育を充実させるということでありまして、人数ももちろんでございますが、やはり時間の質等の充実等も並行して考えていかなければいけない。そういう意味で、やはり実態で必要な部分につきましては、くどいようではあります配置をしながら、

なるべく支援員なくて充実できるような授業をしていただくこともやはり視野に入れながら学校教育を行っていくということですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 終わりにしようと思ったんですけれども、教育長がそのような考え方でいる、支援員を当てがっても成績なんか大して伸びない可能性もあるというようなことがあるんでしたら、いっそやめてしまえばいいんじゃないですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 成績ばかりではございません、支援員さんは。俗に言う落ちつきのない子と気になる子という部分もございまして、授業中に教室から出ていくというお子さんもいます。そういう方につきましては、やはり支援員等がその子に寄り添いながら事故等のないようにということも行っております。

授業を教えるという部分につきましては、基本的には担任がおりますので、その先生が教えております。その内容が充実するというような形で支援員をつけておりますので、今つけている部分については必要でありますのでつけているので、基本的によすという考えはございませんので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） そうですね。いろいろ問題行動を起こす子もいるから、それだからしっかりと学校のほうから要望が、今度1年に入ってくる子が幼稚園のほうやら保育園のほうからこういう子が行きますよということを聞いたりして、ではここに支援員を1人つけてもらいたいというような要望を出して、出した数字を提示して半分に切られちゃう、ということはその現場の声を聞かないということになるんじゃないですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） ご意見等はお伺いはしております。ただ、要望等に100%応えるということは、基本的には無理かなというものもございます。いずれにしましても、くどいようでありますけれども、実態等を考慮しながら、これからそれらについて必要な部分については増額と言いますかふやしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 自由討議をさせていただきます。

この予算については、細かいところは別として私なりに議案調査をした結果、これから述べる何点かについてちょっと納得できない、問題があるというような部分がありますので、これから述べてみたいと思いますけれども、1点目は総合計画の実施計画の整合性、それと予算措置をする以前の事務上の問題なんですけれども、今回提案されている新規目玉事業を見ると、議会に示されている総合計画の実施計画、一番最新のものが平成25年度から27年度になっていると思いますけれども、その26年度分の事業に示されていないものが幾つか入っています。すなわち、事業そのものが町の計画に位置づけられていないものが突然予算要求されてきているということになるんだと思います。決して新規事業そのものを全て否定するというものではないんですけれども、やはり事前に議会にきちっとした説明がなくて、中には条例制定や改正が必要なものもあると思われるので、先にその手順ができて事業実施の方向が確認された上で予算措置をしていくのが、先ほども副町長が言ったように正しい方法なんだと思います。

一昨年、給食センターの設計委託料が予算に掲載されていない、それなのに町は中学校統合の経費の中に含まれているとして設計を実施した行為などが先ほどもちょっと質問しましたけれども、違法であるとして裁判になっているという現実もあります。また同じことを繰り返すようなことになりかねない部分があるんだと思います。

このように総合計画を無視して、町の判断でどんどん新規事業が取り入れられることになれば、計画性をもった行政執行はできるはずはありません。

結果的に見ると、予算総額は昨年度より2億2,200万円ほどふえ、総計で85億5,800万円ということになってはいますが、計画にないものを私なりにちょっと足してみました。ほぼふえた額に同じぐらいの金額になるんですね。

財政指標が改善されつつあるとはいえ、当町の実質公債費比率や将来負担比率は県下市町村の中でも悪い位置に属していることをやはり考えますと、新年度予算は前年度に対して2.7%ふやすのではなくて、今は逆に80億円程度に抑制して、将来へのツケを極力減らす努力をすべき時期だと思っています。すなわち、新規事業を取り入れるのであれば、単にその分をふやすのではなくて、正当な手続のもとに将来を見据えて、議会や町民の理解を得た上で、町の実力に基づいて計画性を持った予算編成にすべきだったものと判断されます。

2点目は、企業立地奨励金が5,350万円計上されていますが、私は昨年度の当初予算の審議の際も当該企業に対し企業誘致奨励金として支出することは法令上問題があるという立場をとってきました。この奨励金は一昨年、企業誘致奨励金交付条例に基づき、奨励金の交付を受ける優遇措置指定事業者として措置されたものを、引き続いて新しく制定された企業立地促進条例に引き継いで支給するものと思われますけれども、条例上、現在の条例に前条例でなされた措置が引き継がれる条文がなかったものと認識しています。

この奨励金についても、現在裁判でその交付が法令に抵触していたかどうか問われています。ついては、その判断が出ない状況下においては、これについての予算措置がなされることはやはり適正ではないのかなというふうに思っています。

3点目は、新規に建設を進めている給食センターの8月以降の運営費が計上されていることです。設計や建設費の支出などの行政執行が不適正として裁判になっている状況下では少なくともその結果が確定した時点で判断するべきではないかと思っています。

今までの町のやり方を見ていると、予算措置ができていればどんどんその方向で進んでしまうことが想定されますので、この時点で計上するのではなくて、今後まだ定例会もありますので、もう少し状況を見きわめてから予算措置をしたほうがよいのではないかと思います。

4点目は、統合中学校施設整備費に原町小学校の敷地内にある旧体育館と共同調理場の解体工事等が含まれていますけれども、これはやはりこの間の特別委員会でも指摘しましたけれども、中学校統合の施設整備に直接かかわる経費ではありませんので、この目での予算措置ではなくて、給食調理場の運営管理費、もしくは小学校施設の解体、もしくは普通財産となっているのであれば、その費目で計上しないと統合に関する経費が必要以上に多額になることになってしまうんだと思います。単に予算措置の目上の問題として片づけるのではなくて、きちっとその辺を分けて判断することが必要ではないかなと思っています。

また、小学校の敷地であるこの場所に、スクールバスの回転場だとか駐車場をつくることについてちょっと疑問を感じますけれども、中学校統合費の設計監理委託料で給食センターの設計費を支出したのと同様、今回も具体的な内容が予算書に明記されていません。また、町民に適正な予算措置がしていないと誤解されることになりかねませんので、やはり目的別に予算措置をするのが原則ですから、そうすることが適切な判断だったのではないかなというふうに思っています。

もう1点、5点目ですけれども、ふれあい公園事業で道の駅を含めた指定管理料が年額はわかりませんが、半期分として1,100万円計上されています。町は、指定管理者の選定は当

初公募で行うということで議会に説明してきましたけれども、最終的には非公募にするということですが、私は公募が大原則だと思いますし、非公募では競争の原理が働かなくなるものと思われます。地域振興だとか地域の連携など、そういったものを前提に、町が特定している事業者は株式会社であり、営利を前提にした会社だと思われますので、その事業者から指定管理事業者指定をしてくれというような申し入れをするはずはありません。すなわち町がいろいろな委員会等の様子を見る中で判断したことだと思います。

聞くとところによると、あり方検討会とかそういう中に、そちらの事業にかかわる人たちが委員としているような話も聞いておりますけれども、それは別として、やはり受ける事業者としての姿勢だとかプライドというものをやはり大切に配慮してほしいなというふうに思っています。最初が肝心ですから、後で町民からいらぬ指摘をされないような対応をしていたくことも町としての配慮ではないかなというふうに思います。

私としては、町が特定の事業者を指定管理者に指定することを単に否定するものではありませんけれども、町が積算した指定管理料は、吾妻荘だとか岩櫃ふれあい公社が杉並区との契約の条件、こういったものと比較する限り、高額ではないかなと感じるのは多分、私だけではないんだと思います。町としてもう一度、事業者選定も含めて検討していただいて、町民も事業者も納得できるような方法をとっていただくことが必要ではないかなと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

9 番、金澤敏議員。

○9 番（金澤 敏君） 反対討論を行いたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 賛成の方、おりますか。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） それでは、9 番、金澤敏議員。

（9 番 金澤 敏君 登壇）

○9 番（金澤 敏君） それでは、平成26年度一般会計予算に対して反対の討論を行いたいと思います。

町政の目指すべき事柄は、町民の保健、福祉の増進、町民の安心・安全な暮らしを支えることや地場産業の育成、食料需給率の向上を下支えするための農業振興などが第一義と考えられます。当然、予算編成に関してもそのような立場、視点で予算の組み立てがなされることが基本だと思います。

さて、国は税と社会保障一体改革の名のもとに26年4月より消費税を3%上げ、8%にすることを昨年の10月に決定いたしました。しかし、先日発表されたGDPの数字は下降修正され、アベノミクスの失速が明らかになってきております。

個人消費や設備投資の縮小が明らかになったことで、結局消費税増税前の駆け込み需要も景気を押し上げることができなかったのです。4月から上がることは、ほぼ確実と思われますが、景気が落ちていることが明らかになった現在、消費税の逆進性により低所得者や中小業者は大打撃を受けます。それに伴い、この当地域、経済、町民の生活にも大きな打撃を受けざるを得ないということは明確であります。今後、町の財政にも大きな影響が出ることも十分予想されます。

そのようなことが予想される中、26年度一般会計予算は、少し財政が改善されたとはいえ、また来た道と思われるような、数年前と同じような身の丈に合わない大型の予算編成になっているのではないのでしょうか。

以前は八ッ場ダムに関しての歳入があることを理由にしていたましたが、その事業もほぼ終わり、八ッ場ダム関連の歳入もわずかになっているにもかかわらずです。これではばらまきと言われても仕方がないのではないのでしょうか。また苦い結果になるのではないかと危惧しております。

ただ、歳出面では住宅新築改修等補助金は、制度の拡充が図られて補助率と上限金額が引き上げられていることや、商店街の空き店舗解消施策など新しい取り組みも見られます。鳥獣被害対策も町単独の補助が3分の1から2分の1に拡充されていますし、肺がん検診事業も開始されるということではありますが、そのように個々の事業を見れば評価できる点多々あります。

しかし、若い世代がこの町に定着し、次の世代を生み育ててもらうための環境づくりでは、例年どおりというような変わりばえのしない内容で、若い世代からもこの町から出て行きたいとの悲鳴に似た声も実際私の耳に聞こえてきております。

さて、一方で教育予算では、直接子供たちに影響のある特別支援員やマイタウンティーチャーの大幅削減がわかってきております。教育労働者の尊厳を奪うやり方では、子供たちの

学力向上や落ち着いて学校生活を送る、このようなことが望めないのではないのでしょうか。

中学校統合問題では総合的に計画がなされなかったツケとして統合中学校予算の肥大化など行き当たりばったりの予算案が目につきます。

最後に、今やらなければいけないことは、町民サービスは落とさずに財政の健全化を進める視点が重要です。本予算案は、この不況下で町民の生活を守るといった熱意は感じられません。そしていまだ厳しい財政を本気で健全化していくとの気概も同じように感じられません。

よって、本予算案には賛成できない、これが私の考えであります。

○議長（橋爪英夫君） 賛成討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 反対討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、10 番、11 番、14 番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 2 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第20、議案第 2 号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る 3 月 5 日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査の結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇）

○文教厚生常任委員長（佐藤聡一君） それでは、去る 3 月 5 日、文教厚生常任委員会に審査

を付託されました議案第2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算についてご報告申し上げます。

3月10日開催の委員会において、本多町民課長出席のもと、審査を行いました。

まず、平成26年度歳入歳出予算の総額は、事業勘定で21億9,688万4,000円でありました。前年より7,934万9,000円の増額、率にして3.6%の増額であります。

歳入では平成25年度の保険料の値上げ等による結果、国民健康保険税は4億3,670万9,000円で、前年より2,799万2,000円の増加、国庫支出金、県支出金、療養給付費交付金は増額、前期高齢者交付金は5億3,646万5,000円で、前年より6,302万円の増額、繰入金は8,522万8,000円、前年度あった一般会計からの法定外繰入金減により、前年より9,415万4,000円の減額でした。

歳出では、保険給付費が14億7,516万1,000円で、前年より5,341万9,000円の増額が大きいものでした。今後とも医療費は伸びておりますが、当町では安定化計画により今年度は保険税の値上げはしないで平成27年度に2年ごとの見直しを図り、安定化を進めるとのことです。

当委員会では、安定化計画をもとに法定外繰り入れをなくし、予防に努め、特定健診や人間ドックの普及を図ることで、医療費削減に向け、さらなる努力をしてもらうことを強く要望いたしました。

以上、事業勘定でございます。

次に、施設勘定について報告いたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,260万1,000円であります。

歳入では、外来収入が7,693万4,000円で、全体の83.1%を占め、一般会計からの繰り入れは1,413万6,000円でした。

歳出では、一般管理費3,788万4,000円、医業費5,074万3,000円で、医薬品の購入費が主なものでした。全体的に昨年より0.3%の減少でした。今後も町民の健康維持と地域に密着した医療活動を進めていただき、引き続き健全な運営に努めるよう要請をいたしました。

以上、事業勘定、施設勘定の国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会では慎重に審査を行った結果、原案どおり全会一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第21、議案第3号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇)

○文教厚生常任委員長(佐藤聡一君) それでは、去る3月5日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました議案第3号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算についてご報告申し上げます。

3月10日開催の委員会において、本多町民課長出席のもと審査を行いました。

まず、平成26年度歳入歳出予算は1億9,403万5,000円でありました。前年より201万2,000円の増額、率にして1%の増加であります。

歳入では、後期高齢者医療保険料 1 億2,655万円、繰入金6,658万3,000円で、歳出は総務費263万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億9,049万5,000円が主なものになっておりました。

この事業は、運営主体が群馬県後期高齢者医療広域連合で、町では被保険者と広域連合との橋渡し役を担っております。

以上、後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会では慎重に審査を行った結果、原案どおり全会一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第22、議案第4号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、

審査結果の報告をお願いします。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇)

○文教厚生常任委員長(佐藤聡一君) それでは、去る3月5日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました議案第4号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計予算についてご報告申し上げます。

3月10日開催の委員会において、加辺保健福祉課長出席のもと審査を行いました。

まず、平成26年度歳入歳出予算は14億7,903万9,000円でありました。前年より2,834万9,000円の増額、率にして1.9%の増加であります。

歳出の主なものでありますが、保険給付費は14億4,945万2,000円、前年度当初予算より2,494万7,000円の増額であります。率で1.7%増でした。給付費は高齢者、第1号被保険者の自然増のため年々増加している現状です。また、今年度開所予定の小規模多機能型居宅介護施設の開所に伴うサービス提供の増加を見込んでいるとのことでした。

以上、介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会では慎重に審査を行った結果、原案どおり全会一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第23、議案第5号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 山田信行君 登壇）

○総務建設常任委員長（山田信行君） それでは、付託されました審査結果を報告いたします。

議案第5号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算の審査結果を報告いたします。

去る3月5日の本会議におきまして、その審査を付託されました議案第5号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算につきましては、去る3月7日の委員会において、総務課長の出席を求め、その審査を行いました。

昨年から発電事業に関する予算が組み込まれている中、全体の予算額は昨年より3.7%減少し、予算額は歳入歳出とも8,137万8,000円で、一般会計からの繰入金は25.7%減の6,604万8,000円となっており、運営の健全化を意識した予算編成となっています。

事業内容を含め慎重に審査した結果、委員会としては全員一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩をとります。

2時10分まで。

(午後 1時58分)

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

(午後 2時10分)

◎議案第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第24、議案第6号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長（山田信行君） それでは、ご報告申し上げます。

議案第6号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計予算の審査結果を報告いたします。

去る3月6日にその審査を総務建設常任委員会に付託されました平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計予算につきまして、3月10日の委員会にて、上下水道課長に出席をいただき、その審査を行いました。

予算額は歳入歳出とも昨年度より10.6%減の5億2,891万6,000円で、一般会計からの繰入金は7.9%減の1億7,696万2,000円となりました。浄化槽の設置基数の減少に加えて運営の健全化に向けた取り組みにより、昨年度より縮減した予算編成になっています。

事業内容を含め慎重に審査した結果、委員会としては全員一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第25、議案第7号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長(山田信行君) 議案第7号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計予算の審査結果を報告いたします。

去る3月6日にその審査を総務建設常任委員会に付託されました平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計予算につきましては、3月10日の委員会において、上下水道課長に出席を求め、その審査を行いました。

予算額は歳入歳出とも昨年より13.9%増となり、6,979万1,000円となりましたが、一般会計からの繰入金935万9,000円に抑え、可能な限り健全運営を意識した予算編成になっています。

事業内容を含め慎重に審査した結果、委員会としては全員一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第26、議案第8号 平成26年度東吾妻町水道事業会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 山田信行君 登壇）

○総務建設常任委員長（山田信行君） 議案第8号 平成26年度東吾妻町水道事業会計予算の審査結果を報告いたします。

去る3月6日の本会議においてその審査を付託されました平成26年度東吾妻町水道事業会計予算につきましては、3月10日の委員会において、上下水道課長に出席を求め、慎重に審査を行いました。

平成26年度は4,495戸、1日平均3,398立方メートルの給水を行う計画で、収益的収入支出については前年度より10.4%増加し、収入支出とも2億2,070万円となっています。一方、一般会計からの補助金は昨年と同額で2,000万円に抑え、健全経営を意識した予算等になっています。補助金が減額できるかどうかは経営努力により来年度に利益を出せるかがポイントだというふうに考えます。

資本的収入支出については、収入660万円に対して支出1億2,884万6,000円のうち、そのうち企業債償還金6,905万8,000円となっており、大きなウエートを占めています。平成25年度末の企業債残高は9億8,452万3,000円と多額になっており、独立採算制を原則とする企業会計である以上、これが大きな課題となっています。

以上、事業内容を含め慎重に審査した結果、当委員会としては全員一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいをいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第27、議案第9号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 1点だけ確認させていただきます。

総務課長のところに行って確認をしてきたんですが、この間の報告によりますと、企業誘致奨励金の関係で訴訟が起きているという状況が現実にあるんだと思いますけれども、その訴訟に関する費用がこの補正予算に計上されているのかなと思ったら、総務課長の話ですとのっていませんということでしたが、現実にはそれが動き出している状況があるのかなと思いますけれども、その辺の経費の措置については計上してなくて問題ないのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） この訴訟が3月5日の日付で町のほうに訴状が届きました。この予算につきまして、訴訟費用につきまして、その前の給食センターの関係で補正で220万円、ちょっと金額は忘れたんですが、220万円ぐらいの補正をお願いしたというふうに思っております。この訴訟が着手金ということで80万円ほどの支払いになっております。その残りの成功報酬についてはまだ裁判中ということで、支払いが本年度出ないということになりまして、今年度の新しいほうの、3月5日のほうの訴訟につきまして、その着し金をそ

の中から支払うということに考えております。その所要金が50万円プラス消費税ということになりますが、それをやるということで補正のほうには計上してございません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 今まである予算でそこに充当するという考え方を示したんだと思いますけれども、やはりそういうものがあつたという事実に対してきちんと対応するんだということであれば、予算上はきちんとそれに対する経費を計上して、そちらが最初にあつたものが余るのであればそれを減額して計上しておくというのが正しい予算措置の仕方かなと思うんですけれども、専門の企画課長としてはどういうふうに感じますか、それは。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 先ほど総務課長が答弁したやり方で特に問題はないというふうに思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） その問題が発生して、それに対する訴訟が起きているということに対してきちんと対応するんであれば、前の説明は少なくとも給食施設の関係の経費として取りましたよという説明になっているわけですから、やっぱり本来はその辺のところをきちんと切りかえてするのがいいんだと思いますけれども、法的には今言ったような形でも問題ないと思いますのでそれはそれで結構ですけれども、一応そういう説明をきちんとしていただくことがそうだとすれば必要だったのかなと思いますので、それだけはこれからきちんとそういう説明をしていただいた中で、私たちがわかるように説明していただくように総務課長にお願いしておきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） おっしゃることはよくわかりましたので、気をつけたいと思います。

ただ、この訴訟については3月5日でございますので、3月5日に訴状が出ているということでございまして、町のほうには3月6日だったか7日に到着ということでございまして、本会議中に町のほうには来たということだけは申し伝えておきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第28、議案第10号 平成25年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 11 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第29、議案第11号 平成25年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る3月6日に議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 12 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第30、議案第12号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第31、議案第13号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第32、議案第14号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第33、議案第15号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第34、議案第39号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第39号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明を申し上げます

今回補正をお願いする額は歳入歳出ともに6,711万円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億6,215万4,000円とするものでございます。また、繰越明許費補正につきましては、追加のお願いでございます。

補正予算の内容でございますが、2月14日から15日の大雪の影響で特に緊急を要する執行経費については、2月17日付で専決処分を行ったところでございますが、その後、被害調査等実施したところ、町内の被害状況は想定を上回っておりました。追加補正をお願いする歳出の主なものは、大雪による住宅復旧の支援金や車庫等の雪害見舞金等でございます。

歳入につきましては寄附金、災害見舞金や財政調整基金繰入金を計上させていただきました。

以上が補正予算の概要ですが、詳細につきましては企画課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

平成25年度一般会計補正予算（第8号）でございます。

最初に第1条でございますが、今回補正をお願いする額は歳入歳出それぞれ6,711万円を追加をして、総額を歳入歳出それぞれ87億6,215万4,000円とするものでございます。

第2条につきましては、繰越明許費の補正でございます。

次に、詳細について説明させていただきます。

3ページをお願いしたいと思います。

第2表の繰越明許費の補正でございます。

最初に、2款総務費、1項総務管理費、廻り目境界復元業務200万円の追加でございます。

次の3款民生費、3項災害救助費から8款土木費、3項住宅費につきましては、今回の大雪対策に対する見舞金、支援金事業でございますので、よろしくお願いいたします。

続きましては、事項別明細により歳入の説明をさせていただきます。

次の4ページをお開き願いたいと思います。

17款寄附金でございますが、群馬県町村会からの寄附金1,000万円の追加でございます。

18款繰入金ですが、今回の大雪による見舞金及び支援金の財源に充てるため、財政調整基金から5,593万円を繰り入れるものでございます。

20款諸収入ですが、群馬県市町村振興協会からの災害見舞金を初めとした118万円の追加でございます。内容は説明欄記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、5ページの歳出をお願いします。

3款3項災害救助費でございますが、車庫、カーポート等に対する雪害の見舞金600万円の追加のお願いでございます。内訳としましては、2万円掛ける300戸を見込んでおります。

7款1項商工費ですが、2目、3目合わせて511万円の追加のお願いでございます。事業所等雪害見舞金として5万円掛ける100件を見込んで500万円の計上。それから時間外勤務手当11万円の追加のお願いでございます。

8款1項道路橋りょう費1,100万円の追加でございます。時間外勤務手当、除雪委託料の追加ということでございますので、よろしくお願いいたします。

3項の住宅費でございますが、4,500万円の追加でございます。大雪被災住宅復旧支援金、

これを15万円掛ける300戸を見込んで計上してございます。

以上でございます。

なお、今回、農業施設及び農産物に対する支援金につきましては計上されておられません。このことについて、現在国・県の緊急的な支援事業としてなお流動的な部分があるというのが情勢でございます。しかしながら一方で、町として甚大な被害を受けた農家等に対する早急な支援策を講ずる必要があり、このことにつきましては重々承知をしているところでございます。現在、公平・公正、整合性を図る中で支援策を検討しているところでございます。できるだけ早く方針を固めて提案を行い、お世話になりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。本件を議案調査といたします。

本日中に調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎延会について

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（橋爪英夫君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は3月18日午前10時から開きますからご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 2時40分）

平成26年 3 月 18日（火曜日）

（第 4 号）

平成26年東吾妻町議会第1回定例会

議 事 日 程（第4号）

平成26年3月18日（火）午前10時開議

- 第 1 議案第39号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第8号）
- 第 2 議案第35号 「スポーツの町」宣言について
- 第 3 議案第36号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について
- 第 4 議案第37号 吾妻広域町村圏振興整備組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議
について
- 第 5 請願書・陳情書の委員会審査報告
- 第 6 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第 7 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番	橋 爪 英 夫 君	2 番	佐 藤 聡 一 君
3 番	根 津 光 儀 君	4 番	樹 下 啓 示 君
5 番	山 田 信 行 君	6 番	水 出 英 治 君
8 番	茂 木 恒 二 君	9 番	金 澤 敏 君
10 番	青 柳 はるみ 君	11 番	須 崎 幸 一 君
12 番	浦 野 政 衛 君	13 番	一 場 明 夫 君
14 番	菅 谷 光 重 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 中 澤 恒 喜 君 副 町 長 渡 辺 三 司 君

教 育 長	高 橋 啓 一 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	保健福祉課長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税務会計課長 兼会計管理者	松 井 秀 之 君
産 業 課 長	丸 山 和 政 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上下水道課長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	轟 馨 君
教 育 課 長	中 井 充 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	田 中 康 夫	議会事務局長 議係	水 出 悟
--------	---------	--------------	-------

◎開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） おはようございます。

連日大変ご苦労さまです。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際には、お返しくさせていただきますようあわせてお願いを申し上げます。

◎議案第 39 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第 1、議案第 39 号 平成 25 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

本件については、去る 3 月 17 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第35号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第2、議案第35号 「スポーツの町」宣言についてを議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） スポーツ振興、「スポーツの町」宣言、これについては、非常にいいことだと思いますし、私もかねてからスポーツをテーマにした町づくりというのは、一つの課題かなと思っていましたので、そういう意味ではぜひ取り組んでいただくということで、これを機会にどう取り組んでいくかというのが非常に大切になると思いますので、その辺のところについては、正直申し上げて、今の町の社会体育の現状を見たときに、一部はそんなことはないんだと思いますけれども、部分的にはやはり体育協会の組織的な各専門部もなかなか弱体化しているようなところも正直言っておりますので、これからスポーツクラブ的なものが見直される時代になっているのかもしれないけれども、そういったものをきちっと教育委員会のほうで分析していただいて、せっかく宣言をするんですから、そういったもの

をしっかりと見きわめて、計画性を持って取り組んでいただくことを期待したいと思います。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第36号、議案第37号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第3、議案第36号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について及び日程第4、議案第37号 吾妻広域町村圏振興整備組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議についてを一括議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてあります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定による教育委員会の意見は、お手元に配付のとおりであります。

続いて、質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第36号 吾妻広域町村圏振興整備組合理約の変更に関する協議についての採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第37号 吾妻広域町村圏振興整備組合理約変更に伴う財産処分に関する協議についての採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎請願書・陳情書の委員会審査報告

○議長（橋爪英夫君） 日程第5、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

平成25年請願6号 公衆用道路の拡幅改良及び新設についてを議題といたします。

本件については、去る12月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してあります。総務建設常任委員会から会議規則第75条の規定によって、引き続き次の定例会までの閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。本件については、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の継続審査にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

陳情1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書に関する

陳情書を議題といたします。

本件については、去る３月６日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 山田信行君 登壇）

○総務建設常任委員長（山田信行君） それでは、付託陳情書の審査結果を報告いたします。

陳情１号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書に関する陳情書の審査報告をいたします。

去る３月６日の本会議において、その審査を総務建設常任委員会に付託されました。陳情１号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書に関する陳情書については、３月７日の委員会において、提出者の村上義典氏から資料提供を受け、詳細な説明を受けました。３月１０日に慎重に審査を行った結果、協同労働の必要性や現状を考えますと、陳情内容の趣旨は理解できることから、審査の結果、全員一致で趣旨採択すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

陳情２号 陳情書（町道新井横谷松谷線（厚田～三島間）の、拡幅改良工事）を議題とします。

本件については、去る３月６日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査の結果の報告をお願いします。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 山田信行君 登壇）

○総務建設常任委員長（山田信行君） 陳情２号 陳情書（町道新井横谷松谷線（厚田～三島間）の、拡幅改良工事）の実施を求める陳情の審査結果を報告いたします。

去る３月６日の本会議において、その審査を総務建設常任委員会に付託され、陳情２号 陳情書（町道新井横谷松谷線（厚田～三島間）の、拡幅改良工事）の実施を求める陳情については、３月７日に提出者の片貝一英氏ほか２名から説明を受け、３月１０日に建設課長同席のもと審査を行いました。道路拡幅や交通量の減少に加え、今後、上信自動車道の整備に伴う工事車両の通行など考えますと、必要箇所から順次拡幅を求めることは、通行車両や歩行者の安全のためには必要な措置と考えます。委員会としては、採択すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（橋爪英夫君） 日程第6、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

5番、山田信行議員。

（総務建設常任委員長 山田信行君 登壇）

○総務建設常任委員長（山田信行君） 総務建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成26年1月23日、当委員会として町長、産業課長、建設課長、職員、議会事務局長を初め、総勢13名で視察研修を行いました。

視察研修の目的は、当町の大きな課題でもある企業誘致、また道の駅計画運営等にかかわる2カ所の視察でありました。

1カ所目は、山梨県富士吉田市に本社がある株式会社富士リバースです。この会社は、天然有機肥料を生産販売しておられる会社であります。循環型社会形成推進基本法が公布され、我が国でも本格的な静脈産業活動がいろいろなレベルで行われている中、これまで静脈産業分野では余り取り上げられてはいなかった伐採材や剪定材、枝、生木の循環資源の活用を積極的にとり行っているようです。現在、多くの自治体から受け入れも行われ、また、行政機関の問い合わせ等が急増しているとお聞きしました。

エネルギー資源の不安定化の中、世の中の情勢が大きく変化している中、自治体、林業関係、畜産家等の手を経て、肥料として消費者へと流れ、資源の有効リサイクルが行われているのが実感いたしました。

また、燃料として当町にあるバイオマス発電事業者にも供給をしているそうです。当町にも数年前、事業計画を含め、用地などを含めた相談があったというふうに聞いております。

2カ所目は、同県富士吉田市にありますリフレ・富士吉田道の駅、平成9年に現在の地を

活性化ということを位置づけに計画をし、レストランふじやま、富士山アリーナ、道の駅富士吉田、また富士山レーダードーム館、2つのエリアを持つドッグランも完成されていました。1999年までに実際に使われていた富士山頂の気象レーダーの展示、また山頂を体験できるというものも大変好評だというふうに聞いていました。

5つの施設の整備の完成とともに、呼び名を公募し、平成18年5月に「リフレ・富士吉田」と決定したそうです。お客様がリフレッシュして帰っていただける施設であるとともに、リフレーン、繰り返しの思い、お客様が繰り返しお立ち寄りいただける施設を目指すというコンセプトで、全員スタッフで頑張っているそうです。

運営形態は、施設全体の管理及び観光案内業務で、指定管理先は一般財団法人ふじよしだ観光振興サービス、期間は5年間とし、指定管理料はゼロとの説明がありました。目的は、富士吉田、山梨県の文化的、社会的、経済的特性を生かしたPR、また観光イベント、観光情報等の提供でありました。

ふじよしだ観光振興サービスの専務理事滝口さんの丁寧な説明を受け、大変仕事に向き合う姿、感銘いたしました。

以上をもちまして総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 文教厚生常任委員会。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 議会運営委員会。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） ハッ場ダム対策特別委員会。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 行財政改革推進特別委員会。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 議会広報対策特別委員会。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 中学校統合等対策特別委員会。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（橋爪英夫君） 日程第7、町政一般質問を行います。

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（橋爪英夫君） 3番議員、根津光儀議員。

（3番 根津光儀君 登壇）

○3番（根津光儀君） 議長の許可をいただき、一般質問をいたします。

質問に先立ち、今回の大雪で被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。そして、未曾有の大雪災害に対して、果敢に対応してくださった全ての方々に敬意を表します。地区運動会もなくなって久しく、地域の一体感がこんな形で確認できたことは意外なことでもありました。本当にご苦労さまでした。

さて、災害と行政について、町長の考えをお尋ねいたします。

去る2月14日から15日にかけての降雪と1メートルほどにもなる積雪、それに続くさまざまな被害や出来事は、1カ月以上経過した今でも解決の糸口、ひもときにもならない状態です。15日早朝、停電の中、懐中電灯で外を照らして、ただならぬ事態に気づいたのは、どなたも同じことかと思います。それからは、それぞれの家庭や職場、立場によって、人さまざまかと思います。人命については大過なく、時間が経過してまいりましたが、建物や産業にかかわることについては、本日に至るまで被害が継続している状況です。

大雪にちなんだこの質問の中で、第1に伺いたいのは、通常の除雪体制は、どのように組み立てていたのか、お聞かせください。

今回の大雪に対して、どのように判断して、どのような体制で臨んだのか、お聞かせください。

災害に対して、今後、どのような体制を構築していきますか。

災害時の情報収集と広報について、どのようにあるべきと考えますか。

多くの被害が発生しましたが、今後、どのような姿勢で臨みますか。

以上、5項目を質問いたします。細部は自席にて質問させていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の通常の除雪体制についてですが、積雪10センチ以上程度から幹線町道の除雪作業を開始し、町のグレーダーと町有の4トン及び2トンダンプの運転委託、地区別に7社の建設業者に除雪作業を委託しております。通常の除雪作業は、今までの実績から多くて30センチ程度の積雪量と想定をしておりました。

2点目ですが、今回の除雪体制についてですが、2月14日は通常体制で22時ごろまで除雪作業を行い、15日も5時ごろから行いましたが、深夜からの大雪により、土曜日早朝の積雪量は想定の2倍以上となり、建設課職員全員の出勤を要請いたしました。

除雪につきましては、全員協議会で担当課長より報告させていただきましたが、町有機械及び委託業者の対応では、思うように作業が進められないため、町内の建設業者及び建築業者のほぼ全社に依頼をいたしました。

また、地域の生活道路の除雪につきましては、個人で所有する除雪できる機械を町で借り上げ、積極的に除雪していただくよう、防災無線で16日から放送させていただき、協力を依頼いたしました。

このような体制をとらせていただきましたが、国・県道の除雪作業も思うように進まない状況もあり、集落及び個別世帯の孤立が発生してしまい、最終的に全世帯の孤立解消は、降雪から7日後の2月20日となってしまいました。

3点目の災害に対して今後の体制ですが、現在の地域防災計画の予防計画及び応急対策計画が、今回のような大雪に対する対応策に策定されておりましたので、今年度見直す予定の地域防災計画には、配備体制基準を初めとして再検討し、地域防災計画を整備してまいります。

また、事前に気象庁を初めとした関係機関からの情報等で、災害が発生することが予想さ

れる場合には、早期に災害警戒本部を設置し、職員の動員についても、状況に応じた人員配置を迅速に行えるような体制の整備を図ってまいります。

なお、消防団や消防支援隊につきましても、必要に応じ、瞬時に協力いただけるような働きかけも同時に行っていきたいと考えております。

4点目の災害時の情報収集と広報についてですが、情報の収集につきましては、災害時のもとより、地区のさまざまな情報について、区長会議等で各区長さんをお願いをしているところではありますが、今後も民生委員さんや消防団等各方面にも協力をお願いし、事前情報を含め、災害時には迅速で正確な情報収集に努めてまいりたいと思っております。

なお、広報につきましては、今後も町の防災行政無線を活用し、重要な情報をいち早く住民の皆様にお伝えできるよう体制を整えていきたいと考えております。

また、新たな情報発信源として、昨年9月より運用を開始いたしました住民向けメール配信サービスにつきましても、未登録者への登録の促進を図るとともに、災害時においてさまざまな情報を正確に、速やかに配信できるよう、関係機関と調整・検討を行い、町の情報伝達手段として、防災行政無線とともに有効活用することにより、情報を迅速に住民の皆様にお伝えすることが最重要と考えております。

5点目の今後の対応についてですが、今回の記録的豪雪に伴い、住宅等に多くの災害が発生し被災をしたところから、町民生活の早期回復を目指すための支援として、被災住宅、車庫、カーポート、事業者への災害見舞金を行うこととしました。

また、除雪作業につきましても、今回の経験から多くの課題が出されております。1つには、事前情報の的確な把握と初期対応の難しさや、積雪量による段階的な除雪作業体制の検討など数多くありますが、これらの課題を集約し、今後の対策について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） 通常の除雪体制ということでご説明いただきましたけれども、この除雪体制については、文書化された要綱等があるのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 要綱等はありませんけれども、建設課の中で、各建設業者等に依頼をしているところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） 私も建設課のほうに行って、課長さんから伺ったりしましたけれども、今回のことで非常に気になったのは、路線を優先して、町道1、2級、3級とあるそうですけれども、地図もいただいてまいりました。丁寧に対応してくださいましたけれども、説明聞く中で、私が感じたのは、この役場の庭は、じゃ、どういう位置づけなのかということです。職員が参集して、そして中心となるべきこの役場の除雪が一番おこなわれていたように、私は感じましたが、町長はその辺はいかがでしょう。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 役場の庭周辺につきましては、総務課の対応と決められております。機械もあるわけでございますけれども、1台借りてきまして、それによって総務課職員の作業によって除雪を行いました。それは15日から始めておるところでございます。

人手でやったり、機械の対応も少し小型のものであったりということで、大雪であったということで、多少おこなってしまったということは否めないと思っております。

また、今回は総務課以外の職員も来られる者を動員してやっております。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） 道路の優先順位と同じように、例えばポイントを定めて、そういったものも重点的にまず除雪していくのだという体制をきちんとつくるために、要綱のようなものを私は定めるべきだと思いますけれども、町長いかがでしょう。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、その体制につきまして、各課、庁内でしっかりとした体制づくりを行うことにより十分対応できるというふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） きょう、若干予算の中で質問させていただいて、時間を節約したつもりですけれども、のっけから時間になってしまいますので、余り突っ込んでできないんですけれども、特に私が感じたことは、役場周辺の除雪がおくれぎみだったという実感を持ちました。これは月曜日にこちらまで来てみて、そう思いました。そして、特におこなっていたのが中央公民館なんかおこなっていたと感じました。職員の皆さんは無論本気でやっていましたよ。本気でやったって手ですから、手作業だった。非常に普段の業務を中止して、そして頑張ってくれたんですけれども、こういったところへ今度のような大雪があるということをもし想定するならば、あるいは30センチであったとしても、速やかに除雪するには機械が必要だと思います。そういった手当をするのに、やはり要綱のようなもので定めるべき

だと思えます。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 役場職員による人力に頼っていたというところがございますけれども、リース会社のそういった機械も国・県道等に駆り出されておまして、機械が足りなかったということがございます。今後はそういう面も配慮しながら、町のそういう建物の周辺等の除雪も早く行えるような体制を検討してまいりたいと考えております。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） この周辺、特に駅、役場、それから日赤、そのほかの医療機関、集中しています。こういったところをまずきちんとやるべきだと、役場の持ち分のほかにも、ほかの機関とも相談して、そして各施設を確保していくということは非常に大切だと思います。それから、次の問題に入らせていただきますが、2の町長がどのように判断して、どう対応したかということで、お聞かせいただきたいんですけれども、町長は、この気象の情報について、どのように入手して、どのように活用しましたか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、ラジオ、テレビ等で常にその情報を得ておりました。特に15日の朝は、停電になったというものをまず4時過ぎの段階に確認をしておまして、すぐに外を見ました。びっくりいたしました。かつてない大雪でございまして、総務課長に連絡をいたしまして、すぐに災害警戒本部を立ち上げようということで、15日の7時に立ち上げたということがございます。

そして、宿直が2名おりましたけれども、宿直は引き続き、14日の夜からいたわけですが、15日もそのままとどまって対応するように申し伝えました。

また、建設課におきましては、14日の午後10時から除雪作業を行いまして、15日も朝5時ころから建設課の職員は除雪を行っておるところでございます。

また、総務課災害担当の総務課につきましては、すぐに出られる者は役場へ行けということでございますけれども、ご存じのとおりの大雪で、なかなか家から出ることができない、遠方にいる者は特にそうでございますので、すぐに原町在住の職員、近隣の職員に役場に登庁するように伝えて、災害対策をとるように命じたところでございます。

概要につきましては、そのようなところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） 気象情報のことでいいますと、これは気象庁から出ている時間ですけ

れども、14日の16時49分に大雪警報と、それから雪崩注意報が発令された。15日の朝4時15分に風雪注意報が出された。一番重い警報である特別警報というのが、今回は出されてはいなかったんですね。しかし、大雪注意報が出たために、相当のことについて警戒しなければならないんじゃないかというふうに思ったと思うんですが、町長はこの大雪を見て、そして災害警戒本部を設置したとおっしゃいましたけれども、これは最後まで災害警戒本部だったんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、おっしゃったとおりでございます。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） 災害対策本部というふうには格上げはしなかったんですね。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 名称上は警戒本部設置ということでございますけれども、それはもうその対応状況の中で、災害に対する対策本部に移行しておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） それでは、実質的には災害対策本部として動いたということですか。そういうふうに、町長がお気持ちの中ではそうであったというふうに受けておきますけれども、町長は、消防団へは指示は出しましたか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 消防団につきましては、除雪の依頼を行っております。

（発言する者あり）

○町長（中澤恒喜君） わかりました。私が言い間違えました。

消防署の車庫等の前の除雪を行いまして、緊急のときに消防車がすぐに出られるような体制をとっていただきました。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） それはどなたに指示をしたんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 総務課のほうから各分団長に伝えました。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） 私の調査の中では、特別な指示がなされなかったように聞いておりますけれども、指示はしたんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 指示が行われております。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） わかりました。

町長自身は、この大雪の後、登庁なさったのは、いつの何時ですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私の自宅から県道までかなりの距離がありまして、その車を出す雪かきに大分手間取りまして、16日になったと覚えております。

○3番（根津光儀君） 何時ぐらいですか。

○町長（中澤恒喜君） 午後早々だったと思います。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） 防災無線の原稿の発信の記録を見てみました。担当の皆さん、必死にいろいろこの防災無線を使って町の方に広報しています。

私が一番最初に防災無線を聞いたのは、15日の10時の放送でした。原稿のほうでも、これが一番最初の放送だったようです。大雪で危険のため外出を控えるようにという放送だったそうです。私、作業中でしたけれども、よく聞こえました。雪の中は反響しないので、防災無線の室外機が非常に効果があったというふうに思いました。

その中で、16日の18時45分の放送から町内建設業者様の協力もいただいておりますが、除雪は思うように進んでいません。機械をお持ちの方はというくだりが出てくるんだと思いますけれども、この時点で、要するにボランティアな機械を活用しようというふうに思ったのかな、あるいは判断したのかなと思うんですけれども、その判断のときの心境というんですか、それをお聞かせください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 本当に上毛新聞社の表現によれば、歴史的豪雪でありまして、これは大変なものだと思いました。町民の皆様の生活のためには早急に除雪をしなければならないと考えておりまして、国・県道の除雪に各建設業者の大型の機械はすでに出動して、そしてまた大雪のために、その機能がなかなか果たせなくてお困っているという状況はわかっておりました。やはりそういう状況におきまして、各地区でご協力いただける皆さん、トラクターを含め、そういった除雪可能な機械を提供いただいてやらなければならないというふうに痛切に感じたこととございます。そのようなことから、お願いをしたということとござい

ます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） 私がどのような心境かとお伺いしたのは、実はこのことは費用、それからこのことによる事故、それからそもそも道交法上の違法性、そういったものも重大な問題を含んでいる中で判断なさった心境を聞きたいんですけれども。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これは非常に町民の皆さんの生活には緊急の対応が必要な状況だと思っております。当然、機械によっては公道等に出られないものもあったかもしれませんが、しかし、これは町民の皆さんの生活のためには何とかその点もお許し願って、しっかりとした体制をとっていかなければならないと考えたところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） 未曾有の災害だったんですよね、これは。だからきちんと災害対策本部にすべきだったんだと振り返ってみれば思います。それから、過ぎてしまったことですから、このことでどうの話ではないんです。私は質問することによって残して、そして検証していけるようにしたいと思って、この質問をしているんです。

これから解決していかなければならないことがたくさんあるんですけれども、幹線道路、そして町道を除雪するという、そもそもの意味合いは、町長はどういうふうにお考えですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町民の皆様の生活に必要な道路でございます。そういうふうにつけておりますので、やはり緊急時には、この道路を確保するというのが、町当局の使命であるというふうに思っております。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） 緊急時にという言葉が入りましたから、そうなのかな、そういう意味で言っているのかなというふうに受け取りたいんですけれども、まず大切なのは、消防車両が末端まで行ける状況をつくるということが、これが第一だったんですよね。そのためにみんな努力をしていたんです。各地区の人たちが。何かあったら困るからと思って。そして、何かあったら困るからと除雪をする、そこにばかり注ぎ込んで、後ろで何かがあったらもっと困るんですよね。

だから、この防災無線の記録の中に、一つもなかった火事を出さないでくれ、けがをしないでくれ、これを皆さんに広報すべきだったんです。そのようなことを私は考えるんですけ

れども、町長はいかがですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これは根津議員のご指摘のとおりでございます。こういった大雪の状況、誰もが道路を使ってお医者さんに行くこともできないし、消防署もなかなか早くは着ける状況にはならないということでございまして、こういうものは、今後は防災無線の中に入れていきたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） そして、安否確認ということが大切になってくるんだと思います。役場の皆さんも非常にその辺で苦労なさったんだと思います。

実はうちの集落の区長も非常に苦労しました。7時に安否確認をとろうとしたんです。15日の7時。そうしたら、各班長に連絡はとれなかった。外出している人もいた。そして電話そのものが使えない状態だった。そういう状態です。それで、だけど連絡は結構できていたんです。携帯電話を。例えば、町長、携帯メールの災害情報という話しましたけれども、こういったものの活用も必要だと思いますが、町からは発信されていませんが、その辺はいかがですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） メール配信サービスにつきましては、今回、大雪の情報が入っておりませんでしたので、今後はその点につきましても、この中に入れて、町民の皆様に早急にそういう情報が入るように、行くようにしていきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） ぜひこの携帯電話の利用が意外と——今、スマホになっているんですか——利用が効果があるというふうに思います。

特に、例えば町から各区長さんへの連絡先として、必ず携帯なりの番号も知らせていただくというようなことも一つには必要かなと思います。携帯は便利なのでショートメールというのも発信できますから、そうすれば非常に安価に情報を伝えることもできます。

それから、私、先ほど防災無線の話しましたけれども、総務課へ伺って原稿をいただいたりしましたけれども、そして、そのときに設備も見せていただきました。アナログで、言っちゃ悪いですけども、陳腐化し始めているんですね、この現代の中では。庁舎の建設が計画されていて、建物に15億円、それから用地までも考えれば22億円ちょっとというような大きい計画がなされていますけれども、まさか新庁舎の中に、今ある設備を大事に運んで持

っていくというふうには考えていないでしょうね。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 新庁舎建設のときは、そういう行政無線の施設等も変えるようになる
とは考えております。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） デジタルという言葉があるんだそうですが、この防災無線もデジタル
化、双方向化の時代にあるように話を聞いています。そういったことも視野に入れて、今後、
地域防災計画を丸投げはしないと昨日おっしゃいましたので、ぜひ役場の皆さんで考えに考
え、練りに練って、そして地域の方からもいろいろなお話を聞いて、そういったものを練っ
ていただきたいと思います。

次に、特に農業の被害というのが甚大でした。私も農家でハウスをばたばたとやられたと
いう状態ですけれども、この農家を大事にするということが、今後またこのような雪があっ
たときに、農家の方の所有しているトラクターやバックホーを役立たせていくためにも必要
だと思うんです。農家が経営をあきらめることがないような政策的誘導ということが必要だ
と思います。国もそう思うから、一生懸命補助金をつけているんだと思うんですけれども、
町としてその辺は、町長として、いかがお考えでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の場合には、大変農家の皆様のトラクター等の機械をお貸しいた
だきまして、除雪をしていただいて、本当にありがたく思っておるところでございます。

農業関係の支援につきましては、国や県と連携をしながら、片づけから再建までしっかりと
と農業者の皆さんの負担がなるべく少なくなるように、町といたしましても支援を考えてま
いりたいと思っておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） いいお答えありがとうございます。

それで、この農家所有の機械を今後活用していく策として考えるのに、現在、ガードレー
ルを加工したものを地区に貸与して、それで軽トラックで引っ張ってもらうというような除
雪方法をやっていますけれども、農家の方、今、大きい機械を持っていますので、そういつ
たものを活用するために、例えば1回お願いするごとにきっちりとした費用弁償をして、そ
れでそのかわり、自賠償にきちんと入ってくださいよというようなこと、それから、あるい
はタイヤチェーンをきちんとつけて作業してくださいというようなことを手当できるような

費用弁償というようなことを考えてほしいんですが、特にそういったものを利用する場合、道路運送車両法との整合性が、町としてお願いしてくるのには大切になってくるので、町長はそこをいかが考えますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 細かい部分までいろいろご意見をいただきました。お借りする上は、細かな面までよく検討いたしまして、今後は有事のときには、そういうものにも配慮をお願いをしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） 話は一番最初へ戻って、ということなので、ぜひ町として、通常の除雪体制も含めて、大雪に対して要綱を定めるというようなことをしてほしいと思うんです。いかがですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、ご意見もいただきましたので、今後、この大雪の経験を生かして、今後の一つの大きな検討材料だというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 3番、根津光儀議員。

○3番（根津光儀君） このような大雪でなくても、30センチ、あるいは50センチという雪は毎年あります。ですから、要綱を定める、検討していくという話を出したんですけれども、できれば条例にして、私たちにも見せていただければ、本当に私たちも協力してやっていきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ありがたいご意見、ありがとうございます。今後十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 以上で、根津光儀議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

11時15分まで。

（午前11時05分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、11番議員、須崎幸一議員。

（11番 須崎幸一君 登壇）

○11番（須崎幸一君） ただいま橋爪議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして質問をいたします。

過疎計画事業についてであります。

平成18年3月に合併して誕生いたしました東吾妻町は、過疎地域自立促進法第33条第2項の規定により、東地区においては、引き続き過疎地域の指定を受けております。その後、平成22年4月1日に施行されました過疎地域自立促進特別法であります。拡充延長によりまして、町内全域が過疎地域の指定を受けました。

平成22年度より平成27年度の過疎事業計画に基づき、各種過疎事業が実施されているものと思います。この過疎計画事業が町民生活の中で、どのようにかかわっているのか、また影響を及ぼしているのか、いろいろな観点から町長にお聞きして、町民の理解を深め、町民協力のもとにさらなる事業の推進に役立つことを期待して、質問をするものであります。

1点目として、町づくり計画において、この過疎計画事業は町の根幹である第1次総合計画と比較いたしまして、その位置づけは、どのように町長として捉えているのか、お聞きをいたします。

2点目として、町内全域が対象となった平成22年4月から現時点までの次に掲げる各施策における計画事業の目的に対する実施結果と成果、そして、これらの事業に対する課題について、継続中のものを含めて、実施した事業を示してお答えをいただきたいと思います。

1つとして、産業の振興。

2番目として、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進。

3番目として、生活環境の整備。

4番目としまして、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進。

5番目として、医療の確保。

そして6番目が、教育の振興。

7 番目として、地域文化の振興等。

そして8 番目、最後でございますが、その他地域の自立促進に関する施策。

以上の各施策ごとに、具体的な事業について回答を願いたいと思います。

次に、3 点目としまして、実施事業の財源でございますが、過疎債発行をする場合の基本的な考え方について、お伺いをするものであります。

4 点目として、この過疎債発行額の上限は、町の財政規模を考慮して、どのように考えておられるのか。具体的な数値を示して説明願いたいと思います。

5 点目といたしまして、中澤町長就任の平成22年度に、全町が対象となりましたこの過疎計画が始まり、4 年間で特に町民生活にとって効果的な事業を取り上げるとするならば、それは何でしょうか。

次に、6 点目として、この計画期間終了まで2 年間のうち、さらに新規に過疎計画事業を行う予定があるのでしょうか、お伺いをいたします。

最後になりますけれども、7 点目としまして、計画期間終了時、過疎計画事業についての成果をまとめ、事業報告書として作成し、町民に対してホームページ等で示すお考えはあるでしょうか。現在、過疎計画については、ホームページ等に公開をしてあることについては、認識しておりますが、その成果については、ないように思っております。

以上のことにつきまして、質問をいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、須崎議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の過疎計画事業の総合計画と比較しての位置づけでございますが、東吾妻町につきましては、平成22年4 月に施行された過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長により、町内全域が過疎地域の区域となり、過疎地域の市町村とする公示がなされました。

これにより、過疎地域自立促進計画を法第6 条の規定により、都道府県が定める過疎地域自立促進方針に基づき、町議会の議決を経て、平成27年度までを計画期間として、平成22年9 月に策定したものでございます。本計画の策定により、国からの総合的かつ計画的な対策を実施するための必要な特別措置がなされました。

2 点目の現時点での各施策における計画事業の目的に対する実施結果と成果・課題についてですが、具体的に実施した事業または継続中の事業名を挙げて回答とのことでございますが、市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、

広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない、あらかじめ都道府県にその協議をすることから、この間に計画の変更を行う際には、議会へその都度おつなぎをしてきたところでございますが、各事業年度ごとに群馬県へ事業実績として提出をしている資料がございますので、その内容のおつなぎを今後、行わせていただきます。

3点目の実施事業の財源として、過疎債を発行する場合の基本的な考え方は、過疎債は元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される財政措置の優位な起債であります。また、町で策定している過疎地域自立促進計画に基づいて実施する事業であっても、適債性のある対象事業でないと過疎債の発行は認められません。予算編成の段階から、起債要件を満たしているか十分に精査し、事業の重要性、必要性を加味した上で過疎債発行を行っております。

4点目の財政規模を考慮した過疎債発行額の上限についてでございますが、過疎債の償還期限は12年間と短いため、多額の発行となると償還側の公債費が増大してしまいます。過疎債個別での発行額上限は設けておりませんが、財政健全化比率等に注視しつつ、借入が償還を上回らないよう、過疎地域自立促進計画にのっとり、事業を進めてまいります。

5点目の過疎計画策定後の4年間で、特に町民生活にとって効果的な実施事業を具体的に取り上げるとのことですが、当該計画内容の区分ごとに、当然、東吾妻町第1次総合計画との整合性を含め、事業の実施に留意しながら、その推進や展開を図っているところでありますので、町民生活の全般にわたり、効果的で、また有利なものになるよう、その対策を推し進めているところでございます。

また、平成22年度から平成25年度までの4年間に対する過疎計画事業の実績でございますが、分類別で申し上げますと、あがつまふれあい公園整備事業、町道林道改良事業、消防ポンプ自動車購入事業、原町小学校太陽光発電施設整備事業、福祉医療事業、下水道及び簡易水道事業に過疎債を充当してまいりました。

町民生活にとって効果的な実施事業として、ハード面では、町民の利便性向上と安全・安心を守るため、道路等インフラの整備や消防ポンプ自動車の配備、ソフト面では、社会保障施策として福祉医療事業など、総合的に自立促進事業を行っております。

6点目の今後2年間で新規に過疎計画事業を行う予定はあるかとのことですが、過疎地域自立促進のための財政上の特別措置について、十分に配慮し、群馬県や総務省、農林水産省、国土交通省の助言と協力を求めながら、新たに加える事業について精査を行い、計画の変更を協議していくものでございます。

7点目の本計画期間終了時、その成果をまとめ事業報告書として作成し、町民に対してホームページ等で公表する考えがあるかとのことですが、平成24年6月27日に東日本大震災の影響を踏まえ、合併特例債の発行期限が延長されることとあわせ、被災市町村から法の期間延長を求める強い要望に鑑み、本法律の期限を平成33年3月31日まで5年間延長する改正がなされたところでございます。これにより、現計画の延長を含めた手続について、群馬県が定める方針等に基づき進めてまいりますので、その過程においてしっかりと検証し、報告書の形式でなくとも町民の皆さんはもとより、議会に対しても情報をお示しするよう、必要な指示を行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） 今、過疎計画事業の基本的な考え方、また私がお願いをした具体的な事業については、残念ながら細かい点ではお示しをいただかなかったというふうに思っております。基本的な考え方だけでも、町長のお考えをお聞きしたということで、ありがとうございました。

町内全域が過疎地域の指定を受けている現在ですけれども、この過疎地域に指定を受けるには人口的な要件の中で、高齢者の比率、また若年者比率の問題、そして人口減少率が高い、そういったことを挙げられるのかなというふうに思っております。

そして、住民のニーズの一つとして、「企業の誘致、商工業の振興などの地域経済の活性化や若者の定住促進のために、農林畜産業などの地域資源を生かした製造業や観光の振興、企業や新分野進出への支援を図ることが求められています」と、私がここに今、持っているんですが、過疎地域自立促進計画には記されております。そうしたことを具現化するために、さまざまな事業を町では実施しているものと判断をいたします。毎年、事業の検証を行って、事業展開をしていることも、私の手元では平成25年3月変更ということで、これは毎年、その前24年、23年ということで、検証をして、事業展開をしていることも十分理解をしているところでございます。

過疎計画と総合計画がうまくリンクする中で、財源的に町にとって有利な起債事業として、過疎計画事業ができるものと判断をしております。

過疎地域の自立促進には、私は時間が相当かかることは予想されます。どんな抜本的改革、施策をすることが、この町にとって効果的なのかを見出すべく私、今回質問をさせていただきました。

過疎計画事業の方向性と問題点を確認することはできませんでしたが、言えること

は、少子高齢化社会の対策として、どうしてもこの過疎計画に基づいた中で具体的な事業を進めていかなければならない。また、町がその方向で事業を実施しているのではないかと、私は推測をしているところでございます。

私も議員として、こういった具体的な重点施策というものを調査・研究をして、今後、町政に対し、政策提言につなげるように努力をしたいというふうに考えているところでございます。

町民が町政に対して期待しているのは、町長が日ごろ言われている安全で安心、元気な町づくり、誰もが明るく活気ある町になることではないでしょうか。町は施策に対する事業を実施するに当たり、町民の理解と協力を得ることで、町民と行政との信頼関係が構築できるものと、私は考えております。

しかし、この町民の理解と協力を得る、その原理・原則を忘れて事業を進めることで、町民の行政に対する不安や不信感となって、行政執行の停滞を招くことにつながっていくことも想定をされるものでございます。

町長には、町民に対して、この過疎計画に基づく事業には何があるのか、また、総合計画とどのような関連性があるのかをよく町民に対して周知をしていただき、情報公開を積極的に進めるとともに、町民参加の事業展開を期待をいたすところでございます。

なお、最後に申し上げます。

この過疎事業計画は、町長就任と同時に、町内全域がその対象となり、始まったものであります。中澤町政のこの4年間に対する行政手腕を問われる一つになるものと、私は思っております。新聞報道等によりますと、町長選挙は無投票ではなくて、改選がされるようであります。町民の判断が4月20日に下されますので、私はその結果を待ちたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋爪英夫君） 以上で、須崎幸一議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、10番議員、青柳はるみ議員。

（10番 青柳はるみ君 登壇）

○10番（青柳はるみ君） 質問の時間を与えていただきました。

それでは、質問させていただきます。

女性特有のがんに対する受診勧奨「コール、リコールを」個別勧奨に対して、どう取り組むか、お伺いします。

2025年に向け、地域包括ケアシステム構築に向けた体制を伺います。

まず、乳がんと子宮頸がんの検診に5歳刻みの無料クーポン券が個人宛てに配布しました。受診のきっかけになった人も多いと思います。しかし、指定された日に都合つかず行けなかった、つい見過ごして気がついたら日が過ぎてしまったという声を聞きます。未受診の方に受診勧奨の事業が有効と思います。当町の受診率の向上になると思うが、他町の事例を見ると、電話や手紙でリコールしています。女性の健康と生命を守る取り組みを伺います。

次に、暮らしを営んできた地域で、顔が見える人々と一人一人が大切な地域の一員として、心豊かに生きていく。団塊の世代が75歳を迎える2025年には、この仕組みを地域に定着させないと思います。優先して解決すべき課題として、良質な医療と効果的な介護予防の提供、老老介護や孤独死、認知症の増加といった今、このさなかにいる人も少なくありません。住民本位の医療、病気を見るから暮らしを見る、治療すれば終わりという典型的な医療から脱却し、従来の福祉に当たるような実践があります。地域住民もその担い手として、積極的な参加が期待され、人的資源、介護や医療サービスの担い手、NPOや町民の各種グループ、スーパーアドバイザーである医師や各専門家とシステムの構築へ向けた準備が必要と思います。町長の言われたお年寄りが安心して暮らせる町に通じるとはと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の女性特有のがんに対する受診勧奨「コール、リコールを」についてですが、がんは日本人の死亡原因の第1位であり、2人に1人ががんに罹患し、3人に1人はがんで亡くなっております。がんによる死亡を減少させるには、まずは住民の生活習慣等の改善によるがんの予防及び早期発見、早期治療が重要であります。そのためには、がん検診の受診率を高めるとともに、質の高いがん検診を実施していくことが必要となります。

近年の医療の進歩により、がんは早期発見、早期治療を行うことで治癒率も高くなってきており、がん検診の受診率向上ががん対策の推進において極めて重要となります。

青柳議員のおっしゃる女性特有のがん検診の制度でございますが、具体的には、国の補助

事業を活用いたしまして、子宮頸がん20歳から40歳までの5歳刻みの方、乳がん検診で40歳から60歳までの5歳刻みの方を対象に、検診が無料で受けられる制度でございます。この制度が検診受診の動機づけになり、今後の受診率向上につながればと考えております。

しかし、ご指摘のとおり、通知を見過ごしてしまったとの声があります。そのような方への対策として、再勧奨を実施しております。具体的には、5月末に検診対象者に無料クーポン券の発送を行い、おおむね半年を経過した11月に未受診者に対して受診勧奨の通知を発送しております。通知には無料で受診できること、土日でも受診できることなどを入れ、カラー版でわかりやすく伝えております。

平成25年度におきましては、子宮頸がん検診無料クーポン対象者が399人でありまして、10月末までの利用者が46人で行いました。乳がん検診無料クーポン対象者は524人で、同じく利用者が84人で行いましたので、いずれも未受診者には再勧奨を行っております。その結果、子宮頸がん35人、乳がんでも35人の受診がありました。このように、再勧奨による効果は少なからずあったと考えております。

東吾妻町の受診率ですが、子宮頸がん検診で受診率25.2%、乳がん検診は29.2%、郡内では一番の受診率でございます。また、県平均は、子宮頸がん29.9%、乳がん23.1%であります。群馬県が目標とするがん検診受診率50%に対して、いずれもまだ開きがあるという現実がございます。

今後は、検診体制の整備として、土日検診の充実や県内どこでも受診できる相互乗り入れ制度の確立に向け、医師会など関係機関との調整が必要となります。町といたしましては、引き続きがん検診の必要性をPRしていくとともに、個別の受診勧奨及び再勧奨も行っております。

2点目の2025年に向け、地域包括ケアシステム構築の体制をについてですが、団塊の世代がこれから高齢者となり、その多くが75歳以上の後期高齢者になる2025年には、全国でも高齢化率が35%に近づくことが見込まれております。同時に、高齢者ケアのニーズはさらに増大し、また認知症高齢者数も増加が見込まれております。

これらのことを背景に、住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしい生活が続けることができる基盤や、システムを地域で確立していくことが求められております。この基盤こそ地域包括ケアシステムであり、その中核機関として、平成18年度の介護保険制度の改正により、地域包括支援センターが設置されております。

国においては、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に受

けられる地域包括ケアシステムの構築に本格的に乗り出したところでございます。来年度策定する平成27年から29年度の第6期介護保険事業計画に2025年までの中長期的なサービスや保険料の水準を推計して盛り込むよう求められております。在宅での介護費用は、施設入所の3分の1弱です。介護を予防し、施設より在宅で介護できる仕組み整備は切実な課題でございます。

この地域包括ケアシステムを先取りした形で実施しているのが、先日、地域再生大賞の準大賞を受賞いたしました大戸診療所ではないかと思っております。このように手本となる事例がございますので、ここに大いに学んでいきたいと考えております。

国において検討されている地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の充実を目指し、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化、介護予防の推進、地域包括支援センターの機能強化について、今後の課題として検討していきたいと思っております。

当面、平成27年度から始まる第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定では、日常生活圏ニーズ調査等を実施し、地域の実態を把握することにより、高齢者にその日常生活圏内でさまざまなサービスをトータル的に提供できる体制づくりの実現に取り組みます。

また、地域包括ケアに必要な人材として欠かせないのが、地域の元気な高齢者であります。生活支援や介護分野の担い手として活躍してもらうことが有効であると考えられます。今後、ひとり暮らしの高齢者の方が増加する中で、見守りなどのちょっとした支えがあれば、地域で暮らし続けることができる人は多く、ボランティア等、多様な主体が生活支援サービスを提供できるような体制づくりにつきましても検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（橋爪英夫君） 10番、青柳はるみ議員。

○10番（青柳はるみ君） 答弁ありがとうございました。

当町では、半年を経過した後、受診勧奨していただいて、また土日でもできるという施策をしていただいています。35人の効果があったということはよかったと思います。受診率は郡内でもトップということですが、目標の50%はまだ遠く、30%弱、しかし、これでも県内では高いほうだと思います。

今の答弁の中に、うれしいことに県内どこの医療機関でもできるようになるともっと利用しやすくなると思うという言葉がありました。ぜひ医師会などに働きかけていただきたいと思います。受診率アップの結果が出る取り組みをしてほしいと思います。

この事業を5年間実施して、全ての年齢に行き渡ったわけですが、海外、アメリカやニュージーランドでは80%、87%の受診率だといいます。

受診アップの方法ですけれども、秋田県の八峰町では、未受診の方に対して受診勧奨したら10%だったのが40%になった。どうしてかということ、ただお知らせをただけではなく、広報に何日から10日間お知らせをしておいて、未受診の方にもう一度クーポン券が行きますという電話をしたということです。朝8時30分から5時まで電話しますよ、また夜の方は5時から7時まで電話しますよ、それでもつながらない人には手紙しますという広報を回してやったということです。一人一人に対してコール、リコールしたということです。

町長にお聞きします。職員の皆さんがこのようなことだと非常に努力が必要になりますが、この辺の指導、リーダーシップをとっていただけますでしょうか、お聞きします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、受診率の高い地域の例も出していただきました。職員に対して、町民の皆様に丁寧なコール、リコールを行うことで受診率もアップしていくように思われます。今後も丁寧な対応ができるように、指示をしてまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 10番、青柳はるみ議員。

○10番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

せっかく25年度補正予算、26年度予算に厚労省から盛り込まれた予算です。ですので、力を入れていただきたいと思います。26年、27年の2年間の取り組みです。検診につながらないケースに対応してほしい、女性の命を守る施策をよろしくお願いいたします。

次に、包括ケアシステムですが、27年度から第6期の計画を立てるということで、まず生活圏のニーズの調査をされるということで、この間の大雪の状態でも地域の様子がわかると思いますので、ニーズ、そこら辺もまた参考にさせていただきたいと思います。

生活支援や介護分野の担い手として、元気な高齢者に活躍してもらいたいということです。ここにいらっしゃる方も2025年には幾つになっているのでしょうか、老人会には入っていますが、きっと老人会でも若手のほうだと思います。今、答弁にありましたちょっとした支えがあれば、高齢者、暮らしていける人が確かに多い。この言葉は非常に心に響きました。ちょっとした支えがあれば暮らしていけるというのは、目にも、町内の方々85歳を過ぎてもかくしゃくと畑に行っている方を思い浮かべられます。ちょっとした支えがあれば暮らしていける人は確かに多い。元気な高齢者のボランティアの参加の雰囲気をつくるのが大事だと思います。

当町は大震災の際、避難してきた方に対してボランティアを募りました。大勢の方の申し込みがあったと聞いております。そのボランティア精神の素地は十分にあると思っています。男性も細かいことはできないけれども、何かするという事で、病院への送り迎えを徹底してやっている方がいました。自分にできることはこれだということで参加しておりました。高齢者のやってほしいこと、やってあげられることなど、ニーズをよく調査をしていただきたいと思います。

そこで町長にお伺いします。大雪のとき、地域差もありますが、地域の状態、ニーズについて、どう受けとめたでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町、大変広い地域でございまして、原町のような市街地もございますし、本当に山合いの地域もあるわけでございます。大雪の場合にも、それぞれその地域によって対応の要望というものも変わっているものでございます。しかし、共通をしているのが、早急に道路を使用できる状況にしてくれというのが、まず第1でございました。しかし、地域によってはかなり奥地化しておるところもございますので、その点がおくれてしまうという部分は否めない点もありました。

今後は、そういう点を踏まえて、どこでも早急に町民の皆様が道路を使って生活に支障のないような状況をつくっていくことが大切だというふうに思っております。特に、介護が必要な方、あるいは病院に行かなければならない方、薬をもらわなければならぬ方も当然多くあるわけでございまして、そういうきめ細かな対策も各地域に対応できるような、そういう状況をこれから検討してまいりたいと思っております。

地域によっては、お年寄りをお年寄りの方をあるリタイアした方が車に乗せて病院まで行って、送り迎えをしているようなところもございますので、そういうボランティアの精神というものも、これから大いにありがたく活用させていただいて、お年寄りの皆さんの生活に支障のないように考えてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 10番、青柳はるみ議員。

○10番（青柳はるみ君） 答弁ありがとうございます。

今、町長のほうから、それぞれの人の顔が見えるようなお話が最後のほうにありました。ちょっと安心しました。漠然と地域として捉えるのではなく、やはり一人を大切にするとところから、それから町政が始まるんだと思います。

この間の大雪のときに、今、根津議員のほうから消防団という話がありました。私の見て
いる中で、自分の家の道路までがはけたとき、その後何したかという、消防小屋を雪かき
しました。その次に、消防団員が泉沢で見かけたんですが、防火用水路までの車の通り道を
雪かきしているのをちょうど見ました。自主的にやったださっています。そのように自主
的にやっていただける方は本当に多いと思いました。また、ここにおられる議員も、毎日毎
日自分の家の機械を使ったり、スコップでやったり、また地域でも、あの家はひとり暮らし
だから、道路まで出たときに何をしたかという、ひとり暮らしのところへ向かったという
ことが多かったです。

地域の方の自主性を今、期待する町長のお答えがありましたが、それを引き出せるのは日
常だと思います。普段の原材料支給、また力を合わせた花壇の作成、また集まっては、不自
由な道、こさ切り、竹やぶの雪がかかるとおりてくるということを地域でやっているところ
は、非常に今回、力を合わせてできたのではないかと思います。普段のそんなような、集ま
っては何かみんなで考える、みんなでやる、そういうことをやっている地域は、今回強かつ
たかなと思いますので、ちょっと調査していただきたいと思います。

最後に、地域再生大賞の大戸診療所に見習いたいとお話がありましたが、公の助け、公助
を断ち切られた坂上中心に、背水の陣で立ち上げた歴史があると聞いております。健康保険
証を持っていても医療を受けられない人のために、初めから送迎を行った診療所だそうです。
地域そのものが病院、診療所は診察室、それぞれの家庭が病院の個室、車の送迎や病院の廊
下を走っているようなものだ、そのような言葉がありましたが、そういう大口診療所の話を
聞くと、包括センターそのものだと思います。

地域全体が癒やしの空間になっている、その大口診療所の能動的に動く人を育てる方法が
手探りな状態だと言っています。地域のために働く気風を本気で考え、地域の実情に応じ
たネットワークの構築を考え、行政指導を願いたいと思いますが、この能動的に動く人を育
てるという課題に対して、町長、どんなお考えを持っていच्छいますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お話の中にございました地域再生大賞の準大賞を受賞した大口診療所
は、東吾妻町の誇りの一つでございますので、今後、この例を大いに学んでいきたいと考
えております。

また、地域のボランティアの方々的那种精神をより高めるために、町といたしまして
も一つのボランティアセミナーみたいなものが開ければというふうに思っております。その

ような活動の中で地域を支えるボランティア精神というものを高揚してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 10番、青柳はるみ議員。

○10番（青柳はるみ君） 今、ボランティアセミナーというお話がありました。確かに大震災のボランティアで、やはりそういう訓練を受けていない方というのは、協調性がいまいち大変だったということを聞きます。とてもそれも必要なことだと思います。この能動的に動く人を育てる、この施策を課を越えて、来るべき高齢化社会、最高の2025年に向けて、今、非常に一生懸命考えなくちゃいけないと思います。各課を越えてお願いしたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（橋爪英夫君） 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定しました。

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（橋爪英夫君） 閉会の前に、町長の挨拶をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成26年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る5日に開会をされました本定例会におきましては、専決処分の承認1件、条例関係といたしまして、東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてなど18件、予算関係では、平成26年度一般会計予算など16件、その他5件、あわせて40件を提案させていただき、全てを原案どおりご議決いただき、本日閉会の運びとなりました。

今回の審議結果や一般質問などで、多岐にわたるご意見や具申もありましたが、これらの状況を真摯に受けとめ、今後町政を執行する中で生かしていきたいと存じます。

なお、本会議で成立をいたしました平成26年度一般会計当初予算等の執行につきましては、引き続き経費の節減や効率的な運用に努めていきたいと考えております。

さて、いよいよ年度変わりの時期になりますが、13日に举行されました中学校の卒業式には、議員各位にもご臨席をいただき、祝福の言葉をいただき、無事举行されました。卒業生は、在校生や関係者に見守られ、新しい世界へと羽ばたいていきました。

定例会終了後も公私ともにご多忙の日々を迎えると存じますが、議員活動にご精励されるとともに、町の諸事業、諸政策の推進のため、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（橋爪英夫君） 閉会に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

平成26年第1回定例会は、3月5日から本日まで14日間にわたり開催され、専決処分の承認初め、平成26年度当初予算8件、平成25年度補正予算8件、条例の制定等18件及びその他5件の執行部提案に加え、請願書・陳情書の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。

また、町政一般質問には3人が立ち、ここに終了することができました。

14日間にわたる会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、また、諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心からお礼を申し上げます。

会議中の発言には、町政を執行するに当たり、参考になるものがあったかと思えます。新しい年度の町政執行に当たり、それらが十分生かされてくるものと期待をいたします。

また、関東地方は、先月、歴史的な豪雪に見舞われました。町内でも農業用施設や車庫など、広範囲に大きな被害がありました。行政として迅速な被害状況の把握とその支援に取り組まれることを望むところでございます。

◎閉会の宣告

○議長（橋爪英夫君） 以上をもって平成26年第1回定例会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。

（午後 零時04分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 橋 爪 英 夫

署 名 議 員 水 出 英 治

署 名 議 員 茂 木 恒 二

署 名 議 員 金 澤 敏